

# 自己点検・評価報告書

平成 20 年 3 月 31 日

大宮法科大学院大学

研究科長 署名欄

---

印

第1	法科大学院の基本情報	1
第2	自己点検・評価報告書作成のプロセス	2
第3	自己点検・評価の内容と結果	
	第1分野 運営と自己改革	
1 - 1 - 1	法曹像の周知	3
1 - 2 - 1	自己改革	6
1 - 3 - 1	情報公開	8
1 - 4 - 1	法科大学院の自主性・独立性	10
1 - 4 - 2	学生への約束の履行	12
1 - 5 - 1	特徴の追求	13
	第2分野 入学者選抜	
2 - 1 - 1	入学者選抜基準等の規定・公開	15
2 - 1 - 2	入学者選抜の実施	22
2 - 2 - 1	既習者選抜基準等の規定・公開	23
2 - 2 - 2	既習者選抜の実施	23
2 - 3 - 1	入学者の多様性の確保	24
	第3分野 教育体制	
3 - 1 - 1	専任教員の数	27
3 - 1 - 2	専任教員の必要数	28
3 - 1 - 3	実務家教員の割合	29
3 - 1 - 4	教授の比率	30
3 - 1 - 5	教員の年齢構成	31
3 - 1 - 6	教員のジェンダー構成	32
3 - 2 - 1	担当授業時間数	33
3 - 2 - 2	教育支援体制	35
3 - 2 - 3	研究支援体制	37
	第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み	
4 - 1 - 1	FD活動	39
4 - 1 - 2	学生評価	50
	第5分野 カリキュラム	
5 - 1 - 1	科目設定・バランス	55
5 - 1 - 2	科目の体系性・適切性	59
5 - 1 - 3	法曹倫理の開設	65
5 - 2 - 1	履修選択指導等	66
5 - 2 - 2	履修登録の上限	68

第6分野	授業	
6 - 1 - 1	授業計画・準備	71
6 - 1 - 2	授業の実施	75
6 - 2 - 1	倫理と実務の架橋	96
6 - 2 - 2	臨床教育	102
第7分野	法曹に必要な資質・能力の養成	
7 - 1 - 1	法曹養成教育	112
第8分野	学習環境	122
8 - 1 - 1	施設・設備の確保・整備	130
8 - 1 - 2	図書・情報源の整備	131
8 - 2 - 1	学習支援体制	137
8 - 2 - 2	学生へのアドバイス	142
8 - 2 - 3	カウンセリング体制	145
8 - 2 - 4	国際性の涵養	147
8 - 3 - 1	クラス人数	150
8 - 3 - 2	入学者数	154
8 - 3 - 3	在籍者数	156
第9分野	成績評価・修了認定	
9 - 1 - 1	厳格な成績評価基準の設定・開示	157
9 - 1 - 2	成績評価の厳格な実施	161
9 - 1 - 3	成績評価に対する異議申立手続	164
9 - 2 - 1	修了認定基準等の設定・開示	166
9 - 2 - 2	修了認定等の適切な実施	169
9 - 2 - 3	修了認定に対する異議申立手続	170
第4	その他	171
別表	学生数及び教員に関するデータ	
別紙	教員個人調書	

## 第 1 法科大学院の基本情報

- 1 . 大学院名 大宮法科大学院大学
- 2 . 法務博士が授与される大学院課程の名称 法務研究科法務専攻
- 3 . 開設年月 平成 16 年 4 月
- 4 . 当該大学院課程の教学責任者 氏 名 柏木 俊彦  
所属・職名 法務研究科法務専攻  
学長  
連絡先 048-658-8101 (代)

### 5 . 認証評価対応教員・スタッフ

- 氏 名 北沢 義博  
所属・職名 法務研究科法務専攻  
副学長  
連絡先 048-658-8101 (代)

## 第2 自己点検・評価報告書作成のプロセス

### 1 自己点検評価委員会における作成作業

#### (1) 自己点検評価委員会のメンバー

北沢 義博、川端 和治、花井 哲也、萩原 猛、釘澤 知雄、中島 広樹、  
竹内 淳、上田 正和、前田 修志

#### (2) 自己点検評価委員会における審議・作成

平成 19 年 12 月 14 日の委員会で執筆者を決定、執筆原稿を以下の委員会期日で  
検討、報告書原案を作成

平成 20 年 1 月 18 日

同年 2 月 15 日

同年 3 月 3 日

同年 3 月 11 日

#### (3) 教授会での審議

上記原案を平成 20 年 3 月 12 日の教授会で審議し決定

以上

### 第3 自己点検・評価の内容と結果

#### 第1分野 運営と自己改革

##### 1-1-1 法曹像の周知

(評価基準) 養成しようとする法曹像を明確にし、関係者等に周知していること。

#### 1. 現状

##### (1) 本学が養成する法曹像

法の支配の実現は、司法に対する信頼を不可欠の要素とする。司法に対する信頼は、司法を担う法曹が信頼に値する役割と責任を果たすことによって築かれる。信頼される優れた法曹の存在なくして司法に対する信頼はなく法の支配の実現もありえない。

本学は、第二東京弁護士会との提携によって建学されたことにより<sup>1</sup>、教員の過半数が司法の利用者に最も身近な法曹である弁護士から構成されているが、本学の養成する法曹像は、弁護士のみならず裁判官及び検察官を含むものである。

本学は、養成する法曹像として、次のような法曹を描く。

第1に、法曹は、何より自律した精神をもつことが必要である。自律した精神を保持する法曹は、多数意見や時代の流れやその時々への権力に屈せず、基本的人権と正義の規範に従って行動する。また、法曹は、柔軟な精神をもつことが必要である。柔軟な精神をもつ法曹は、社会に生起する変化・進展する様々な事実に対応する思考力を身に付けることができる。更に、法曹は、共感する心をもつことが必要である。共感する心をもつ法曹は、基本的人権や正義の救済を求める人の叫び声に耳を傾けることができる。本学は、このような自律した柔軟な精神と共感する心をもった法曹を養成する。

---

<sup>1</sup> 「2009年度 大宮法科大学院大学 大学案内」

第2に、法曹は、法律専門職としての役割と使命を支える責任感、倫理観を自覚することを求められている。法曹は、かかる法律専門職としての役割と使命を内容を深く思考、理解し、かかる役割と使命を忠実に果たそうとする責任感、倫理観に基づいた行為基準を自らの規範として引き受ける法曹を養成する。

本学は、上記のように自律した柔軟な精神と共感する心を持ち、フロンティア精神をもって、法の支配をあらゆる社会分野に及ぼすためにひたむきに歩む法曹の養成を目指す。

## (2) 周知徹底

### (ア) 学生への周知

本学の目指す法曹像は、入学者募集の段階から入学希望者に周知され<sup>2</sup>、学生は、入学時から、これを認識しつつ学修に励んでいる。

入学後は、弁護士教員が専任教員の過半数を占めている特色を活かして、自らの経験をもとに、目指す法曹像をそれぞれの表現内容で学生に伝えている。授業科目で言えば、本学の「専門職責任1,2」<sup>3</sup>において、合計4単位と十分な時間を割いており法律専門職の責任・倫理の内容を多義にわたって思考する機会を設けている。裁判官、検察官の法曹としての心構えも「専門職責任1,2」の科目のゲストスピーカーとして話がなされている。更に、「現代弁護士論」<sup>4</sup>では、現在各分野で最も活躍している弁護士をゲストスピーカーとして招いて弁護士としての生き方、活躍振りを学生に聞かせ、法律専門職としての責任感、倫理観、そしてフロンティア精神の発現の具体的な事例を話題として提供している。

### (イ) 教員への周知

本学が養成する法曹像は、教授会やFD等の議論の前提として共通の認識として認知されている。

### (ウ) 社会への周知

<sup>2</sup> 大学案内、8-2-2に記述の入学者に対するガイダンス等参照

<sup>3</sup> 「2008履修案内」

<sup>4</sup> 「2008履修案内」

本学が目指す上記の法曹像は、多様な側面からの表現が可能な内容である。この法曹像は、第二東京弁護士会の会員にとっては馴染みのあるものであり、その都度、表現を変えながらもその精神が折に触れて説明されている。

周知手段としては、本学が毎年発行する「大学案内」でトップリーダーその他が各自の表現で本学の目指す上記法曹像を語っている。また、本学のインターネットホームページ<sup>5</sup>においても、本学の教員構成、予定行事、その他最新の情報とともに本学が養成する法曹像につき学園の理事長、二弁の会長、トップリーダー、各教員がそれぞれの表現内容で発信し公開している。このホームページは、本学を知る最も重要な情報発信手段となっている。

本学では毎年5回か6回、入学希望者のための説明会を大宮、東京その他の地方で行っておりその際本学の目指す法曹像が各説明者によって説明されている<sup>6</sup>。

## 2．点検・評価

本学が養成しようとする法曹像は、具体的な表現に差異はあるとしても第二東京弁護士会の会員としては身近なものであり、学生、教員、社会のいずれの分野においても多様な仕方で周知がなされている。

## 3．自己評定

A

(理由) 法曹像は、抽象的にならざるを得ないが明確であり、いろいろな機会を捉えて周知されている。

## 4．改善計画

特になし。

---

<sup>5</sup>

<sup>6</sup> 別添資料3 1 「大宮法科大学院大学 広報活動一覧」

## 1 - 2 - 1 自己改革

(評価基準) 自己改革を目的とした組織・体制が適切に整備され機能していること。

### 1. 現状

#### (1) 自己改革の組織・体制

本学の自己改革の活動を主として担う委員会としては自己点検・評価委員会が存在する。この委員会は、学則に基づき設置されている<sup>7</sup>。

本学は、2005年度の日弁連法務研究財団のトライアル評価を受けるために、2005年5月、入学者選抜、FD、授業、法曹養成教育、学習環境の5分野の評価項目について自己評価報告書を作成し、同年12月に同財団の評価報告書を受領した。自己点検・評価委員会は、同財団の報告書の内容が本学の改善に極めて有益であると判断し、同報告書を本学図書館で学生の閲覧の対象とするとともに、その内容を全専任教員が共有するために専任教員全員に配布した。その後、2006年6月から日弁連法務研究財団の評価項目のうちの第2分野(入学者選抜)、第6分野(授業)及び第9分野(成績評価・修了認定)を除く分野で現状及び改善項目の内容とする自己評価報告書案を作成することを自己点検・表か委員会で決定し、2007年3月に自己評価報告書を作成し(中間報告書)ホームページに掲載した。更に、2007年7月には、上記3分野の自己点検・表かを追加した報告書(最終報告書)を作成した。本学は第二東京弁護士会の委員会である「法科大学院支援委員会」からの多大の支援をうけていることから、2007年7月20日に「二弁への報告会」を開催し、上記最終報告書をもとに会員向けの報告を行なって本学の活動報告を行なうとともに会員との意見交換を行なった<sup>8</sup>。最終報告書もHPに掲載している。また、2007年10月13日に1期生の新司法試験合格者を発表者とする第二東京弁護士会会員向けの会員集会を開催し、本学の修了生を通し

<sup>7</sup> 別添資料4「学則及び規則集」

<sup>8</sup> 別添資料32「二弁報告集会案内資料」

て本学の法曹養成のあり方についての討議が行なわれた<sup>9</sup>。このような第二東京弁護士会との提携を活用した自己改革を行なっていることは、本学の特徴を示すものである。

本学は、自己点検評価委員会規則に基づき、外部評価を受けることとしており、2008年3月に委嘱した学外有識者である外部評価委員<sup>10</sup>からの意見を今後聴取し、その内容を外部評価意見として本報告書に追加添付する予定である。

## 2．点検・評価

本学は、第二東京弁護士会の「法科大学院支援委員会」を通じたりあるいは外部評価委員を委嘱したりして、自己評価に本学外の第三者である実務法曹や外部有識者の視点を取り入れる工夫をしている。今後ともこの方針を維持、継続させていくことを予定している。また、自己改革は、自己改革・評価委員会、教務委員会、FD委員会等によって常時検討課題とされている。今後とも、本学の学生の実体にあわせた法曹養成のあり方を模索していく努力を行なっている。

## 3．自己評価

### A

(理由)組織は、適切に整備されており、その目的のために機能している。

## 4．改善計画

自己点検・評価は継続的な課題でありあらゆる機会を捉えて長期的な視点にたった改善を図るべく日々検討している。自己点検は、学生の実体の点検とそれに合わせた改善計画が必要である。学生の法的思考力の基礎力の充実のための努力が必要である。そのために、カリキュラムの改善を含む本学の次期構想案を学長を中心とした運営委員会で策定中である。

<sup>9</sup> 別添資料 33「二弁会員報告書集会案内」

<sup>10</sup> 別添資料 34「外部評価委員一覧」

## 1 - 3 - 1 情報公開

(評価基準) 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

### 1. 現状

#### (1) 学外への情報開示及び開示方法

本学は、教育活動等の外部への情報公開の重要性に鑑み広報委員会を設置し、広報委員会を中心に、積極的な情報開示に努めている。

本学の基本方針、入学者選抜、教員体制、授業科目概要、成績評価、単位認定等については、インターネットのホームページ上で随時公開している。加えて、やはり本学が毎年発する「大学案内」においても本学の基本方針、すべての教員名と担当科目その他の本学についての基本的な情報が掲載されている。本学のその年の入学者選抜の基準及び方法を含む入試情報については、毎年発行される「学生募集要項」においてその詳細を発表している。また、オープンスクールや教員のメッセージをホームページにトップリーダーの授業風景をビデオにして配布するなどして本学の教育内容についての情報公開に努めている。

#### (2) 学内への情報開示及び開示方法

本学の授業関連の情報であるシラバス、成績評価、単位認定、修了要件等については、本学が毎年発行している学生向けの「履修案内」によって印刷物として学生に配布するとともに、毎回の授業のレジュメについては授業の1週間前に本学の学生及び教員のみがアクセス可能なTKCシステムに掲載している。

学生からの授業や成績についての要望は、教務部長に直接口頭又はEメールで送られている。教務部長が自らの判断で対応しうるものは自ら対応し、教務委員会で審議すべき事項については教務委員会で審議し、教授会の決定事項は教授会の決定を経た後学生に対応している。

学生からの施設等についての要望は、学生委員会で随時学生からの要望を受けつけ可能な限り学生に対応している。図書館に対する要望につ

いては専門の常勤の図書館員が3人で学生からの質問や文献調査のアドバイスのにのっている。また図書館内に目安箱を設けて学生はいつでも要望を図書館に伝えることができるようになっている。

### (3) 教員間の情報交換

教員間には二つのメーリングリストがある。一つは、Eメールで非常勤、アドバイザースタッフを含めたすべての教員間の情報交換が行われるメーリングリストである。他の一つは、専任教員のみでEメールで情報交換が可能なメーリングリストである。これらのリストを通じて有益な意見交換がなされている。

## 2. 点検・評価

本学の教育活動等に関する情報については、適切に公開され、学内外からの質問、提案や要望に適切に対応できる体制が構築されている。

## 3. 自己評価

A

(理由) 情報公開は、十分行なっている。学生からの改善要望についても対応している。

## 4. 改善計画

現在の方針を維持、継続していく。

## 1 - 4 - 1 自主性・独立性

(評価基準) 法科大学院の教育活動に関する重要事項が、法科大学院により自主性・独立性をもって意思決定されていること。

### 1. 現状

本学は、学校法人佐藤栄学園（以下、学校法人という）が設立母体ではあるが、本学は、学校法人が設置するいずれの教育機関からも独立した法科大学院大学として設立されている。従って、他学校又は他の付属教育機関からの独立性についての問題は生じない。本学は、本学の学則に則って運営されている<sup>11</sup>。本学の教授会は、本学の最高意思決定機関として、教育に関する事項、教員人事に関する事項、学生に関する事項、研究に関する事項、本学修了の認定に関する事項、学則その他学内諸規程に関する事項、自己点検・自己評価に関する事項、及びその他本学に関する重要事項を決定する権限を有する。このように、本学の教育、教員人事、学生、その他の重要事項はすべて教授会で決定されている。教授会を開催できない緊急案件の処理については、学長、副学長及び数名の専任教員からなる運営委員会が決定することができるようになっている<sup>12</sup>。

本学のカリキュラム、授業内容、教育内容・教育方法の改善、学習環境の整備、図書館運営、成績評価、修了要件等のすべての主要な事項は、教授会の決議に従って設立された各委員会によってそれぞれの所管分野に応じて審議され、必要に応じて教授会の決議を経て決定されている。各委員会の権限及び運営は、教授会によって採択された各委員会規程<sup>13</sup>に従っている。

本学の専任教員の採用及び昇任については、「大宮法科大学院大学教員の採用及び昇任規程」<sup>14</sup>に従って審議される。この規程によると、学長は、専任教員の採用又は昇任の選考の必要を認めるときは、教授会の議を経て

<sup>11</sup> 別添資料4「学則及び規則集」 学則第9条

<sup>12</sup> 別添資料4「学則及び規則集」 運営委員会規程第4条

<sup>13</sup> 「学則及び規則集」(閲覧資料)

<sup>14</sup> 「学則及び規則集」(閲覧資料)

人事委員会諮問する。人事委員会は、大宮法科大学院大学人事委員会・人事手続規程に従って選考し、その選考結果の報告を受けて教授会の承認を得て学校法人理事長に上申する手続きを設けている。本学は、教学的な必要に応じて自主的に専任教員の選考を行っているが、教員との契約主体は、学校法人である。

## 2．点検・評価

本学の自主性、独立性については、組織規定上もその運営においても特段の問題はない。

## 3．自己評定

適合

(理由) 本学の自主性・独立性は制度的にも実態的にも確保されている。

## 4．改善計画

特段の計画はない。

## 1 - 4 - 2 学生への約束履行

(評価基準) 本学が教育活動等の重要事項について学生に約束したことを実施していること、実施していない場合には合理的理由があり、かつ適切な手当等を行っていること。

### 1. 現状

本学が学生に約束した重要事項は次の通りである<sup>15</sup>。

充実したエクスターンシップを含むリーガルクリニックの提供

法学の基礎から最先端の法律問題まで対象とする開講科目

実務家の視点を生かしたカリキュラム

教員によるチューター制度と若手弁護士によるアドバイザリースタッフ

設備・サービスが充実した図書館

学修し易い施設・設備

上記の諸点については、 から までについては、第5, 6分野で、  
から までについては第8分野で記載している通り適切に対応している。

### 2. 点検・評価

本学が学生に約束した重要な項目は実施、維持されている。

### 3. 自己評定

適合

(理由) 本学が学生に約束した項目は、本学の特徴でありそれを維持している。

### 4. 改善計画

特にない。

---

<sup>15</sup> 「2009年度 大学案内」

## 1 - 5 - 1 特徴の追求

(評価基準) 特徴を追求する取り組みが適切になされていること

### 1. 現状

#### (1) 本学の基本制度設計

本学は、第二東京弁護士会との提携によって建学され、かつ法学部を有しない独立型の法科大学院として設立されたという経緯から、法科大学院として極めて特徴ある制度設計がなされている<sup>16</sup>。第1に、本学は2年短縮課程を設けず3年及び4年を修業年限として設計されている。法科大学院は、法学部教育が目指す教育とは異なる法曹養成に特化した教育機関であるべきとの観点から法学部で受けた教育を本学での教育期間の短縮の理由としないという設計をなしている。また、入学者の多様性を確保するために、他学部出身者への配慮を考慮した環境整備でもある。

第2に、昼間主コースに加えて夜間主コースを設けたことである。社会のあらゆる分野で活躍し得る法曹を養成するためには入学者の多様性を確保する必要がある。多様性を確保するためには社会人が入学し易いようにすることが必要である。この目的のためは、夜間主コースを設けることが適切であることを理由とする。

第3に、本学は、理論と実務の架橋を目指した教育の一つのあり方として専任教員に対する実務家教員の占める割合を研究者教員を上回る比率としたことである。第二東京弁護士会と提携していることによってはじめて可能となっている本学の特徴である。

第4に臨床科目を含む実務基礎科目の充実である。本学は、第二東京弁護士会のみならず埼玉弁護士会の会員からの協力も得て実務基礎科目を極めて充実した内容のものとしている。臨床科目については、学内にクリニックのための「ロード法律事務所」を開設するとともに、さいたま弁護士会及び第二東京弁護士会所属の専任教員によるエクスター

---

<sup>16</sup> 「2009年度 大学案内」

ンシップ、民事１，２、刑事１，２、情報公開、法律相談という合計６つの各クリニックを開設している。このように、本学は、法律実務基礎科目につき、１９科目、４３単位を提供している。

本学のこれらの特徴は、２００４年度の開校以来現在まで維持されている。これらの制度的特徴は、入学者選抜、教育体制、FD、カリキュラム、授業、法曹に必要な資質・能力の養成、学習環境及び成績評価・修了認定といった重要項目のすべてに影響を与えており、法科大学院構想の理念である理論的教育と実務的教育の架橋を目指す法曹養成に特化したプロフェSSIONALスクールのあり方を追求することからきたものである。

## ２．点検・評価

本学が追求する特徴は法科大学院創設の理念に沿うものであり評価できる。特に、社会人のために夜間主コースを設けて、昼間主コースの学生とまったく同等の教育の機会を与えることは教員及び職員の負担を極めて重いものにするものであるが今後とも維持されるべきである。

## ３．自己評価

A

(理由) 本学の特徴は、他の法科大学院に比し極だっており、その特徴追求の努力が現実的になされている。

## ４．改善計画

本学の特徴の維持のための努力を継続する。

## 第2分野 入学者選抜

### 2-1-1 入学者選抜基準等の規定・公開

(評価基準) 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

#### 1. 現状

##### (1) アドミッションポリシー

本学のアドミッションポリシーは、「出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を行う」<sup>17</sup>ということであり、これは法律家となろうとする高い志を持った多様な学生を幅広く受け入れるということである。

そのため、入学者選抜試験の透明性・公平性は当然の前提としながらも、特に、法学部以外の文系・理系の学部、大学院修士・博士課程の修了者、働きながら学ぶ意欲を持つ社会人あるいは高度の外国語能力のある人たちが、進んで本学の受験を志願する意欲を持ちうる制度を用意している。すなわち、本学は、同一大学内に法学部・法学研究科を持たない独立大学院大学として設置することによって、法学部以外の学部の出身者を積極的に受け入れる姿勢を明示し、また、とくに従来法曹をめざすことが困難であったと考えられる有職社会人のために、夜間主コースを設置し、さらに4年制の長期履修課程をも設置した。また入学試験において、他の点で同程度と認められれば、社会人を社会経験のないものより優先し、また法学部卒より他学部卒を優先して入学させている。また女性の法曹界への一層の進出を促すため、他の点において同等と認められれば、女性を優先して入学を許可することになっている。

もちろんこれは法学部の男性新卒者を排除しているという意味ではなく、法曹になるという強い意欲と入学後に能力を伸ばす潜在的可能性を持っていると判断された者については、自己申告書の採点及び面接試験において、分け隔てなく高い評価を与えている。

---

<sup>17</sup> 平成20年度募集要項2頁

その結果、本学において入学者に占める社会人（実務経験者）の割合は毎年61.8%から83.1%と毎年極めて高く、また医師、薬剤師、弁理士、司法書士、税理士などの資格を持つものや理系のエンジニア、銀行員、公務員、マスコミなど、多彩なバックグラウンドを持つ学生が入学している。

## （2）選抜基準及び選抜手続きの内容

本学の入学者選抜試験は、書類審査と小論文による第1次試験と面接による第2次試験の総合評価で行われている。

書類審査は、適性試験の結果の証明書（DNC 及び法務研究財団のいずれかまたは双方の適性試験の点数の証明書。法務研究財団の適性試験の点数は、同財団の提供する換算表により DNC の点数に換算しており、双方の点数が提出されたときには、よりよい方を採用している）、法曹となることを志す動機と法曹としてふさわしい人材である事についての自己評価を述べた自己申告書、学歴・これまでの学業成績の証明書、語学能力の証明書（TOEFL または TOEIC の成績証明書）、社会人として受験する場合は受験者の適性をよく知る人（職場の上司、同僚に限られない）の推薦書、その他受験者が自己の能力をアピールするために適切と考える任意提出資料（論文、著作など）を提出させ、これを評価して採点している。本学は、入学試験における「社会人」を、「入学時において大学卒業後3年以上を経過し、かつ1年以上の職業経験（NGO 活動、NPO 活動・ボランティア活動等の社会的経験を含む）」と定義しているが、社会人として受験する場合の推薦書は、その資格を有することの証明資料となる。

なお適性試験の点数は、素点ではなく他の要素に対する配点とのバランスをとるため、DNC 得点の実際の最高点を25点として素点を圧縮した点数をその志願者の点数としている。

自己申告書の採点は、3名一組の採点者がそれぞれ厳格な相対評価の枠に従って4段階で採点し、その合計点をその志願者の得点としている。これは採点者の主観的要素により採点に偏りが出るのでできるだけ補

正するためである。

小論文試験は、受験者の日本語の読解能力と表現力を試す試験である。法律の知識とは関係のない内容の長文を読ませて、その要約をさせたり、内容について受験者が理解しているかどうかを試す設問に700字から1000字程度の長さで回答させることにより、受験者の読解能力と理解したことを的確な日本語で表現する能力を試している。採点は、詳細に定められた採点基準に従い2名一組の採点者がそれぞれ厳格な相対評価の枠に従って採点し、その平均点により4ランクの相対評価をする。これは採点者の主観的要素による採点の偏りをできるだけ排除するためである。

書類審査では、適性検査（ただし素点を圧縮した点数）、自己申告書の評価点、学歴点、語学能力点、社会人点と小論文点の合計点で第1次選抜を行う。なお、適性検査点、自己申告書点および小論文点に比較して、学歴点、語学能力点および社会人点は低い比重しか与えられていない。ボーダーラインにおいて、女性と男性が並んだときは、女性を優先して合格させる。

書類審査の合格者には、面接試験を課す。

面接試験は3名の試験官が、志望動機や熱意の程度、口頭コミュニケーション能力、人柄、将来性などを、一人当たり15分程度かけて質問し、採点する方法で行っている。この面接試験では、志願者の自己申告書の内容、これまでの学業成績、社会人の場合の推薦書なども、質問の材料として使用される。また、志願者が法科大学院の三年間の課程でどれだけ法曹となるものとしての実力を伸ばすことができると見込まれるかという潜在的可能性も、重要な判定要素とされる。採点は、三人の面接者がそれぞれ厳格な相対評価の枠に従ってつけた点数を合算するという方法で行われる。これは特定の面接者の主観により不公平が生ずるのをできるだけ避けるためである。

最終的な合否判定は、第一次試験と第二次試験の合計点で、決定されるが、面接点が零点の場合、面接試験で現れた人格や態度に将来法曹になることがふさわしくない問題点がある志願者であると考え、不合格に

している。また、合否のボーダーラインに女性と男性が並んだときには、女性を優先して合格させることにしている。

これらの入学試験手続きは、毎年度ごとに入学者選抜委員会で決定され、教授会の承認を得ている。また一次試験、最終判定のそれぞれの合否判定は、入学者選抜委員会で原案を策定し、教授会で決定している。

### (3) 学生受入方針、選抜基準、選抜手続きの内容の公開

本学は、アドミッションポリシー、選抜基準、選抜手続きを、募集要項、入学案内パンフレット、ホームページ、入試説明会により開示している。ただし書類審査における適性試験の比重、自己申告書その他の提出書類の採点基準と点数、小論文試験の採点方法とその比重、面接試験の採点方法とその比重は、公開した場合の弊害を考慮して公開していない。

## 2. 点検・評価

本学のアドミッションポリシー（学生受入方針）は、「出身大学・文系理系・学部を問わず、公平で、開放的で、多様性を重視した選抜を行う」という明確なものであるが、この方針は多様で有能な弁護士を育てるという本学の基本方針に適合している。また、入学者選抜は、このアドミッションポリシーに従って、選抜基準と選抜手続きが組み立てられている。

第一に、本学の入学者選抜は、法学の知識、学習経験は問わない試験となっている。すなわち、法学の知識、学習経験とは無関係な要素が判定される適性検査、自己申告書、小論文、面接がもっとも重視されている。また自己申告書および面接では、法律家となろうとする高い志を持った志願者を高く評価することにより、将来の法曹界を支えるにふさわしい人材を選抜しようとしている。第二に、公平で開放的な入学者選抜とするために、出身大学、学部による優遇枠は一切設けていないし、法曹養成と合理的な関連のない事項は、一切評価対象となっていない。第三に、適性検査、自己申告書、学歴、語学能力、実務経験、小論文、面接といった多面的な要素による評価がなされることにより多様な人材に広く門戸が開かれた入

学者選抜となっている。

学生受入方針、選抜基準、選抜手続きの内容の公開については、必要にして十分な情報が、募集要項、入学案内パンフレット、ホームページ、入試説明会により、適期に開示されている。書類審査における適性試験の比重、自己申告書その他の提出書類の採点基準と点数、小論文試験の採点方法とその比重、面接試験の採点方法とその比重が公開されていないのは事実であるが、特異な配点がなされているわけではないし、採点基準も常識的なものであること、特に主観的要素の入る採点については、採点者を2名または3名一組にしたチームが厳格な相対評価を行うことにより採点者の主観による偏りが排除される仕組みとなっていることから、これらの情報の公開にはあまり意味がなく、公開されないことによる問題はほとんどないと考えられる。一方、これらの情報を公開すれば、かえって無用な先入観と思惑を惹起する可能性があり、その結果志願者を偏ったものにする危険性もあるから、これらの情報が公開されていないことにさほどの問題があるとは思われない。

なお、本学の入学者選抜試験は、第1期から第5期まで、入学者の入学後の学業の成果と入学者選抜試験の関係を検証しながら、手直しを繰り返してきた。

もっとも大きな変更は、第4期から小論文試験を課すことにしたことである。その理由は、1期生、2期生の入学後の学業成績からみて、法律家となるためには日本語の理解力・表現力が非常に重要であると考えられるようになったこと、及び、より客観性を持った評価のできる試験を加える事で、入学試験の透明性をより一層高めることが必要であると考えられたためである。この小論文試験の導入の際、従来試験の配点はそのままに、小論文試験の点数をそれに上積みすることとしたため、適性試験の比重が若干低下する結果となっている。しかし、本学では、適性試験の点数と学業成績との間に相関関係が見られないという状況が1期から3期まで続いているため、適性試験の比重の相対的な低下は、むしろより合理的な入学者選抜に資することになると考えられる。ただし、適性試験による評価と法科大学院入学後の学業成績との相関関係については、今後客観的なデ

一夕による大規模な検証がされるということであるので、その成果にも注目していきたい。

また書類審査の採点方法、配点については、毎年の入試結果とその後の学業成績を比較する事により適宜修正を加えている。具体的には、1期では相当大きな比重を占めていた学歴点、社会人点、職歴点、外国語能力点、性別点を2期以降は引き下げ、その分自己申告書点、面接点を増加した。自己申告書点及び面接点と入学後の学業成績との間には、相当程度の相関性が見られるので、この変更は合理的であったと評価できる。

本学は、多様なバックグラウンドをもった法曹の養成を目指しており、特にそのために、職業に就きながら法曹となることを目指す人のための、夜間の3年制と4年制の課程を修了するコースが設けられている。その結果、本学の入学者に、現に多忙な職業に就きながら通学している学生が多い。この事は、司法試験が相変わらず厳しい競争試験となったことにより、本学の司法試験合格率を高めることに対しては明らかに不利に働いている。しかし、多様なバックグラウンドを持った学生を高い志を持った法律家に育てるという本学の基本方針は、本学の創立の理念であり、またこの度の司法制度改革と法曹養成制度改革が目指した理念そのものでもあるので、この理念は今後も高く掲げ、それに従った入学者選抜を継続したい。なお、より多くの学生が法律家となれるよう、教育方法を一層改善することにより対応する考えである。

### 3. 自己評価

#### B

(理由) 学生受入方針等は、いずれも良好である。書類審査の配点やその採点基準が、若干であるとはいえ変更されてきているのにそれが公表されていないことは、試験の適正性の確保のためにはやむを得ないと考えるが、評価の比重等について開示されていない事項もあり、すべての点で非常に良好であるとまではいえない。

#### 4．改善計画

特別なものはないが、今後も、入学後の成績と入試の成績との相関関係を検討することにより、適性検査等の試験の配点（重み）を絶えず見直していく方針である。

## 2 - 1 - 2 入学者選抜の実施

(評価基準) 入学者選抜が、入学者選抜の基準及び手続に従って実施されていること。

### 1. 現状

本学は、2004年度入学者から平成2008年度入学者まで5期にわたる入学者選抜試験を実施してきたが、いずれも教授会であらかじめ定められた基準と手続に従って実施されている。具体的には、受験者数、合格者数及び入学者数の推移は別紙の「年度別受験状況一覧<sup>18</sup>」記載のとおりであり、各年度の入学者選抜の具体的方法は別紙の「2004年度入学者選抜の実施経過」「2005年度入学者選抜の実施経過」「2006年度入学者選抜の実施経過」「2007年度入学者選抜の実施経過」及び「2008年度入学者選抜の実施経過」記載の通りである<sup>19</sup>。これらの内容は、教授会資料等から抜粋したものである。

入学者選抜の公正さ・公平さについて疑問を提起されたことはない。

### 2. 点検・評価

基準と手続を適切に定め、そのとおり実施しているという点では、全く問題はないと評価できる。

### 3. 自己評定

適合

---

<sup>18</sup> 資料 31 広報活動一覧

<sup>19</sup> 資料 9 入学試験実施要領

2 - 2 - 1 既修者選抜基準等の規定・公開

2 - 2 - 2 既修者選抜の実施

本学は、未修者に対する3年の標準課程（及び有職者に対する4年の長期履修課程）のみを開設しており、既修者コースを設けていないので、既修者認定試験は実施していない。

## 2 - 3 - 1 入学者の多様性の確保

(評価基準) 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

### 1. 現状

	入学者数	実務等経験者	他学部出身者(実務等経験者を除く)	実務等経験者又は他学部出身者
入学者数 平成 20 年度	77 名	40 名 (49)	18 名 (12)	58 名 (61)
合計に対する割合	100.0 %	51.9 % (63.6)	23.4 % (15.6)	75.3 % (79.2)
入学者数 平成 19 年度	66 名	48 名 (52)	5 名 (5)	53 名 (57)
合計に対する割合	100.0 %	72.7 % (78.8)	7.6 % (7.6)	80.3 % (86.4)
入学者数 平成 18 年度	89 名	55 名 (65)	19 名 (10)	74 名 (75)
合計に対する割合	100.0 %	61.8 % (73.0)	21.3 % (11.2)	83.1 % (84.3)
3年間の入学者数	232 名	143 名 (166)	42 名 (27)	185 名 (193)
3年間の合計 に対する割合	100.0 %	61.6 % (71.6)	18.1 % (11.6)	79.7 % (83.2)

上段：入試で社会人として扱う（推薦書の提出があった者）

下段：社会人としての資格あり（ " なかった者を含む）

( 1 ) 本学における「他学部出身者」には、「法学部以外の学部のみを卒業した者」と「法学部と法学部以外の学部の両方を卒業した者」の双方が含まれるが、後者の例は、法学部と医学部を卒業した者など、ごく少数である。

( 2 ) 本学において「実務等経験者」に該当するのは、本学の入学者選抜において「社会人」として取り扱われる者であり、「入学時において大学卒業後3年以上経過し、かつ1年以上の職業経験（NGO活動・NPO活動・ボランティア活動等の社会的経験を含む）を有する者」を意味する。

( 3 ) 基本データ集（表2）記載のとおり、平成16年度入学者に占める「他学部出身者」の比率は77.2%であり、「実務等経験者」の比率は78.4%であった。平成17年度入学者に占める「他学部出身者」の比率は73.2%であり、「実務等経験者」の比率は74.2%であった。本項の冒頭に掲げた現状の表では、実務経験者でありかつ他学部出身の者の数が明らかでないため「他学部出身者」の比率を両年度と比較することはできないが、平成18年度入学者における「実務等経験者」の比率は61.8%（推薦書の提出がなかったために入学試験で社会人として扱われなかった者を含めれば73.0%）、平成19年度入学者における「実務等経験者」の比率は72.7%（推薦書の提出がなかったために入学試験で社会人として扱われなかった者を含めれば78.8%）であり、極めて高い比率を占めて位いることには変わりはない。また、実務経験者又は他学部出身者の割合は、平成19年度で83.1%（推薦書の提出がなかったために入学試験で社会人として扱われなかった者を含めれば84.3%）、平成19年度で80.3%（推薦書の提出がなかったために入学試験で社会人として扱われなかった者を含めれば86.4%）であり、極めて高い水準にある。

## 2. 点検・評価

「実務等経験者又は他学部出身者」の比率は全国トップクラスであり、

極めて満足すべき水準である。

### 3 . 自己評価

適合

## 第3分野 教育体制

### 3 - 1 - 1 専任教員の数

(評価基準) 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し専任教員1人以上の割合を確保していること。

#### 1. 現状

##### (1) 専任教員の数

本学の収容定員は、300人であり、本学の専任教員の人数は30名である。専任教員の内訳は、研究者である専任教員が12名、実務家である専任教員が8名、みなし専任教員が10名である。

##### (2) 専任教員の適格性

専任教員の適格性の充足の有無については各専任教員の教員調書のとおり法科大学院における専任教員としての適格性を有している。

#### 2. 点検・評価

本学は、定員が300人であるので、専任教員が20名以上必要であるところ、上記の人数のとおりであり、基準を満たしている。専任教員の適格性及びその検証方法に関しても、特に問題点はない。

#### 3. 自己評価

適合

(理由) 専任教員の人数及び割合について、基準を満たしている。

#### 4. 改善計画

特になし。

### 3 - 1 - 2 専任教員の必要数

(評価基準) 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

#### 1 . 現状

本学の入学定員は 100 人であるから、憲法・行政法・民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の各科目につき専任教員が一人いることが必要とされている。本学の法律基本科目における専任教員の人数は、それぞれ憲法 1 人(浦田賢治)、行政法 2 人(山下清兵衛、早川和宏)、民法 3 人(椿寿夫、牛山積、田中宏)、商法 2 人(前田修志、土田亮)、民事訴訟法 1 人(藪口康夫)、刑法 3 人(中島広樹、花井哲也、上田正和)、刑事訴訟法 1 人(新屋達之)であるから、法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいる。

#### 2 . 点検・評価

各専任教員は、科目適合性の観点から適格性を充足している。各分野ごとの専任教員数は基準の必要数を満たしている。

#### 3 . 自己評定

適合

(理由) 法律基本科目の各分野毎の教員人数につき基準を満たしている。

#### 4 . 改善計画

特になし

### 3 - 1 - 3 実務家教員の割合

(評価基準) 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上いること。

#### 1. 現状

本学には、5年以上の実務経験を有する専任教員が20名おり、これは本学の専任教員数30名に対して、6割以上を占める数である。対象の専任教員の実務経験の内容は、いずれも問題がない。

#### 2. 点検・評価

5年以上の実務経験を有する専任教員の割合は、基準をはるかに上回っている。

#### 3. 自己評価

適合

(理由) 実務経験を有する専任教員割合について、基準を満たしている。

#### 4. 改善計画

特になし。

### 3 - 1 - 4 教授の比率

(評価基準) 専任教員の半数以上は教授であること。

#### 1 . 現状

専任教員 30 名中、27 名が教授、3 名が准教授であり、90 パーセントが教授である。

#### 2 . 点検・評価

専任教員の半数以上が教授であることについての問題はない。

#### 3 . 自己評定

適合

(理由) 教授比率については基準を満たしている。

#### 4 . 改善計画

特になし。

### 3 - 1 - 5 教員の年齢構成

(評価基準) 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

#### 1. 現状

教員の年齢構成に配慮し、教育経験豊富な高齢の教員から実務経験豊富な50代～60代、更には30代～40代の若手まで、幅広い層の教員を擁している(下表参照)。また、高齢の専任教員の科目については、若手の教員が補充することによって円滑な授業となるようにしている。

#### 2. 点検・評価

教員に年齢層が適度に分散されており、年齢構成に配慮がなされている。

#### 3. 自己評定

A

(理由) 年齢層のバランスが適当である。

#### 4. 改善項目

今後の教員採用にあたっては、教員全体の平均年齢を下げるために30代～40代を積極的に採用していく予定である。

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者	3名	3名	0名	1名	3名	10名
	教員	30.0%	30.0%	0.0%	10.0%	30.0%	100.0%
	実務家	0名	5名	10名	5名	0名	20名
	教員	0.0%	25.0%	50.0%	25.0%	0.0%	100.0%
合計		3名	8名	10名	6名	3名	30名
		10.0%	26.7%	33.3%	20.0%	10.0%	100.0%

### 3 - 1 - 6 教員のジェンダー構成

(評価基準) 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

#### 1. 現状

女性教員不足のため、全国的に法科大学院では専任教員に女性が少なく、本学においても当該状況は同じである。しかしながら、非常勤講師10名(松浦千誉・吉井啓子・大坂恵理・馬場里美・市毛由美子・大谷美紀子・村田珠美・藤田尚子・村瀬孝子・中網栄美子)やアドバイザースタッフなどに女性2名(高松佳子・石川和子)を積極的に採用し、また、各講座でゲストスピーカーとして女性弁護士や女性政治家などを招き、本問題による弊害を解消または縮小するように最大限努力している。

#### 2. 点検・評価

上記の理由に加え、本学は独立制の単科の法科大学院大学であり、大学法学部との兼任教員が存在しないため、学部の女性教員を加算することとができないというハンデキャップがあるが、専任教員に女性が存在しないことは問題と言わざるを得ない。

#### 3. 自己評定

C

(理由) 女性教員も採用するべく心がけてきたものの、これまでは専任教員資格のある適任者が見いだせなかったため、現時点では、専任教員には女性はいないが、非常勤講師として女性教員が10名おり、その中には将来、極力ジェンダー構成に配慮して、近い将来に女性の千人教員を採用するべく努力している。

#### 4. 改善計画

2009年度に専任教員に女性を採用する予定をたてており、2010年度以降も一人でも多くの女性の専任教員採用のために努める。

### 3 - 2 - 1 担当授業時間数

(評価基準) 教員の担当する授業時間数が十分な授業準備をすることができる程度の適正なものであること。

#### 1. 現状

本学として、各教員が負担している本学での授業、他大学等での授業数、本学における委員会の負担などを把握し、負担の偏りがないように工夫している。他大学(法科大学院)への出講については届出制とし、学期中、毎週1日に限り本校出校日以外の日には非常勤講師を務めることができることとしている。また、学内の連絡のうちEメールでできるものは、メーリングリストを活用することにより負担軽減に努めている。

#### 2. 点検・評価

下表のとおり、各学期担当授業時間数として最高でも5コマとなっており、平均して3コマ以下であるので、十分に授業準備を行うことができる適正な時間数である。

#### 3. 自己評価

A

(理由) 授業時間数は授業準備等を十分にできる時間数である。

#### 4. 改善項目

一部教員に偏って授業時間数が割り当てられないように努めたい。

平成 18 年度

( 単位 : コマ )

教員 区分	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	4	4	5	4	2	4	2	2	1	2	1 コマ 100 分
最低	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	
平均	2.2	2	2.5	2.4	1.1	1.9					

平成 19 年度

( 単位 : コマ )

教員 区分	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	4	4	4	5	4	3	2	2	2	2	1 コマ 100 分
最低	0	1	1	2	0	0	-	-	-	-	
平均	2	2.3	2.8	2.9	1.8	2.1					

平成 20 年度 ( 予定 )

( 単位 : コマ )

教員 区分	専任教員				みなし専任教員		兼任教員				備考
	研究者教員		実務家教員		実務家教員		研究者教員		実務家教員		
	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
最高	4	4	4	4	4	3	2	2	1	2	1 コマ 100 分
最低	1	1	1	2	0	0.5	-	-	-	-	
平均	2.2	2.5	2.6	3	2	2.2					

### 3 - 2 - 2 教育支援体制

(評価基準) 教員の教育活動を支援する仕組み・体制が用意されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 人的な支援体制

学年定員 100 名に対して、本学専任の事務職員 10 名、図書館職員 3 名があり、各種窓口対応及び図書館における対応を図っている。また、高齢の教員の教材・資料作成のために PC に堪能な女性助手 1 名を採用し、教員の負担を軽減している。アドバイザースタッフ 1 名が日替わりで常駐し、学生からの授業内容、法律全般、生活一般などについての相談を受け付け、教員の負担を軽減している。また、入試において出願者が多数である場合は書類審査及び面接審査の担当者として第二東京弁護士会法科大学院支援センターから数名の弁護士の派遣を受け、教員の補助をして貰い、教員の負担を軽減している。

##### (2) 施設・設備面での体制

インターネットを用いた T K C システムを導入しており、これを使用して予習・復習について掲示を行い、教員・学生間の質疑応答が活発に行われている。教員それぞれに研究室が与えられ(各平均 27.41 m<sup>2</sup>)、机、PC 及び学生との談話用のテーブルが備えられており、更に非常勤講師用、アドバイザースタッフ用及び第二東京弁護士会弁護士用にそれぞれ控え室が用意され、学生の訪問や質問に対して教員、非常勤講師等が対応しやすいような施設が用意されている。また、教員用のミーティングルームが学生用とは別途用意されており、FD など教員間の研修や研究に使用されている。更に、教員用のコピー室が備えられている。

#### 2. 点検・評価

施設・設備面での体制には問題がないが、事務職員は大学・組織運営に

大部分の時間を取られていること、労働時間の制約から夜間部の授業終了時まで全員がいるわけではないこと及び本学が独立性の単科法科大学院大であり、いわゆる助手的な職員ないし研究者（ティーチングアシスタント）が少ないために、特に夜間などに教員自ら準備をしなければならない場合があり、今後工夫を要する。

### 3．自己評定

B

（理由）施設面等に問題はなく支援の仕組み等が充実している。

### 4．改善計画

積極的に助手的な職員ないし研究者（ティーチングアシスタント）を採用するとともに、事務職員の2交代制等により夜間授業のために事務局が手薄にならない工夫をしたい。

### 3 - 2 - 3 研究支援体制

(評価基準) 教員の研究活動を支援するための制度・環境に配慮がなされていること。

#### 1. 現況

##### (1) 人的な支援体制

研究支援のために、司書資格を有する図書管理スタッフ3名(うち1名は法律専門の図書管理を行う女性であり、法情報調査に関する書籍<sup>20</sup>の共著者である)を備え、教員のニーズに迅速かつ適確に応えている。

##### (2) 経済的な支援体制

教員には研究費として年間50万円、研究旅費として年間30万円が支給され、研究費の半額を限度として研究旅費に流用でき、逆に研究旅費の半額を限度として研究費に流用できることとなっている。また、形成支援プログラムによる補助金の活用を積極的に推進している。

##### (3) 施設・設備面での体制

各自の研究室のほか、自宅ないし所属弁護士事務所のPCから学内外のデータベースに関してTKCシステムを通じて利用できる。

##### (4) 時間的な配慮

カリキュラム編成時には、各教員の希望を聞き、授業負担等について偏りがないように図るとともに学期毎に変化をつけるように工夫している。研究休暇については現在検討中である。

#### 2. 点検・評価

昼間部と夜間部が併存している関係上、また、選択科目が比較的多いため、カリキュラム編成が非常に難しく、更に、都心から離れた所にある関

<sup>20</sup>「リーガル・リサーチ」(日本評論社 第3版 2008年) 大学案内 17頁

係上、非常勤講師の希望を併せる結果、例えば、一部専任教員の授業時間帯が変則的になる場合がある。

### 3．自己評定

B

(理由) 研究休暇については現時点で検討中であるが、その他の点は配慮がなされている。

### 4．改善計画

カリキュラム編成が適正に行われるように工夫をしたい。また、研究休暇を速やかに実施できるような体制を作りたい。

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1-1 FD活動

(評価基準) 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 取組姿勢、内容の概要

###### ア 基本姿勢

法科大学院は、法曹養成機関として、法曹となるために必要な資質と能力の涵養のための教育内容を計画しそれを実施する責務を負っている。本学は、その特色として、法曹、特に社会の要請に応える多様かつ有能な弁護士の育成を目的としている。本学は、この目的の達成のため、教員間での教育方法などの研鑽に向けての活動(以下「FD活動」という。)がきわめて重要なものであることを認識し、開学前から現在まで、継続的にFD活動を行ってきた。

###### イ 開学前・後のFD活動

本学では、開学前の設置準備段階から、教員の授業方法などについて研究する教員研修委員会を設置し、開校前後にわたり、米国ロースクール視察や他大学院での授業参観などを重ねて、法科大学院の授業のあり方についての研究・研鑽に努めてきた。

また、制度的なFD活動ではないものの、本学では、開校前後を通じて常時、各種研究機関や他の法科大学院などで行われる研究会などへの参加を教員全体に学内メールなどを通じて広く呼びかけ、さらに特定の分野を対象とするものについては個別に当該分野担当の教員に参加要請をするなどして教員各自の自己研鑽の機会を提供している。

## ( 2 ) 組織体制について

### ア 教員研修委員会

(ア)上記のとおり、本学は開校前から教員研修委員会を設置して研修活動を行ってきたが、開学と同時に、教務委員会とは別に、正規の組織として教員研修委員会(以下「全体FD委員会」という。)を設置し<sup>21</sup>、そのもとで各教科分野を5分野に分けて各分野別研修委員会(以下「分野別FD委員会」という。)を設けて各分野の実情に即したFD活動の充実を図ってきた。全体FD委員会は、分野別FD委員会相互の意思疎通や情報などの共有化を促進する為に、現在は、公法系1名、民事系2名、刑事系2名、選択系(クリニック系を含む。)3名の各分野別FD委員会に対応した計8名の専任教員(副学長を含む。)により構成されている。

(イ)本学では、専任(みなし専任を含む)教員の大多数が、各自、昼間主および夜間主(コースとしては夜間主4年制を含む3コース。)を対象とする昼夜2部にわたる講義を常時担っていることもあり、全教員が学期中に頻繁に一堂に会することには、教員の負担や時間調整という面からも、昼間主コースを主体とする他大学院に比して困難な面があることは否定しがたいところである。そのため、2006年度まではFD活動の中心として年度内に6回程度開催していた「全体FD委員会」主催による全教員を対象とする全体会議(以下「全体FD会議」という。)も、2007年度以降全学年の講義が必修・選択を含めて全面的に開講されるにおよんで、会議への参加や準備のための教員の負担が無視し得ない状況となり、内実のあるかたちでそれまでと同様の頻度で開催することが現実的ではなくなった。それに加えて、各授業科目の展開にともないFDの対象として検討を要する事項についても次第に各科目群特有の問題の占める比重が多くなってきた。そこで、2007年度からは、内実のあるFD活動を継続的に維持する為に、FD活動の主体を、それまでの全体FD委員会から、会議な

<sup>21</sup> 資料4、学則10条、教授会規程8条および教員研修委員会規程(閲覧資料)

どの開催が機動的に行えてかつ教員間の連絡も密に取りやすい各分野別 F D 委員会に移すこととし、全体 F D 委員会は各分野別 F D 間の活動の調整や連絡さらには全学的に統一して行う必要のある活動などに専念することとした。そのことにより、より教育現場に即した各科目群ごとの実効性のある F D 活動の展開を企図したものである。

#### イ 分野別 F D

分野別の F D 活動の基盤としては、現在、公法、民事法、刑事法、選択科目およびクリニックの 5 分野の F D 委員会があり、それぞれ活動を行っている。公法 F D 委員会は、憲法、行政法関連科目および情報公開クリニックの教員を中心として、民事法 F D 委員会は、民法、民事訴訟法関連科目、商法・会社法関連科目および民事系クリニックの教員を中心として、刑事法 F D 委員会は、刑法、刑事訴訟法関連科目および刑事系クリニックの教員を中心として、選択科目 F D 委員会は、展開・先端科目の教員を中心としてそしてクリニック F D 委員会は民・刑事および情報公開のクリニック系教員を中心として各々構成されている。分野別の各 F D 委員会にはいずれも責任者が 1 名選任されており、各分野別 F D 委員会と全体 F D 委員会とは責任者を通じて常時連絡を取りあっている。

分野別 F D 委員会は、規則上設置を求められる委員会ではないが、本学の専任教員はすべて担当部門の分野別ごとにいずれかの分野別 F D 委員会に所属し、またクリニック系の教員は、クリニック F D 委員会とあわせてその担当別に応じて基礎科目を中心とする民・刑・公法のいずれかの分野別 F D にも所属することとされている。そのことで基礎科目分野と実務系科目分野との F D での問題意識や情報の共有化を図り、理論と実務との有機的な連携と展開とを現実的に確保しうる制度としている。そして、各分野別 F D 委員会は、全体 F D 委員会との連携のもとで、各々その分野の特質を踏まえた自立的な研修・研究活動を行っている。また、各分野別 F D 委員会の会議などの開催予定などは、メーリングリストを通じて必ず全教員に事前連絡がなされ、すべての教員に自己

の科目群以外の他分野のFD活動に参加する機会が確保されている。また分野別FD委員会の会議などには非常勤講師や必要に応じてアドバイザースタッフも参加することがある。

#### ウ FD活動の記録

全体FD委員会および分野別FD委員会が開催された場合には、議事録やその会議内容などの報告を教員のメーリングリストに掲載して全教員に情報を提供している。また、そこでの議事録や当日使用された資料などは事務局で保管することとされている。

### (3) FD活動の内容

#### ア 全体FD委員会の活動内容

全体FD委員会は、委員間で随時メーリングリストなどを介して意見交換を図りつつ必要に応じて全委員の集合しやすい教授会終了後の時間帯などに会議を適時開催している。また、全体FD委員会の主催する全教員参加の会議（以下「全体FD会議」という。）は、2007年度以降は概ね各学期中に2回程度の頻度で開催される予定とされている。

全体FD会議の開催時期やそこでのテーマの選定などは分野別FD委員会の意向などを踏まえて全体FD委員会で決定し、メーリングリストを通じて非常勤講師を含めた全教員に参加方の要請などの周知がはかられている。ちなみに、2007年（暦年）以降に開催されもしくは現時点（2008年3月末現在）で開催が予定されている全体FD会議は4回であり、そこでの検討対象の概要は以下のとおりである。

##### 第三者評価の現状など

要件事実教育と民事基礎科目および民事クリニックとの連携の問題を例とする基礎科目と実務科目の連携について

新司法試験の結果と今後の教育方針について

学内成績（進級および終了要件を含む。）のありかたについて

学生評価アンケートの集約結果を踏まえた授業のありかたについて

## イ 分野別 F D 委員会の活動内容

前記のとおり、本学においては、F D 活動の実質を担う活動母体として、「全体 F D 委員会」のもとに公法、民事法、刑事法、選択科目およびクリニックという分野ごとに五つの F D 委員会を設置し、それぞれ

カリキュラムの調整や各科目間の連携

授業方法の点検・研鑽

試験やレポートを通じての学生の学力の進捗状況の把握や向上のための方策

などを議論し、各科目の講義や学生の指導に活かしている。

各分野別 F D 委員会の活動内容の概略は次のとおりである。

### (ア) 民事法 F D 委員会

民法、民事訴訟法、商法・会社法関連科目および民事系クリニックの教員によって構成されている。2004年度は6回、2005年度は8回、2006年度は3回、2007年度は10回(2008年3月末日現在)の F D 会議が開催された。

2007年の各回での主要な議題および検討内容の概略は以下のとおりである。

前・後期末試験などの結果、各科目の試験内容の点検、成績評価のあり方および右結果を受けての指導方針の検討

民事法系科目の視点からする全学生に係る進級・修了要件のあり方の検討

民法、民事訴訟法、民事法総合、民事法特別講義、民事訴訟実務、クリニックなどの各関連科目間の連携と調整

民法、民事訴訟法、会社法を中心として、各科目における学生の理解度・達成度の点検と講義方法の工夫の検討

新カリキュラム導入にともなう各講義間の分野の調整

本学では履修者の大半がいわゆる純粹未修者であるだけに、科目ごとの基本的な概念や制度のあり方などの基礎的な知識や法的思考方法の定着への努力が強く求められている。他方で、近年における各科目の対

象分野の拡大や実務における学際的な分野の進展への要請にも充分対応し得る柔軟な思考力の涵養をもあわせ求められている。このようないづれも困難な課題の達成にむけて、限られた講義時間内で対応していくためにも、今後とも、民法などの基本科目と民事訴訟実務などの実務に密接した科目との間における有機的な連携や学生の学修度を睨みながらの各科目間の調整とを恒常的に続けていくことが必須である。

民事法FD委員会では、関連するクリニックや法実務入門担当などの教員の参加をも得て、教員間の忌憚のない議論や相互研鑽を踏まえつつ、引き続き科目構成や授業のあり方などについての方策を模索していくこととしている。

#### (イ) 刑事法FD委員会

刑事法FD委員会は、刑法、刑事訴訟法の法律基本科目、実務科目および刑事系クリニック担当の教員により構成されている。2004年度は6回、2005年度は6回、2006年度は11回、2007年度は11回(2008年3月末日現在。うち1回は刑事系クリニックとの合同で開催された刑事法セミナーである。)のFD会議などが開催された。

2007年度の各回での主要な議題および検討内容の概略は以下のようなものであった。

前・後期末試験などの結果、各科目の試験内容の点検、成績評価のあり方の検討および右検討を受けての指導方針の検討

刑事法系科目の視点からする全学生に係る進級・終了要件のあり方の検討

新生ガイダンスの内容や方法の検討

刑事法関連講座の授業参観を踏まえた各講義のあり方の点検・検討

刑事系クリニックとの合同による刑事法セミナーの開催

刑事法系においては、とりわけ実体法分野での理論としての刑法学と刑事弁護を中心とする実務での運用との間に存在する大きな乖離の克服と調和という刑事法学そのものが抱える困難な問題が、教員間の意思疎通や日々の授業での実践を通じて取り組んでゆくべき大きな課題の

一つとなっている。刑事法FD委員会では、実務家と研究者の共同によるセミナーを開催するなどの活動をとおして両者の相互理解を深めつつ、日々の授業のあり方などの個々の点検や検討においても右刑事法学が抱える問題状況を常に意識しながら議論を進めその対処方を模索している。

#### (ウ) 公法FD委員会

公法FD委員会は憲法、行政法関連科目および情報公開クリニックの教員により構成されている。2004年度は開講科目が少なくまた教員の異動があったため、FDとしての活動は活発とはいえなかった。しかし、その後、開講数が増えるに従い徐々に活動は活発となり、2005年度は4回、2006年度は5回、2007年度は7回(2008年3月末日現在)のFD会議などが開催された。

2007年度の各回での主要な議題および検討内容の概略は以下のようであった。

前・後期末試験などの結果、各科目の試験内容の点検、成績評価のあり方の検討および右検討を受けての指導方針の検討

公法系科目の視点からする全学生に係る進級・終了要件のあり方の検討

公法関連講座の授業参観を踏まえた各講義のあり方の点検・検討

#### (エ) 選択科目FD委員会およびクリニックFD委員会

選択科目FD委員会は展開・先端科目を中心とした教員により、クリニックFD委員会は民・刑事および情報公開クリニックならびにエクスターン担当の教員により構成されている。いずれの分野も、専任教員の数が少なく、そのため相互に意思疎通を行う日常的な機会が豊富かつ容易であることから、あらためて会議を開催するなどのかたちでのFD活動の回数は比較的少ない。FD会議としては、2007年度は、選択科目FD委員会では5回、クリニックFD委員会では5回(いずれも2008年3月末日現在)のFD会議が開催された。なお、クリニックF

D委員会では、2007年度に、基本科目群の教員および外部講師を交えて、民事系で2回、刑事系で1回、各々セミナーを開催している。

2007年度の両FD委員会におけるFD会議での主要な議題および検討内容の概略は以下のようなものであった。

前・後期末試験などの結果、各科目の試験内容の点検、成績評価のあり方および右結果を受けての指導方針、成績評価の具体的な基準・方針の検討（クリニックFD委員会）。

選択系科目の視点からする全学生に係る進級・終了要件のあり方の検討（選択科目FD委員会）。

授業参観を踏まえた各講義のあり方の点検・検討（選択科目FD委員会）。

基本科目群担当教員との合同開催に係る民事・刑事法セミナーの開催（クリニックFD委員会）。

#### （4）教員の参加度合い

FD活動には全ての教員がひとしく積極的に参加すべきであるという認識のもとで、教授会においてもFD活動への参加を常に呼びかけている。また、全体FD委員会、分野別FD委員会ともに、会議の場における意思疎通・意見交換もさることながら、本学では、教員間でのメーリングリストを經由しての意見交換が頻繁に行なわれている。非常勤講師に対しても、常時、活動への参加を呼びかけており、全体FD委員会および分野別FD委員会の開催予定などの情報は非常勤講師にも通知し、そこへの参加を促している。しかし、概して非常勤講師のFD活動への参加は活発とはいえない。

#### （5）外部研修、研究会への参加

本学は、前記のとおり、各研究団体や他の法科大学院などで行われる研究会、研修などへの参加を全教員に積極的に奨励している。これらの外部研修については、主に、メーリングリスト上でその開催予定などが告知され、また、参加した教員のコメントなども適宜、メーリングリス

トを通じて全教員に配布されている。

#### (6) 授業の相互見学の実施

ア 教員相互が他の講義を参観し意見を述べ合うことは講義の内容・方法の向上に有益であるという認識のもとで、本学では学期中に各1回以上、専任教員が他の教員の授業を参観し、そのあり方などについて検討をする機会を設けている。2006年度までは、参観した教員は、各自、評価シートを作成して全体FD委員会に提出し、提出された評価シートは全体FD委員会を經由して各担当教員に交付されることとされていた。しかし、右方法では、参観者の意見・評価などが参加者から一方通行的に当該講義の担当教員個人に伝えられるのみであった。その結果、授業参観の結果として提出された参観者の意見などは、当該担当教員の授業方法などの自省のための資料としては意義があったが、参観者と担当教員間での双方向的な議論を通じての相互研鑽の資として結実するまでの効果は、必ずしも期待できなかった。

そこで、2007年度以降は、各分野別FD委員会が、分野ごとの特質を踏まえて適宜、参観対象授業を選択して各FD委員会の主導下で参観を実施し、その結果は、授業担当教員を含めた各分野別FD会議にて論議・検討を行うという方法に改めた。授業参観の結果が各分野別FD内での忌憚のない議論や検討に曝されることで、そこでの議論が授業担当教員だけではなく参観者全員の間で共有化されるという効果を考へての措置である。なお、右各分野別FD委員会での検討・議論の結果は、各分野別FD委員会の責任者をつうじて全体FD委員会に報告されることになっている。

イ 教員間の授業参観は、従来の日本の大学ではほとんど行われておらず、かつ本学のように昼・夜間主の二部制からなる講義に追われている感のある専任教員にとっては、その実施自体が相当の負担となっていることは否めない事実である。そのため、授業見学の試み自体は定着したとは言えるが、その参加状況などは未だ満足しうる状態とは言

いがたいところがある。しかし、この試みの授業内容の改善などに及ぼす効果は大きいとの理解には異論はないことから、全体 F D 委員会としては、今後も分野別 F D 委員会を通じてその参加を全教員に積極的に呼びかけるとともに、各 F D 委員会の構成員間のみならずそれを越えた全教員間でその結果を共有化しうる方策を模索し続けるべきであると考えている。

## 2. 点検・評価

(1) 本学においては、F D 活動を通じ、各教員が授業内容・方法について共同して研究することが極めて重要であるとの教員間での認識の共有化は相当程度達成できているものと考えられる。また、F D 活動への参加程度の教員間でのばらつきや研究者教員と実務家教員との F D 活動に対する認識や理解度の差異なども、より改善の余地はあるものの、この4年間の活動を通してほぼ解消しえたと思われる。とりわけ、各授業現場に即した各分野別 F D の活動は、「1.(3).イ」記載のとおり、各専任教員の本学特有の昼・夜間主3コース別授業からするその負担の存在をも考えると、きわめて活発かつ適切に履践されているということが出来る。また、実務家教員が多数を占めるのが本学の教員構成の特色でもあるが、それを前提としてクリニック系などいわゆる実務系科目担当の教員と研究者教員を中心とする基本科目系担当の教員との間の F D 活動における理解や問題意識の齟齬も、前述のように、両者が各分野別 F D 活動に相互に関与しあうことで本本的には解消しえているものと評価できる。

(2) 本学での今後の F D 活動の展開において残された大きな課題は、上記のように、現在、主として各分野別 F D 委員会を中心にして展開されている諸活動の成果を如何にして分野別の限界を乗り越えた全教員間での体系化された資源としていくか、その方策にある。本学においては、開講当初からしばらく継続された全体 F D 委員会主催の全体 F D 会議そのものが、各分野担当の教員が抱えている問題意識などが

必ずしも均一ではないことから、そこでの問題設定や議論がややもすると総花的、皮相かつ形式的なものに陥りがちであった。そのことを反省しかつ本学の規模からして教員間の意思疎通も比較的図りやすい基盤を有している特色をもふまえて、前記のとおり、2007年度以降は、FD活動の主体を全体FD委員会から分野別FDに移行することとした。そのことで、いわば現場に即しかつ機動性に富む内実のあるFD活動を展開することを企図したのである。そのような企図は、この一年間の各分野別FDでの諸活動を踏まえると、相当程度実現できたと判断している。今後の課題は、このような現況を踏まえた上での全体FD委員会としての活動のあり方にあるものと理解している。すなわち、全体FD委員会としての今後の課題は、現状の各分野別FD活動の調整や全教員に向けての授業参観や外部研修への呼びかけさらには学生評価の実施などに加えて、分野別を越えた全教員間でいわば共有財産ともなりうる実のある現実的なFD活動の展開をどこに求めかつどのような方策で実現していくかにある。

### 3．自己評定

B

(理由) 各分野別のFD活動は本学の規模、構成からすると積極的・適切に取り組みがなされているといえるが、これらの分野別の活動を越えたところでの全学的なFD活動の展開に改善、検討の余地がある。

### 4．改善計画

今後のFD活動で改善すべき事項の一つは、分野別FD委員会の各活動内容の情報開示とそこでの成果を全学的に共有化しうる方策を組織的・具体的に構築することにある。さらに、上記課題をも念頭に、全体FD委員会として、各分野別FD委員会での諸活動を踏まえたうえでの全教員共通のFD活動をさらに現実的かつ内実のある活動としてどのように展開していくかその有効な方策を模索するところにある。

## 4 - 1 - 2 学生評価

(評価基準) 教育内容や教育方法を学生が評価し教員に通知する仕組みが制度上用意されていること。

### 1. 現状

#### (1) 基本方針

法科大学院において、学生は、教員の講義の単なる受け手ではなく、法科大学院を構成する重要な主体である。特に、本学においては、社会人経験者がその学生のほとんどを占めており、社会人としての学生からの適切な評価を受けつつ授業改善に努力を尽くすことは、本学の社会的地位を確立するためにも有用である。一方、本学は完全未修者のみの法科大学院であるので、その点も考慮しながら、学生からの評価を踏まえて、授業内容やそのすすめ方の軌道修正などを適時に行い初学者特有の基礎段階での学習の躓きの発生を極力早期に回避するための努力を払っている。そして、そのための制度の充実を図っている。

#### (2) 学生評価アンケートの実施

##### ア 学生評価アンケートの内容

本学は、全体FD委員会の主導のもとで、開校当初から、全開講科目について、授業の内容、方法、教材、シラバス、予習指示などについての学生による評価の調査を実施している。また、右調査に際しては、調査用紙に自由記載欄を設け、各調査項目についての段階評価だけでは把握しきれない学生からの自由な意見の記載をも奨励している。

##### イ 学生評価の調査方法・時期・回数

開校当初は、前期、後期に各2回、学生評価の調査の為のアンケート(以下「アンケート」という。)を実施したが、学生の負担も考慮し、2005年度からは、各学期1回あての頻度で実施している。また、当初は、授業外で学生に記入させていたが、学生の負担、回収率の向上な

このため、2006年度からは、各科目の最終授業日の授業時間内に10分程度の時間を割り、その場でアンケートに記入してもらう方法で行っている。右アンケート記入時の担当教員の立会いは禁止されており、原則として教員はその間、教室外に退去することとされている。また、記入済みのアンケート用紙の回収は学生が行うこととしている。このような方法でアンケートの記入に際しての教員からの影響の遮断と記入者の匿名性の保持に工夫をしている。回収後のアンケートの集約にあっても、自由記載欄部分を含めて匿名性を保持した状態で全体FD委員会の責任のもとで事務局が行うことで教員の関与を完全に排除して実施している。これらの工夫により、右アンケートは、学生の自由な判断と評価を適正に集約しうる制度として十分に機能しているものといえる。

#### ウ 学生評価アンケートの回収率

開校当初のアンケート回収率は、授業外に学生が適宜記入して提出する方法で行っていたこともあり非常に悪かったが、上記のように授業内で行うことに変更したことで、それ以降は概ね80ないし90%という極めて高い回収率の水準を維持している。

### (3) 学生評価アンケート結果の評価・利用

#### ア 評価結果のとりまとめおよび公表

アンケート結果は、実施後直ちに事務局により各科目・教員ごとにその結果が集約される。集約された結果は、全教員に配布されるとともに、学生にも開示される。開示は、段階評価についてはまずTKC上に掲載したうえで、その後、自由記載とあわせて図書館に備え置いて全学生および教員の閲覧に供する方法で行われている。また、全学生には、TKC上で上記方法での閲覧に供されていることをその都度告知している。

#### イ 教員の対応

各教員は、学生評価アンケートの結果を踏まえて、それに対する応答

や授業方針などについての意見書（コメント）を作成し、学生に開示することとされている。教員によるコメントの開示は、まずTKC上で全文を掲載し、その後、学生評価アンケート結果とともに図書館に備え置いて全学生および教員の閲覧に供する方法で行われている。

ウ 学生評価アンケート以外の方法による学生からの意見のくみ上げ

学生からの授業内容、方法などに対する意見や評価を汲み上げる制度的な措置としては、上記学生評価が主である。しかし、学生たちからのより具体的な生の意見などを聞くには、基本的には個々の学生への個別の意見聴取などの方法が望ましいことは言うまでもない。そこで、本学では、学生5人程度に1名の専任教員を割り当ててチューターとして学生の個別指導を行い、その過程を通じて適宜学生の生の声を具体的に汲み上げる努力をしている。また、とりわけ成績の芳しくない学生や学習の遂行に問題を抱えていると思われる学生に対しては、教務委員会が個別の担当者を決めて面談をするなどして学生を指導するとともに、チューター担当教員とも協力してそれら学生からの学校側に対する意見・要望なども汲み上げる努力を行っている。教務委員会では、上記学生との個別面談を踏まえて、本学の教育内容・方法などや個別科目における教授方法などに対する検討もあわせて行い、必要に応じて担当教員とも連絡を取り合いながら改善点の検討を行っている。また、本学では、第二東京弁護士会および埼玉弁護士会の協力を得て、比較的学生の世代に近い両弁護士会所属の若手・中堅の弁護士をアドバイザースタッフとして配属して、学生が、右弁護士らと常時、勉学や進路などについて相談をすることの出来るアドバイザースタッフ制度を設けている。アドバイザースタッフ制度の利用は、世代間の近似という点もあると思われるが活発で学生間での評価も高い。

## 2. 点検・評価

### (1) 学生評価アンケートのあり方について

ア. 学生評価アンケートは、開校当初1年間ほどは、回収率の悪さ、学

生への開示の不徹底などのいくつかの問題が見られた。そこで、その改善方法などに試行錯誤を繰り返した結果、2006年度以降はおおむね現状の方法で実施することが定着し、その結果、上記問題点は著しく改善した。

また、学生による評価内容も、当初はいたずらに教員を中傷するような内容など非建設的なものが少なからず存在したが、近時はそのような記載も減り、学生も真摯にアンケートに対応する傾向がみられるようになった。教員も、学生からアンケート評価を受けるということに慣れ、アンケート結果を自己の授業に生かしていくという方向性も根付いてきたといえる。ただ、学生評価に対する教員からのコメントなど学生に公開された形での教員による応答が必ずしも完全になされているとは言えず、各教員によりTKCを利用した全学生に対するコメントの提出などの励行が今後とも残された大きな課題である。

イ．評価対象項目に関しては、他大学のものも参考にするなどして、効率よく評価ができるよう工夫してきたつもりであるが、さらに改善が必要である。事務局の負担軽減のため、TKCを利用したインターネット上での調査実施も検討中であるが、右方法によると確実に回収率の低下が見込まれることから、全体FD委員会で引続き方法・内容を含めて検討中である。

## (2) 学生評価以外について

チューター制度、アドバイザースタッフ制度は、学生の生の声を取り入れるという点において、比較的よく機能していると思われる。ただ、チューター制は、開始後4年間が経過するなかで、取り組み内容などに担当教員間の偏りが生じ、あるいは制度の趣旨自体が不明確になっている状況もあり、その対応策を含めて再検討が必要である。

### 3．自己評定

B

(理由)組織的な、学生による教育内容や教育方法の評価や意見の汲み上げさらにはその結果の全教員への周知方は、ほぼあるべき姿で機能している。ただ、これら学生からの意見などに対する、教員からの、例えばコメントのTKC上への掲示などの方法での目に見える形での応答が、必ずしも完全に履践されているとまではいえない。

### 4．改善計画

#### (1) 学生評価について

学生評価については、対象となる全教員がTKCなどを利用して各教員の応答・コメントを公開して全学生に示すことの励行を引き続き促していく必要がある。また、アンケート内容についても、項目数が多すぎて負担となっているなどの一部学生からの意見もあることから更なる検討をすすめる必要がある。

#### (2) 学生評価以外について

チューター制度については、昼間主・夜間主という在学時間帯の異なる学生や在職中の学生の存在という本校の学生構成の特性を踏まえて、担当教員間の負担の偏りや学生との接触の頻度などをあらためて調査したうえで、より有効かつ機動的に機能する方策を再調整する必要があるものと思われる。また、アドバイザーースタッフ制度についても、とりわけ夜間主の利用の容易さに向けての改善などを含めてその担当者の配置の再調整と制度自体に対する学生への情報の提供方法の改善などを検討する必要がある。

## 第5分野 カリキュラム

### 5 - 1 - 1 科目設定・バランス

(評価基準) 授業科目が法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって設定され、学生の履修が各科目のいずれかに過度に偏ることのないように配慮されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 科目設定の概要

学則上、2007年度入学生から適用されている現在のカリキュラム(以下、現行カリキュラムという。以下の記述はこれによる。)で開講される科目及び法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の別は、履修案内の「科目一覧」記載の通りである<sup>22</sup>。

大まかな内訳は、以下のとおりである。

##### 法律基本科目 27 科目

公法系(憲法・行政法) 6 科目

民事系(民法・商法・民事訴訟法) 15 科目

刑事系(刑法・刑事訴訟法) 6 科目

うち、公法系 5 科目 10 単位、民事系 13 科目 26 単位、刑事系 5 科目 10 単位の計 46 単位が必修で、公法系・刑事系各 1 科目、民事系 2 科目のうち 3 科目 6 単位が選択必修となる。

##### 実務基礎科目 16 科目(クリニック、エクスターンシップを含む)<sup>23</sup>

専門職責任 4 単位、法実務入門 2 単位が必修

ローヤリング、民事訴訟実務、刑事訴訟実務より 2 科目 4 単位が選択必修

##### 基礎法学・隣接科目 14 科目(6 単位以上選択)

<sup>22</sup> 2007年度履修案内 25～26 頁。

<sup>23</sup> 実務基礎科目には、この他、「民事模擬裁判」「法律相談クリニック」各 1 単位、「民事弁護活動論」2 単位があるが、2008年度以降開講のため、除外してある。

## 展開・先端科目 47 科目（8 単位以上選択）

### （2）履修単位数の概要

本学の修了に必要な取得単位は、履修案内の「修了要件単位数一覧」<sup>24</sup>のとおり 96 単位以上で、法律基本科目 52 単位以上（必要習得単位数の約 55%。小数点以下四捨五入。以下同様）、実務基礎科目 10 単位以上（約 10%）が必修である。

カリキュラムとしては、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてが開設され、かつ、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目については、それぞれ上記（1）のと通りの最低履修単位が設けられている。

また、仮に法律基本科目の全部を履修しても、27 科目 54 単位であり、修了のためには実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目を最低 42 単位は履修する必要がある。

### （3）履修年次

カリキュラムの構成は、大体の傾向として、昼間主および夜間主 3 年制の場合、1 年次及び 2 年次前期で法律基本科目、2 年次に実務基礎科目、2 年次後期から 3 年次に展開・先端科目が開設される。夜間主 4 年制の場合、1・2 年次で法律基本科目、2・3 年次に実務基礎科目、3・4 年次に展開・先端科目が開設される。基礎法学・隣接科目はおおむね 1・2 年次に配当されるが、上級の学年でも下級学年の科目を履修することはいうまでもない。

従って、学生は、上級学年では必ず基本科目以外の分野をも選択することになる。

なお、1 年次（3 年制・4 年制共通）に「法実務入門」（必修）、「現代弁護士論」（選択）を、3 年制の場合「ローヤリング」（選択必修）を設け、早い段階から実務の基礎に触れる機会を設けている。

---

<sup>24</sup> 2007 年度履修案内 26 頁、151 頁。

#### ( 4 ) 各科目群のバランス

各科目群の目的は、法律基本科目が法曹としてもっとも知識を必要とする基本法令の知識並びに解釈技法の修得、実務基礎科目がそれを踏まえた法律実務の初歩的な演習にあることはいうまでもない。また、基礎法学・隣接科目は、法解釈学と直接関係はないが、それを下支えする法制史・法社会学などの基礎知識の習得に関するものであり、展開・先端科目が、以上の各科目群を踏まえた、より高度な法的知識の涵養を目的とするものである。

このような趣旨にかんがみ、先に述べたように、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目の年次配当を、基本的にはこの順番としている（前記（ 3 ）参照）。

なお、低学年次に法律基本科目の履修が多くなるのは致し方ないが、実務基礎科目である法実務入門を 1 年次、ローヤリングを 3 年制では 1 年次、4 年制では 2 年次に設け、実務科目への導入を早めている。

他方、実務基礎科目、展開・先端科目の一部科目は、前提履修科目を設け、一定の科目についての単位取得ないしその見込みを条件としている。また、単位取得が条件でない場合でも、一定の科目に関する知識の修得を事実上要求することにより、学生が、基礎知識の不足したままより高度な科目を履修することがないようにしている。これらは、シラバス及びガイダンスで告知される。

## 2 . 点検・評価

( 1 ) 2007 年度に開講された科目は時間割表のとおりであり、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開先端科目の全ての分野が開講されている。特に、展開・先端科目については、同規模の法科大学院に比べて相対的に多数の科目を設定している。

なお、現行カリキュラムについては、現在学生が在籍する学年については全ての科目を開講したが、2004 年度～2006 年度入学生に適用される旧カリキュラムでは、開講科目のうち「民事司法の現代的課題」を開講しなかった。担当者の健康上の理由で開講が見送られたものである。

( 2 ) 修了までに各科目群で必要な単位の履修については、最低履修単位の設定、開講年次のバランスにより、特に無理なく履修可能なものとなっている。

最低履修単位の設定により、評価基準である「実務基礎科目のみで6単位以上」、「基礎法学・隣接科目のみで4単位以上」の要件を満たしている。これに加え、基本科目以外の科目を最低でも42単位は履修することとなるため、「実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の合計で33単位以上」の基準に適合しているので、いずれかの分野にことさらに偏った履修となる事実もない。

( 3 ) 各科目群のそれぞれは、その目的に則したものと考えられ、特に展開・先端科目として開設されている科目はいずれも法律基本科目とは異なる意義のある科目である。

( 4 ) 本学には、継続的な補習制度はない。

### 3 . 自己評定

#### A

(理由) 上記2のとおり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の全分野が設定・開設され、各科目群ごとに評価基準に見合う最低履修単位数を定め、これにより、法律基本科目以外の科目を最低33単位履修すべきとの基準も満たしている。

### 4 . 改善計画

2004年度から2006年度までの経験を踏まえ、カリキュラム改訂が2006年に行なわれ、2007年度新生より現行カリキュラムとして適用された(なお、現行カリキュラムの一部科目は、2006年度以前入学の学生にも前倒し開講をして学習の便を図ることとした。)

従って、現在のところ、具体的な改善計画は存在しない。但し、教育実績や将来構想を踏まえ、必要に応じて改善を図ることとする。

## 5 - 1 - 2 科目の体系性・適切性

(評価基準) 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

### 1. 現状

本学は、全課程を未修者対象のものとしており、また有職者のままで課程を修了できるように昼間主と全く同様な内容を持った夜間主のクラスを設定している<sup>25</sup>。授業科目の開設もこの特徴を維持し、生かすようになされている。

#### (1) 時間割編成・授業時間

科目の開設状況は、時間割表のとおりである。

法律基本科目、実務基礎科目(「現代弁護士論」は除く)は昼夜開講とされ、同一教員が昼間主・夜間主の双方を担当するのを原則とする。但し、一部科目では昼夜で担当者が異なるが、この場合も、担当者間での意見交換・調整などを通じ、昼夜で差が出ることのないよう努めている。基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目の場合、昼夜開講の一部科目を除き、夜間・土曜、休業中の土日を利用した集中講義により行っている。これらはいうまでもなく、昼夜双方の学生が履修を可能とするためである。

特に展開・先端科目の時間割編成については、これらの科目数が相当多数にのぼるうえ、非常勤講師を嘱託していることも多いため、同一時限に数科目が重なることがある。

期末試験については、昼夜コースの同一日程・同一問題での実施、相互調整などを行い、昼夜の格差が出ないように配慮している。

学生が履修すべき年次が原則として固定されていること、及び在籍年次より下級学年の科目を履修できることはいうまでもないが、選択科目については、特別の事情がある学生の申し出により、教務委員会の議を経て上級学年の科目を履修することができる<sup>26</sup>。履修コースの

<sup>25</sup> 1-5-1 特徴の追求を参照

<sup>26</sup> 2008年度履修案内7頁(8)。

変更により、最大履修単位数を超えて履修することが不可欠な場合も、教務委員会の議を経てかかる履修が認められることがある<sup>27</sup>。

なお、カリキュラム変更に伴い、若干の科目が新設されたが、これらの科目のうち特に必要と認めるものについては旧カリキュラム対象学生に対しても、前倒しで開講した（刑事事実認定論、刑事法特別講義などがそれにあたる。）。

授業は、月～金の昼間に昼間主、月～金の夜間及び土曜に夜間主及び選択科目を置き、100分授業として行われる（各学年時間割表）<sup>28</sup>。平日は昼間3時限、夜間2時限としている。授業開始時刻は次表のとおりである。夜間の場合、平日に2時限を履修する場合、移動時間が短いなどの問題がある。

#### ア 平日

1 時間目	2 時間目	3 時間目	4 時間目	5 時間目
10:00 ~	12:40 ~	14:50 ~	19:30 ~	21:15 ~
11:40	14:20	16:30	21:10	22:55

#### イ 土曜

1 時間目	2 時間目	3 時間目	4 時間目	5 時間目
10:30 ~	13:00 ~	15:00 ~	17:00 ~	19:00 ~
12:10	14:40	16:40	18:40	20:40

授業回数は学期全15回であり、そのうち1回を期末試験に充てる。

休講は極力避けるものとしているが、やむをえない事情で休講とする場合、1週間以内に補講を行うのが原則である<sup>29</sup>。

### (2) 科目の体系性

本学は、法学未修者を対象とする。従って、そのカリキュラム及び履修の基本的な方針は、法学未修者に対し、早い時期に法学的思考、日本の法制度の概要に対する知識を形成せしめると同時に、法曹として求められる知識・技能を速やかに習得させることにある。また、法曹なかならず弁護士職に対する学生の理解と関心を涵養すること、更に専

<sup>27</sup> 2008年度履修案内11頁(26)

<sup>28</sup> 別添資料17 TKCシステム上で掲示し、かつ、紙媒体でも配布される。

<sup>29</sup> 2008年度履修案内8頁(13)。

門ないし得意分野を形成することも重要な課題と考えられる。

まず、の観点から、法律基本科目、実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目の配当年次、履修順序が定められていることはいうまでもない。おおむね、1・2年次に法律基本科目、基礎法学・隣接科目を履修し、2・3年次に実務基礎科目、展開・先端科目を履修するシステムになっている。これにより、基本科目の復習と一層の発展を図り、より高度の知識・技能の修得を可能ならしめる趣旨である。

同様の目的から、1年次前期に、民法法総合1、刑法法入門を置き、民法法一般・刑法法一般の概観を行っている。

更に、特に高学年次の展開・先端科目、実務基礎科目を中心に、一部科目では前提履修科目が指定され、当該法分野についての基礎知識を要求することにより、基礎知識の十分とはいえない学生がいきなり高度の問題に接することがないようにしている。このような指定がない場合でも、事実上の措置として、同様な指導が行なわれることもある。

この他、当該科目の修得目標ないしその現状、全体の中での位置づけについては、全体FD、分野別FDにおいて常に討議を行い、教員間の意識の共有を図っている。

の観点については、後記(3)で触れるように、1年次から実務科目を開講することにより、行なわれている。

### (3) 目指す法曹の理念と履修選択の適切性

本学は、法の支配の実現を目指した法曹の養成を基本理念としている<sup>30</sup>。本学は、実務家教員を充実させることにより、法曹に対する関心を高めるとともに、より実践的な活動を早期に修得するための講座を開設している。前者の例として「現代弁護士論」、後者の例として「刑事弁護活動論」、「公益弁護活動論」、「法律事務所経営論」がある。また、カリキュラム改訂により、「民事弁護活動論」を開講する予定である。クリニック、エクスターンシップを重視・強化しているのも、この表われである。

<sup>30</sup> 2009年度 大学案内 2頁

また、「法実務入門」を1年次開講とし、同科目ならびに「専門職責任」に一般の法科大学院より多くの時間を割いているのも、このような基本理念に基づいている。

展開・先端科目においては、学生が視野をより広げられるように、いわゆる市民法務分野、企業法務分野の双方に多数の展開・先端科目を開講している。

ところで、法科大学院は法曹養成機関の一環であるから、学生が法曹及び法曹界に高い関心を持っていることはいうまでもない。しかし、そのような関心があるといっても、現に法曹の職務を直接体験・見聞した学生が多いとは限らない。

そこで本学では、1年次前期に「現代弁護士論」を開講し、各方面で多岐に活躍している弁護士をゲストスピーカーとして招聘し、その経験や工夫を紹介する講座を設けており、多数の学生が受講している。

また、1年次前期に必修科目として「法実務入門」を置き、学生ができる限り早い段階で実務の初歩に接するようにしている。本科目は、通常の法科大学院が1単位科目であるのに対し、2単位科目とし、より多くの時間を割いている。クラス編成も2クラスとして通常の必修授業の半分の人数で実施することにより、よりきめ細かな指導を目指している。本科目は同時に未履修基本科目の導入・予習的機能を果たすものである。

なお、3年制コースの場合、「ローヤリング」も1年次配当となる。

この他、3年次の実務基礎科目として「刑事弁護活動論」「公益弁護活動論」「法律事務所経営論」が開講されている。この他、「民事弁護活動論」が2009年に開講される予定である。

そして、本学のとりわけ大きな特徴として挙げられるのが、法律事務所（ロード法律事務所）の学内設置であり、そこにおけるクリニック・無料法律相談の実施である。クリニックは、学内の他、学外クリニックも開講されている。クリニック、エクスターンシップは、当該年次の全学生が履修を希望しても何らかの形で履修しうる体制とし

ている<sup>31</sup>。この他、学外でもクリニックを行っている。

これにより、法律相談等への学生の立会いの機会を提供し、高学年次になってからはクリニック（ならびにエクスターンシップ）を充実せしめている。これらは学生が弁護士職に直接触れる好機であり、そのモチベーションの維持・発展に寄与するのみならず、事実調査、文書起案、教員弁護士との意見交換などを通じ、法的知識の涵養・応用能力の取得にも大きな役割を果たしている。

## 2．点検・評価

本学の科目の設定は、未修者が3年間で法律の初歩・基本から、実務の基礎までを学修し、法律実務家として最低限の知識・技術・倫理を修得できるように工夫されている。特に一年次が法律基本科目に偏ることなく、法曹としての視野も広めるような科目を設定している。

従って、3年間全体の期間の中で、基本科目 実務基礎科目、展開・先端科目の順に整序し、実務基礎科目、展開・先端科目も、基礎的なものから発展的なものへと展開されている。また、一部科目では、前提履修科目をもうけており、体系的な履修が確保されている。

開講予定科目はほぼ確実に開講されている他、開講時期、開講時間などについては、最大限の配慮を行なっている。

特に、本学の特徴である先輩弁護士による後進養成の趣旨を踏まえ、実務科目、クリニック、エクスターンシップの充実強化を図っており、他学にはない特色を出しているものとする。

## 3．自己評価

### A

（理由）2で述べたとおり、本学の特徴を生かすように、科目の設置、開講が適切に行われている。

---

<sup>31</sup> 但し、1講座9名以内のため、定員を超えた場合、必ず希望するクリニックを履修できるとは限らない。

#### 4．改善計画

開学から、3年間の学生の学修状況などから、2007年度入学生から、カリキュラムの改訂を行い、学生が3年ないし4年間で効率よく法律の基礎を学修できるように必修科目の単位数を増加させるなどの変更をした。今後も、学生の学修に適した科目の設定・配置を行っていくべく、教員間で議論をしている。

展開・先端科目が夜間のみを開講される場合、学生の履修に困難が生ずることがあるので、できるだけ昼夜開講にするようにしていきたい。

### 5 - 1 - 3 法曹倫理の開設

(評価基準) 法曹倫理を必修科目として開設していること。

#### 1. 現状

本学においては、「法曹倫理」に相当する科目として、「専門職責任 1・2」が 2 年次の前期・後期に必修科目として設置・開講されている。

本学では、本科目は、弁護士自らの手による後継者養成を重視するという基本構想から、通常の法科大学院が 2 単位科目としているのに対し、1 年を通し合計 4 単位という倍の時間を費やし、きめ細かい指導を行っている。また、本学は裁判官・検察官の派遣教員を有しないが、これらの者の倫理問題についても当該科目の中で学修しており、裁判官・検察官をゲスト・スピーカーとして招聘し(各期 2 回で計 4 回)、これらの職域の倫理問題を考える機会を作っている。

なお、現実の事件の処理に携わるクリニック、エクスターンシップの履修には、本科目の単位取得(ないしその見込み)が条件である<sup>32</sup>。

#### 2. 点検・評価

当該科目が設けられ、かつ、他の法科大学院の倍の時間を費やして開講されており、問題はない。

#### 3. 自己評価

適合

(理由) 法曹倫理に相当する「専門職責任 1・2」が必修(計 4 単位)として開講されている。

#### 4. 改善計画

特になし。

---

<sup>32</sup> 2008 年度履修案内 63～68 頁のエクスターンシップ、クリニックの「前提履修科目」参照。2008 年度履修案内 139 頁

## 5 - 2 - 1 履修選択・履修指導

(評価基準) 学生が履修科目の選択を適切に行なうことができるようにするための取り組みがなされていること。

### 1. 現状

(1) 一般的な履修指導としては、履修案内による情報提供のほか、入学時、新学年開講時、各学期開講時のガイダンスがある。

入学時の履修指導は、まず、入学前、入学予定者が確定した後、基本科目を中心とする法律学に関する基礎的文献、教科書などを各教員が推薦し、書面化したものを配布している<sup>33</sup>。これは、未修者が多いという本学の事情から、できるだけ早期に法律学の香気に接することを目的としたもので、特に知識の獲得・形成を目的としたものではない。また、当該文献を入学予定者が閲読するか否かも、基本的には自由である。

入学直前の2月ないし3月の土日曜を利用して、公法・私法・刑事法の分野毎に、科目・カリキュラムの概要、学修上の留意点などの他、履修、TKCシステムの利用とそれを用いた資料検索、図書館の利用などについてガイダンスを実施している<sup>34</sup>。

2年次以上の科目については、とほぼ同時期に、科目ないし履修の概要、方法について説明の機会(プレ講義)を設けると共に、仮履修登録と本履修登録時の履修取消制度を設けることで、柔軟な科目選択に寄与しようとしている<sup>35</sup>。

ガイダンス、プレ講義はいずれも任意参加であるが、新入生の約90%、在学生の約70%が参加している。

各学期開講直前のものは、選択科目、クリニック、エクスターンシップに関するガイダンスである。これは、非常勤を含む当該科目の担当教員が、当該科目の履修内容、履修方法、履修上の留意点などを説

<sup>33</sup> 別添資料 16 ブックリスト・ガイダンス日程

<sup>34</sup> 別添資料 16 プレ講義及びリサーチガイダンス開催のご案内

<sup>35</sup> 2008年度履修案内6～7頁(5)(6)参照。

明するもので<sup>36</sup>、科目選択の円滑化を目的としている。

(2) 展開・先端科目は、旧カリキュラムでは市民・公益法務分野と企業法務分野に区分していた(但し、学生はいずれの分野も自由に選択できる。)が、現行カリキュラムではこのような区分を特に行っていない。但し、将来の希望に応じた一応の履修モデルコースを組み、ホームページや大学案内に掲載している。履修の便に供している。これも、科目選択の円滑化に寄与していると考えられる。

(3) この他、学生が履修上の助言を得るための制度としては、チューター制度、アドバイザー・スタッフ制度が存在している<sup>37</sup>。また、教務専用のEメールによる質問も実施されている。

## 2. 点検・評価

上記により、学生が履修選択を適切に行なうための制度は確立しており、十分に機能している。

## 3. 自己評定

A

(理由) 開講直前のガイダンス、教員などによる相談・助言の機会が整備され、履修選択への配慮は、適切になされていると考えられる。

## 4. 改善計画

現在のところ、特になし。

---

<sup>36</sup> 別添資料 16 2008 年度新入生用プレ講義資料、在学生用プレ講義資料参照。

<sup>37</sup> 2008 年度履修案内 13 頁以下、並びに本報告書 8-2-2 参照。

## 5 - 2 - 2 科目登録の上限

(評価基準)履修科目として登録することのできる単位数の上限が、36 単位を標準とするものであること、及び終了年度の年次は 44 単位を標準とするものであること。

### 1. 現状

#### (1) キャップ制

本学では、最大履修単位数(キャップ制)を定めることにより、いずれかの学年が過大な負担になることをさけている<sup>38</sup>。昼間主及び夜間主 3 年制の場合、1・2 年次の上限は 36 単位、3 年次の上限は 44 単位である。夜間主 4 年制の場合、1～3 年次の上限は 26 単位、4 年次の上限は 33 単位である(学則 23 条)。但し、昼間主または夜間主 3 年制から 4 年制に履修コースを変更した場合、教務委員会の議を経て、必修科目の履修に必要な限度でこの上限を超えることができる<sup>39</sup>。

#### (2) 学生の履修状況

3 年制の場合、1 年次は、必修が前期 7 科目・後期 8 科目、選択・選択必修が年間で 3 科目以内、同様に 2 年次は、必修が前期 8 科目・後期 4 科目、選択・選択必修が前後期合計で 6 科目以内である。3 年次の場合、最高で年間 18 科目程度(35 単位)、最低で 11 科目程度(21 単位)を履修する。従って、履修科目数は、集中講義を除き各学期 1 週あたり、1・2 年次はおおむね 7～8 科目、3 年次は 4～5 科目程度である。

夜間主 4 年制の場合、1 年次は、必修が前期 6 科目、後期 6 科目、選択は年間 2 科目以内、2 年次は、必修が前期 6 科目、後期 4 科目、選択必修・選択が年間 3 科目以内、3 年次は、必修が前期 2 科目・後期 1 科目、選択必修・選択が前後期併せ合計 10 科目以内、4 年次では年間最高で 20 科目程度(39 単位)、最低で 8 科目程度(15 単位)を履修する。

<sup>38</sup> 2007 年度履修案内 7 頁(7)。

<sup>39</sup> 2007 年度履修案内 7 頁(7)及び同 11 頁(26)。

集中講義を除き各学期 1 週あたり、5 ～ 6 科目程度となる。

### ( 3 ) 1 単位あたり授業時間数

1 単位あたりの授業時間数は、45 時間の学修を必要とする内容で構成され、講義については 15 時間の講義、実習については 30 時間の実習をもって 1 単位と計算される ( 学則 22 条 )<sup>40</sup>。

## 2 . 点検・評価

夜間主 3 年制の場合、時間の関係上、ほぼ毎日授業が入ることになり ( 加えて、学生が職を有している関係上 )、タイトであることは否定できない。但し、学生が負担を感じる場合、1 回に限り 4 年制ないし ( 可能であれば ) 昼間主へのコース変更も可能である<sup>41</sup>。

昼間主の場合、1・2 年次でも週 3 日程度で、学生の予復習、自主学習などの時間は比較的確保されているように思われる。夜間主 4 年制の場合も、夜間主 3 年制に比べれば、比較的余裕がある。

通常のケースで上限を超える履修を認めたことはない。コース変更に伴い、上記の特例による最大履修単位を超える履修を認めた例がある。その場合も、36 単位、44 単位を超えたことはなく、学生の負担が問題となることもなかった。

## 3 . 自己評定

### 適合

( 理由 ) 評価基準に定める最大習得単位数を遵守している。3 年制から 4 年制に移行した場合、4 年制の最大履修単位である 26 単位ないし 33 単位を超えることはあるが、その場合でも 36 単位、44 単位を越えることはない。

---

<sup>40</sup> 別添資料 4 学則

<sup>41</sup> 2008 年度履修案内 11 頁 ( 27 )

4 . 改善計画  
特になし。

## 第6分野 授業

### 6 - 1 - 1 授業計画・準備

(評価基準) 開設科目のシラバスや教材の作成等、授業の計画・準備が適切になされていること。

#### 1. 現状

##### (1) シラバスの作成・配布

本学における開設科目のシラバスの内容は、提出資料「2007年度履修案内」および「2008年度履修案内」中の「科目一覧・シラバス」に各記載のとおりである。

本学では、毎年学生に配布される「履修案内」に開講予定科目のシラバス(授業概要)を掲載している。シラバスには、科目毎に「授業内容の概要」(授業の目的を含む。 )、「授業方法」、「成績評価の方法」、「授業計画」(毎回の授業で取り扱うテーマ等)、「使用教材」(教科書 - 購入必須、参考書 - 購入任意 - を含む。)および「前提履修科目の有無」を表記することとしており、基本的な記載項目は共通である<sup>42</sup>。履修案内は、在学生に対しては新年度開始前の毎年3月上旬に実施される在学生向けのガイダンスの際に、また、新入生に対しては入学時(3月上旬～中旬に開催される入学予定者向けガイダンスの際)に、それぞれ配布している。

また、授業科目によっては、以上のほか、各教員が「大宮法科大学院大学教育研究支援システム」(以下、「TKCシステム」という。)を通じて、「履修案内」掲載のシラバスを補足し、あるいはさらに詳細なシラバスを提示することにより、「履修案内」記載のシラバスとあわせて、各科目の教育内容・教育方法等を学生に理解させるように努めている<sup>43</sup>。

さらに、必修科目については入学前に入学予定者向けガイダンスを実

<sup>42</sup> 2008年度履修案内 25～135頁

<sup>43</sup> 別添資料 35 シラバスの補足資料抜粋(2007年度分)

施し、また、選択必修科目および選択科目については各学期開始前（3月および7月 - 2007年度より）に科目別の履修ガイダンスを実施しており、その際に、シラバスを補足する資料などを基に、直接学生に各科目の目的・教育内容・教育方法について説明を行っている<sup>44</sup>。

## （2）シラバスと実際の授業の乖離の状況

本学では、FD活動の一環として、教員による授業参観が実施されており、その際に、参観した他の教員はシラバスと実際の授業内容の一致不一致を確認することができる。また、各学期末に実施される学生による授業評価アンケートの項目に「授業がシラバスどおり進められたか」という質問を設け、学生アンケートというかたちを通してシラバスと実際の授業との乖離の状況を把握するようにしている<sup>45</sup>。

これらの資料によれば、一部の授業科目で、主に授業の進行が予定より遅れたという原因で、シラバスの内容と授業内容が一致していないとの評価があったが<sup>46</sup>、内容的にシラバスと実際の授業とが乖離している科目はなかった。

## （3）各科目の教材

各科目の教材のうち市販の書籍（教員の自著・共著を含む。）は、おおむねシラバスに記載のとおりであるが、シラバスに教員作成の教材を使用することが触れてあるものおよびシラバスに記載のない教材としては、教員が独自に作成したケース・ブック、テキスト、講義資料、設例・事例教材、レジюмеなどがある<sup>47</sup>。また、関連科目の担当教員がFD活動などを通じて、教材の選択について協議・議論し、教材について共通認識を持つよう努力している。

<sup>44</sup> 別添資料 35 シラバスの補足資料抜粋（2007年度分）のうち 11 番～15 番

<sup>45</sup> 別添資料 13 学生アンケート集計表（2007年度）

<sup>46</sup> 同上

<sup>47</sup> 別添資料 36 浦田賢治『基本的人権の基礎上・下』、同『統治の基本構造』、  
別添資料 36 授業概要・教材等抜粋（2007年度分 TKC掲載資料）

## 2．点検・評価

### (1) シラバスの記載・配布時期等

本学では、毎年度の「履修案内」に掲載するシラバスに、授業の目的・内容・方法・教材・成績評価方法などの情報を共通項目として記載し、これを新年度開始前の3月（入学予定者を含む。）に学生に配布している。また、シラバスの記載をさらに充実させるものとして、各科目の必要に応じて、各担当教員によりTKCシステムへの情報掲示、ガイダンスにおける資料提供および説明などが行われている。これらシラバス等によって学生が効果的な授業準備のための有効な情報が提供されており、かつ、シラバスの配布等の情報提供は適時になされている。

### (2) 授業計画の内容

シラバスの記載、特に「授業内容の概要」および「授業方法」の記載自体からも読み取れるとおり、シラバスに記載された授業計画は、おおむね、科目の目的・特性・カリキュラム上の位置付けなどを踏まえ、良く練られたものであると考えられる。また、実際にも、ほぼすべての科目についてシラバスどおりに授業が進行されており、少なくとも内容面でシラバスとの乖離が見られる科目はない。

### (3) 教材の選択

教材の選択は、基本的には各教員の裁量に任されているが、教員は、担当科目の目的・特性・カリキュラム上の位置付け・教育効果等を勘案して、教材を選択している。また、多くの教員は、自己の著書、自作のケース・ブック、テキスト、講義資料、事例教材、レジュメ、設例・事例問題などを教材として用いている。さらに、教材の選択にあたっては、関連する科目の教員同士が協議・議論を行うことで共通の認識を形成するよう努めている例もある。このように、教材は、おおむね効果的な履修のために適切に選択されたものであるといえる。

#### (4) 改善すべき点の有無・内容

授業科目の中には、内容的には乖離しているとはいえないが、シラバスどおりの進度で授業が進行していない科目も見られた(ただし、この点は、授業の実施(6-1-2)に関わる問題であると考える。)

### 3. 自己評定

A

(理由)上記2の(1)ないし(3)のとおり、本学の授業計画・準備は、質的・量的にみて非常に充実しているといえる。

### 4. 改善計画

シラバスどおりに授業が進行していない点については、学生による授業評価アンケートの結果を教員が汲んで次期に備えるほか、FD活動などにおいて教員間で注意を促すべきであると考える。

## 6 - 1 - 2 授業の実施

(評価基準) 開設科目が効果的に履修できるような適切な態様・方法で授業が実施されていること。

### 1. 現状と点検・評価

#### (1) 直近の2年度(2006年度、2007年度)の授業 - 全般

法曹に共通して求められる基本的能力は、「問題解決能力」、すなわち具体的な事実関係の中から解決すべき問題を発見し、かつ、実際に問題に対して法を正しく適用してその解決を図るための能力である。そして、実際の問題解決のためには、把握された事実に適用されるべき法についての正しい理解を前提として、法に従って事実を整理・分析して(法的分析)<sup>48</sup> 事実に法を適用した結果予想される帰結・結論を導き出し(法的推論)、さらには実際に問題解決を図るべく適切に行動する能力<sup>49</sup>を備える必要がある。もちろん、以上の能力は、すべて法曹としての社会的使命および責任を自覚しつつ発揮されることが求められる。本学では、少なくとも主要な科目については、以上の基本的な考え方に留意しながら授業を実施している<sup>50</sup>。

#### ア 教育内容

##### (ア) 全般

教育内容については、上記(1)前文の留意項目に照らして、主として(i)基本的な法律知識の正しい理解ならびに(ii)実務技能および専門職責任の基礎的部分の修得が確実になされるよう配慮している。具体的には、(i)は主に法律基本科目の授業を通じて、(ii)は実務基礎科目の授業を通じて行われている(ただし、6 - 2 - 1で述べるとおり、あわせて理論教育と実務教育の架橋を意識した授業を行っている)。なお、主要な法律基本科目の教育内容は、後記(2)のとおりである。

<sup>48</sup> 事実の整理・分析の前提として、法情報調査および事実調査能力が備わっていることが必要である。

<sup>49</sup> そのための手段として、適切な文書および口頭でのコミュニケーション能力が必要である。

<sup>50</sup> 以上については、さらに7 - 1 - 1の記述参照。

## (イ) 1年次にふさわしい授業の工夫 - 入門授業

本学では、上記(i)および(ii)の点が確実になされるための出発点として、1年次前期に入門的授業を配置し、未修者を前提として、法律および法実務の全体像について具体的にイメージさせると共に、法律知識の正しい理解に向けての学習のポイント(学習方法を含む)を理解させるようにしている(必修科目の「商事法入門」 - 2006年度まで、「民法法総合1」、「刑事法入門」、「法実務入門」 - 以上いずれも2007年度より、選択科目の「現代弁護士論」 - 2006年度および2007年度)<sup>51</sup>。

### イ 教育の仕方

教育の仕方、授業方法については、上記(1)前文の基本的な考え方が授業を通じて達成されるために、学生が具体的事実を前に法曹の立場に立って問題解決に取り組むという姿勢を保てるような授業という観点を意識している。また、プロセスによる教育という観点から、期末試験という定点的なチェックにとどまらず、普段より学生の理解度・達成度を常に確認しながら授業を進めることを意識するようにしている。そして、各教員は、基本的にはこのような共通の意識のもとで、学生が上記アの教育内容を効果的に理解できるような方法を科目に応じて工夫するとともに、主に以下のような取り組みを行っている。

### (ア) 具体的事例に取り組ませることを意識した授業方法

前記ア(イ)の入門科目は、いずれも具体的な事例(判例を含む)を題材とし、学生に自ら考えさせる授業方法を採用している<sup>52</sup>。

また、法律基本科目の授業では、市販あるいは自作の判例集、ケース・ブックを教材として指定し(前記6-1-1の1(3)参照)、授業の前提として学生に判例を読ませるように努め、また、多くの科目で、教員が作成した具体的な設例をもとに授業を行っている<sup>53</sup>。

さらに、本学は質量ともに充実した実務基礎科目を開設しているが、これら実務基礎科目の授業においては、当然のことながら、自作または

<sup>51</sup> 2007年度履修案内40頁・48頁・55頁・65頁、2006年度履修案内36頁(商事法入門)

<sup>52</sup> 2007年度履修案内40頁・48頁・55頁・65頁、2006年度履修案内36頁(商事法入門)、別添資料36 授業概要・教材等抜粋(2007年度分 - TKC掲載資料)

<sup>53</sup> 2007年度履修案内、授業概要・教材等抜粋(2007年度分 - TKC掲載資料)

市販の事例教材を用いて、学生が法文書作成、ロールプレイ（その準備も含む）、実際の事件処理（クリニック科目について）などを通じて、自ら具体的な事実に取り組むことを中心とした方法で授業を行っている<sup>54</sup>。

(1) 双方向・多方向の議論などによる考える機会の付与

a 双方向授業の採用

本学では、多くの科目において原則として双方向授業が採用されており、学生が具体的事例の検討・予習課題などを含む予習を十分に行っていることを前提に、学生を指名して質問に答えさせ、あるいは意見を述べさせ、または、あらかじめ指定された学生グループに発表させるなどの方法で、学生自らに考えさせる工夫をしている<sup>55</sup>。

b 講義＋双方向または学生に発言を求める授業方法

法律基本科目の授業の中には、授業時間の一部を講義にあて、その授業で取り扱う基本的事項の確認を行い、その後学生の予習を前提に双方向で議論を行う方法をとっている科目もある（「基本的人権の基礎」、「統治の基本構造」、「会社法１・２」、「民事訴訟法１・２」など）<sup>56</sup>。

c 講義型授業

本学では１年次ないし２年次前期の法律基本科目の一部について講義型を基本とする授業方式が採用されている。これは未修者を前提とする本学カリキュラムの最初において、まず基本知識を概観することが重要であるという考えに基づいている。ただし、その場合でも、教室では学生を指名して設問に答えさせるなど、学生の積極的な発言を促すことにより、学生自身に考えさせるような工夫がなされている。また、この場合は、上級の学年において開講される関連科目（総合科目または展開・先端科目）において双方向授業により基本知識の定着が図られることが予定されている（「民法１・２」、「刑法１・２」、「刑事訴訟法１・

<sup>54</sup> 2007年度履修案内、授業概要・教材等抜粋（2007年度分 - TKC掲載資料）

<sup>55</sup> 2007年度履修案内 29～68頁など参照

<sup>56</sup> 2007年度履修案内 29頁（基本的人権の基礎）・30頁（統治の基本構造）・41～42頁（会社法１・２）・44～45頁（民事訴訟法１・２）

2」など - 後記(2)参照)<sup>57</sup>。

(ウ) 授業で達成すべき目標の事前の提示

各教員は、担当科目について、原則としてTKCシステムを通じて、遅くとも各回の授業の1週間前までに授業の趣旨・内容・目的を掲示することで、学生に各回の授業で達成すべき目標（各回の授業のテーマについて考えるための指針）をあらかじめ明示している（ごく一部の科目については、TKCシステムを通じてではなく、資料を履修学生に直接交付する例もある）<sup>58</sup>。一部の科目でTKCシステムへの掲示内容が簡略に過ぎたり、掲示の時期が遅れたりする例もあったが、おおむねこの方法での学生への目標提示は履行されている。

(I) 映像等の利用

一部の科目の授業では、パワーポイント、スライドを使用して学生の視覚に訴え、学生が自ら考えるためのポイントを明示すると共に、板書の手間を省くなど効率的な授業進行（考えさせる時間の確保等）のための工夫をしている（「民事訴訟法1・2」、「証拠と事実認定」、「経済法1/独禁法」、「経済法2」など）<sup>59</sup>。

(オ) 理解度のチェック（期末試験を除く）

a レポートの提出等

本学では、ほとんどの実務基礎科目、2年次以降の法律基本科目、および多くの展開・先端科目（司法試験選択科目を含む。）について、予習課題等としてレポートあるいは文書の作成・事前提出を求めている<sup>60</sup>。

教室においては、予習課題を前提に質疑討論を行う形式の授業を行うほか、レポートの取扱いについては、提出された予習課題について教員が添削し、または参考起案等を示す場合もあり、復習課題を与える科目も

<sup>57</sup> 2007年度履修案内34～35頁（民法1・2）・49頁（刑法1 - 2007年度は「刑法2」は開講なし）・50～51頁（刑事訴訟法1・2）

<sup>58</sup> 2007年度履修案内20頁（8）・8頁(11)、2006年度履修案内18頁（8）・5～6頁(11)

<sup>59</sup> 別添資料38 パワーポイント・スライド資料抜粋（2007年度分 - TKC掲載分：「民事訴訟法1・2」、「証拠と事実認定」、「経済法1/独禁法」、「経済法2」）

<sup>60</sup> 2007年度履修案内55頁（法実務入門）・57頁（民事訴訟実務）・58頁（刑事訴訟実務）・33頁（公法総合3）・38頁（民法5）・39頁（民法6）・46頁（証拠と事実認定）・89～90頁（環境法1・2）・91～92頁（労働法1・2）・108～109頁（国際関係法（公法系）1・2）・110～111頁（倒産法1・2）・113～114頁（経済法1・2）・115～116頁（知的財産法1・2）・117～118頁（国際関係法（私法系）1・2）・120～121頁（租税法1・2）

ある<sup>61</sup>。

b 小テストの実施

科目によっては、定期的に小テストを課し、学生の理解度をその都度確認している（「基本的人権の基礎」、「統治の基本構造」、「行政法 1」、「民法 5」、「民法 6」、「刑法 1」、「刑事法総合」、「経済法 1 / 独禁法」、「経済法 2」など）<sup>62</sup>。

c 授業における質問受付を通じた理解度確認

また、ほとんどの授業においては、授業中随時、または授業終了直後の時間に学生からの質問を受け付けており、このことを通じて学生の理解度を確認している。

d オフィスアワーその他における質問受付を通じた理解度確認

本学では、専任教員は授業を担当している学期の授業期間中は、少なくとも週に 1 回、授業期間外でも国内にいる期間は 2 週間に 1 回程度、各 1 時間以上のオフィスアワーを設けることになっており、学生と面会の上、授業および学修方法全般について質問を受け、その中で学生の理解を確認している<sup>63</sup>。

e 授業で毎回発言を求める方法による理解度の確認

また、科目によっては、毎回ほぼ全員の学生に発言を求め、その発言内容から学生の理解度を直接確認している（「法実務入門」、「ローヤリング / 面接交渉技法」など）。

f D 評価および F 評価となった学生へのカウンセリング

各教員は、担当科目につき D 評価または F 評価となった者のうち必要と認める者に対して、成績表交付後原則として 2 週間以内に個人カウンセリングを実施し、学生との面談を通じて理解度が不足する原因を具体的に把握するよう努めている（なお、9 - 1 - 2 も参照。）<sup>64</sup>。

---

<sup>61</sup> 注 12 に掲げた履修案内の該当頁のほか授業概要・教材等抜粋（2007 年度分 TKC 掲載資料）

<sup>62</sup> 2007 年度履修案内 29 頁（基本的人権の基礎）・30 頁（統治の基本構造）・38 頁（民法 5）・39 頁（民法 6）・113 頁（経済法 1 / 独禁法）・114 頁（経済法 2）、小テスト・解説抜粋（TKC 掲載分 - 「基本的人権の基礎」、「行政法 1 / 公法総合 1」、「刑法 1」、「刑事法総合」）

<sup>63</sup> 2007・2008 年度履修案内 8 頁(12)

<sup>64</sup> 2007・2008 年度履修案内 10 頁(21)

## ウ 履修指導（予習やフォローアップ）

また、本学では「プロセスによる教育」をより徹底するため、以下のような履修指導に努めている。

### (ア) 予習の指示<sup>65</sup>

上記ア(ア)のとおり、各教員は、担当科目について、原則として TKC システムを通じて、遅くとも各回の授業の1週間前までに授業の趣旨・内容・目的を掲示することで、学生に各回の授業で達成すべき目標を明示している。

### (イ) フォローアップ

本学では、主に以下のような制度により、履修のフォローアップに努めている。

#### a オフィスアワー<sup>66</sup>

本学では、上記のとおり十分なオフィスアワーの時間をとり、教員が学生と面会して、授業・学修方法全般について質問を受けている。

#### b メールによる質問受付

また、専任教員の大部分は、学生に対して学内および学外のメールアドレスを公開し、随時電子メールによる質問を受け付けている<sup>67</sup>。これによって、仕事等でオフィスアワーなどが十分に利用できない学生も、教員に対して必要な質問をすることができる。

#### c アドバイザリースタッフ<sup>68</sup>

本学では、第二東京弁護士会および埼玉弁護士会所属の若手弁護士を「アドバイザリースタッフ」として依頼している。アドバイザリースタッフは、交代で本学に駐在し、法律学の学習方法、実務家の法的思考方法等、本学における学習を円滑に行うことに資する事項についての相談に応じている。

#### d 課外企画（自由参加）、学生自主企画への教員の参加

---

<sup>65</sup> 2007・2008年度履修案内 20頁(8)、別添資料 36 授業概要・教材等抜粋(2007年度分 - TKC掲載資料)

<sup>66</sup> 2007・2008年度履修案内 8頁(12)、別添資料 40 教員オフィスアワー等一覧表(2007年度 - TKC掲載)

<sup>67</sup> 別添資料 40 教員オフィスアワー等一覧表(2007年度 - TKC掲載)

<sup>68</sup> 2007・2008年度履修案内 14頁

さらに、本学では、必要に応じ、適宜正規の授業外で自由参加の課外企画として、事例検討、判例検討、問題研究、起案演習等の機会を設け、基本知識の理解をさらに確実なものとするためのフォローを行い、また実務家としての文書作成能力を高める工夫をしている。もちろん、これは専ら司法試験準備を目的とするという「答案練習」なるものではない（そもそも、「答案練習」の意味自体が不明であり、コメントする意味もないが、誤解を避けるために付言する）。

また、場合によっては、学生の希望があれば、学生の自主的な勉強会等の企画について教員が参加し、かつ、これを教務部長に届けることによって他の学生にも参加の機会を提供している<sup>69</sup>。

以上のとおり、本学では、学生が法曹の立場に立って自ら考えることを促進するため、具体的な授業の形態・方法、フォローアップ等について様々な工夫を行っている。

ただし、現在のところ、個別の授業方法について最良と思われる方法が確認できているわけではなく、また、現状は各担当教員個々の創意・工夫に委ねられているところも多々ある。さらに、科目によっては、旧来の法学部における授業方法の効用・位置付けなどについて苦慮しているところも見受けられる。

## (2) 科目毎の状況

### ア 憲法

#### (ア) カリキュラム構成

「基本的人権の基礎」及び「統治の基本構造」の2科目を法律基本科目として、それぞれ1年次の前期と後期に配置した。憲法全般の基礎知識を習得するようにシラバスは作成されている。ただし合計28回、1回各100分の授業で、憲法全般の基礎知識を習得するには、学生の十分な予習と復習が必要である。

なお、このほか憲法の分野に関連する選択必修の法律基本科目として「憲法判例論」(2年次前期)および、展開・先端科目として「憲法訴訟論」(3年次前期)が配置されている。

<sup>69</sup> 別添資料 41 学生自主企画の告知文抜粋 (TKC 掲載資料)

#### (イ) 授業計画

法律基本科目 2 科目の授業計画は、基本書及び応用編テキスト（自作のケース・ブック）に適合するよう立案し、それぞれ 14 回の授業をおこなった。この授業計画は TKC 上で示したとおり予習し、また復習することを求めるものだった。

#### (ウ) 授業の実施状況

1 年次に配置されている法律基本科目として、基礎知識と基本的な思考力を身につけることに重点を置いた。教室の授業では 2006 年度当初、質疑・応答型の手法を試み、また研究テーマを選んで各自エッセイを書くことも求めた。学生の理解度等を勘案し、以後は講義中心の授業になった。ただし、講義のあと TKC 上に復習の課題を示し、学習の便宜に供した。

また、授業の中で小論文テストを実施することにより、憲法上の問題について学生が自ら考える機会を与え、かつ、学生の理解度を確認するようにしている。

#### イ 行政法

#### (ア) カリキュラム構成・授業計画

本学における行政法分野のカリキュラム構成は、法律基本科目として、「行政法 1」「行政法 2」「公法総合」（各 2 単位科目）を中心に展開されている。さらに、「公法特別講義」（2 単位）など行政法に関連する学術的・実務的に発展的な内容を取り上げる授業を展開・先端科目として 4 科目開講し、学生の理解を深めるような科目配置としている。

授業計画の大要は、公法系科目担当教員の話し合いによって定められているが、各科目における講義計画の立案については、原則として担当者の裁量に委ねられている。

#### (イ) 授業の実施状況および自己評価

以下、法律基本科目の中心となる「行政法 1」および「行政法 2」、ならびに展開・先端科目である「公法特別講義」を例にとって、授業の実施状況を述べる。

## a 行政法 1

### (a) 教材

教材としては、シラバス掲載のもののほか、テーマに応じた資料を別途提供した。自ら作成するものの他、市販の書籍、行政機関のホームページ等を提示した。教材の選択に際しては、未修者・1年次という本学の特性に配慮し、難易度の低いものを提示した。

### (b) 教育内容

未修者かつ1年次の科目ということから、基礎的知識の修得に重点を置いて講義した。できるだけ具体例を用い、法の適用関係をイメージしながら受講してもらえよう心がけた。教材として判例を用いたが、一方向からではなく、できるだけ多方向から（原告側からおよび被告側から）見るようにさせた。

### (c) 授業の仕方

授業で達成すべき目標は、講義の1週間前までに提示するレジюмеにより明らかになっていたと考える。

講義中にミニテスト等を実施することは、時間的に困難であったため、復習課題を提示し、後日の課外講義において解説するという手法をとった。学生に当て、答えさせるといった形はとらなかったが、適宜「Aだと思ふ人は手を挙げて。じゃあ、Bだと思ふ人は手を挙げて」という問いを発し、法的問題点についての自らの立場を明らかにさせた上で講義を行った。

### (d) 履修指導

予習内容については、レジюмеで示しておいた。復習内容については、(c)で述べたように、復習課題の提示 解説講義という手法を用いた。

## b 行政法 2

### (a) 教材

教材は、「行政法 1」よりも難易度の高いものを提示した。

### (b) 教育内容

2007年度は、1回の授業（100分）の中で教員2名（南博方教授 - 当時 - および早川和宏准教授）が同時に出講し、分担の上講義した。前半

では、講義テーマにかかる総論的講義を行い、後半では、当該テーマに係る判例等を取り上げ、各論的な講義を行った。これにより、一つのテーマにつき、複眼的視点からの理解が可能になったと思われる。時として、教員間での見解の相違も明らかにすることができ、様々な視点からの思考方法を教授できた。

#### (c) 授業の仕方

授業で達成すべき目標は、概ね講義の1週間前までに提示するレジюмеにより明らかになっていたと考える。講義中にミニテスト等を実施することは、時間的に困難であったため、復習課題を提示し、後日解説するという手法をとった。学生との双方向での議論を行うことはできなかったが、教員2名が異なる視点から講義をする等により、考える材料を与えることができたと思う。

#### (d) 履修指導

予習内容については、レジюмеで示しておいた。復習内容については、(c)で述べたように、復習課題の提示 解説講義という手法を用いた。

### c 公法特別講義

#### (a) 教育内容・教材

シラバス掲載の判例につき、レポーターを指名し、報告してもらった。開講前は、一つの判例につき1名のレポーターを想定していたが、受講者数が多かったため、2名で担当してもらうこととなった。市販の教材ではなかなか見えてこない、「紛争当事者の主張」を詳細に報告してもらう形をとり、「条文を事実絡め主張する」ことの意義を理解してもらえるよう心がけた。

報告をさせるに当たっては、判例を一審から丁寧に読むこと、しかも、結論に重点を置くのではなく、結論に至るまでの論理や、結論を導く主張の説得力等に重点を置くことを心がけた。

レポーターによる報告の後、受講生・教員によるディスカッションを行い、判例の理解を深めた。

#### (b) 授業の仕方

各回の授業で取り上げる判例については、シラバスに掲示してある。

レポーターによる報告の段階で、基礎知識の確認を丁寧に行った。具体的には、「レジュメに            という記述がありますが、これはどういう意味ですか？」といった問いを、レポーターを含む受講生全体に対して適宜発するよう心がけた。

#### (c) 履修指導

予習内容は、シラバスに各回で取り上げる判例を指示しておいたので、それによる。復習内容としては、レポーターが使用したレジュメに対するコメント（「個々の部分の記述が不正確」「論理に飛躍がある」「こういった書きの方がよい」等）を、各自復習してもらうことにした。

### ウ 民法

#### (ア) カリキュラム構成・授業計画

民法関連の授業は、法律基本科目としての「民事法総合1・2」、「民法1ないし7」、展開・先端科目としての「民事判例論」、「民事法特別講義1・2」によって構成されている。配当年次によって差はあるが、学生に対して予習範囲を指定したうえで授業を行い復習のポイントを指示して定着させるという方法で運用されている。単に抽象論に終始することなく、基礎理論の修得を前提としつつも、紛争解決のツールとして発展的に使いこなすことができる民法というコンセプトで授業がなされている。

民法は範囲が広く、それぞれの科目が、効率よく学生の民法の理解を高めるため、民法関連教員は、ほぼ毎月開催される民事法FDで、科目の分担、教材、授業方法について検討している<sup>70</sup>

#### (イ) 授業の実施状況

各教員がそれぞれ各種の創意工夫を施しているが、民法3、民法6を例にとると次の通りである。

##### a 双方向・多方向の議論

授業では、適宜教材の設問を採り上げながら、自習の度合いを確認しつつ、重要部分や学生が誤解しやすい部分について適宜説明を加えてい

---

<sup>70</sup> 詳細は、4 - 1 - 1 参照

く。授業時間100分のうち、教員からの発問と学生の応答に使用する時間は合計で30～40分程度になることが多いが、50分を超えて質疑応答を行うこともある。ただし授業の進行を管理するため、学生の個人的興味に基づく自由な発問は認めず、教員がコントロールして発言をさせる方法によっている。多方向での対話についても、勝手に学生同士で議論をさせず、教員が仲介して議論をさせる方法をとっている。

#### b 到達目標の明示

授業の一週間前までに、TKCシステム上に予習用の教材をアップする。学生は教科書と予習用教材を用いて予習をして授業に望む。この課題を消化することをもって「各回の到達目標の事前呈示」と考えているが、資料にも「今回のテーマ」として、狙いを簡単に記述している。

#### c 映像について

プレゼンテーションソフトを使う等には至っておらず、教室のボードへの板書を基本としている。当事者関係図等についてはプレゼンテーションソフトを使用することによって、「その場で板書すること」によるタイムロスや板書ミスを防ぐこともできるので、活用したいと考えている。

#### b 小テストによる理解度チェック

1・2回行われており、要件・効果を意識して条文を読むことができるか、あるいは基礎概念を具体的事案に即して説明することができるか等を試す内容となっている。

#### (ウ) 履修指導

予習の指示については、予習用教材のなかで行っている。なお、場合によっては、TKC教育研究支援システムの「予習案内」欄に、教材とは別にコメントをつける場合がある（例：重要判例が集中している分野で、読むべき判例がかなり多い場合に、適宜メリハリをつけさせる等のサジェストをする）。教材の内容は、教科書の内容の理解を深めるための誘導的な設問群、補充的なコメント、また教科書に引用されている判例をほぼ全文（ケースによっては原審分も）に近い状態で掲載し、若干の加工を施したものである。また、必要に応じて参考文献リストもつけ

ている。この教材と教科書や資料を消化することで、予習方法等についての基礎的な指針は示しているといえる。ただし、回によっては指示がやや抽象的なものに終始する場合があります、より具体的な指示を行う必要があると感じている。

レポートは、たとえば「抵当権の効力の及ぶ範囲」の基礎的なケースを自宅起案させることで基礎的な理解がなされているか、法律文書の書き方を理解しているか等を検証するなど、学生が予習によって修得しておくべき基礎知識部分の検証に使用するほか、授業終了後に終了範囲を題材としたケース研究問題を起案させて復習の一助とするなどに用いている。

復習は、教材に復習のポイントを掲示している。また、予習用設問について学生が起案を提出し、これを添削指導する等の方法もとっている。

学生からの質問等への対応は、オフィスアワーはもちろんであるが、授業後教室で受けることもある。授業時間に私的な質問が食い込むことを避けるため、匿名で記載できるアンケート兼質問用紙を毎回配布し、授業評価や質問を受けている<sup>71</sup>。これに対しては次回授業の冒頭に回答することもあれば、印刷物にして回答することもある。

#### (I) その他 - 他の教員の授業への参加等

2007年度には行われなかったが、2006年度までは実務家教員（田中宏教授）が研究者教員（椿寿夫教授、小林一俊教授 - 2005年度まで）の授業に参加することなどを通じて、授業の内容・方法について教員間での研鑽・共通認識の形成に努めた。

### エ 商法

#### (ア) カリキュラム構成・授業計画

本学における商法分野のカリキュラム構成は、法律基本科目として、「会社法1」「会社法2」「商取引・有価証券」（各2単位科目）及び「民事法総合1」（2単位、全14回のうち7回が商法分野）を中心に展開されている。そして、特に会社法分野については、学術的・実務的に発

---

<sup>71</sup> 質問&アンケート用紙見本（追加予定）

展的な内容を採り上げる講義を6科目開講し(展開・先端科目群)、学生の理解を深めることが可能なカリキュラム構成となっている。

授業計画の大要は、商法系科目担当教員の話し合いによって定められているが、各科目での14回の授業計画の立案については、原則として担当者の裁量に委ねられている。もっとも法律基本科目については、開学当初から各回においてとりあげるテーマに大きな変動はなく、教員間の調整は使用教材の内容調整や採り上げる裁判例の見直しが中心となっている。他方、展開・先端科目については、大まかな調整にとどまり、科目間の詳細な調整は行っていない。

#### (1) 授業の実施状況

##### a 教材

裁判例を参考にして、解釈上問題となるべきテーマを盛り込んだ具体的な仮設事例を講義担当者が立案して、当該仮設事例をめぐる法律上の問題点(当該事例において生じた紛争をどうやって解決するか、などの検討を含む)を問う形式の、オリジナル教材を使用している。この教材の作成については、担当教員間で相談して行っており、毎年内容について再検証した上で受講者に提示している。受講者は当該事例に付された設問について、指示された基本書、判例及び講義担当者作成のレジюмеなどを参考に、各自で検討した上で講義に臨むことが要求されている。

##### b 授業運営

授業運営については各担当者に委ねられているが、法律基本科目においては、未修者に対する基本的な知識修得の機会も必要であるとの見地から、100分間の授業時間のうち、一部(おおよそ40~60分)を基本知識の解説(レクチャー)に充てている。その上で、教材の設問について学生から検討結果を示してもらい、教員と当該学生の間での質疑や、学生間の討議の時間を設け、具体的な問題解決能力の向上にも配慮している(講義と双方向議論の併用)。

##### c フォローアップ

法律基本科目として開講されている各科目については、商法の基本的知識を修得することも授業目的の一つと考えているため、事前に当該テ

ーマに関連する判例・学説等の解説を交えたレジュメを配布している。さらに、授業時間の都合上、教材である仮設事例については、全学生の意見を聞く機会をとれないことに配慮し、授業後には設問の趣旨と復習のポイントを公開するようにしている。

#### (ウ) 自己評価

商法担当者としては、特に法律基本科目について、授業時間の不足を痛感している。特に「会社法1」「会社法2」は、4単位28回の講義で、会社法の多くの分野をカバーしなければならず、そのために仮設事例の検討時間よりも「講義」する部分が多くなっている。その影響から学生が「消化不良」をおこしている傾向は否めない。この点については、授業運営上の課題があるものと考えている。

### オ 民事訴訟法

#### (ア) カリキュラム構成

民事訴訟法関連の授業科目は、法律基本科目としての「民事訴訟法1」（1年次前期）および「民事訴訟法2」（1年次後期）を中心としている。このほか、民事系の総合科目として「民事法総合2」（2年次後期 - ただし2008年度より）が配置されている（2007年度までは、証拠法および事実認定を中心として教育する「証拠と事実認定」（2年次前期）が必修科目として開講されていた）。

#### (イ) 教育内容

「民事訴訟法1・2」の教育内容は、履修案内のシラバスおよびTKCシステムに掲載する各回の授業内容のとおりである。法学未修者の1年次生（新入生）が履修するものとしては、法曹養成教育として相応しい内容の授業であると考えている。

#### (ウ) 授業の仕方

「民事訴訟法1・2」の授業では、「何故そうになっているか」、「どのように考えるか」を中心におくので、教科書に書いてあるような事柄の説明はなるべく省いている。それらは学生が自習すべき事項ということになる。そのため、予習の指示としては、遅くとも1週間前に提示する「講義案内」において、各回の講義テーマ、教科書・参考書の該当頁を

記載するだけでなく、学習上の注意点も記載している。また、学生が教科書等で自習する際に、ただ「読んできたが、何もわかっていない・知識を吸収していない」という状態にならないように、「講義案内」には、毎回設問を10個程度つけている。

各回の授業で達成すべき目標を事前に明確に示しているかについては、「一般目標」・「到達目標」という言葉では表記してはいない。これは、表記しても、結局は講義案内のタイトルや項目に「 について説明できること」程度の簡略な記述にならざるを得ず、屋上屋を架することにしかならないと考えたためである。しかし、このような「一般目標」・「到達目標」の明示が必要なのであれば、今後は明確に示すようにすることを検討する。

ミニテスト等で理解度をチェックしながら進めているかについては、「講義案内」の設問がその役割を果たしている。ただし、現行の方式は1つの設問につき指名された学生など数名しか答えていないので、クラス全体の理解度をチェックするためには、今後はペーパーテスト的なミニテストの導入も検討している。

映像等を利用したわかりやすい工夫については、図表などを使用する際には、板書のみならず、事前にプレゼンテーションソフトで作成しておいたものを教室前方の黒板に投影して使用するなどの工夫は行っている。訴訟法においては、裁判の手続など映像資料が利用できればよいのであるが、著作権法上の問題のなく、かつ授業目的に資する短時間の映像教材がないこと、映像を見ているほど授業時間に余裕がないことから、現在は行っていない。

授業の際には、教員が学生をランダムに指名し、「講義案内」の設問についての見解を述べる形を主とし、教員の方で解説を加えたりこともある。したがって、双方向・多方向の議論をする等で考える機会を設けているとはいえる。ただし、この方法は、学生の予習が不十分であったり、たどたどしく応答された場合には貴重な授業時間を空費することになるので、4単位しか与えられていない現状では多用できないのが課題である。

## (I) 履修指導

### a 予習の指示内容の適切さ、レポートの活用・添削

学生は、上記(イ)で記した「講義案内」の設問を予習段階で解くことにより、予習範囲の学習事項が具体的な事例にどのように適用されるのかを通じて理解・知識定着を図れるようになっている。したがって、予習の指示内容はおおむね適切であると考えているが、学生の反応を見ながら、毎年、設問の入れ換えを検討している。

また、これら「講義案内」の設問には復習課題も設定されており、この復習課題については、レポートの形で提出することを勧めている（義務化はしていない）。そして、提出者については、教員がコメントを付したり、場合によっては添削するなどして学生に返却することで、学生の復習に資するとともに、法的文章力・論理的文章力の涵養に資するよう努めている。

## カ 刑法

### (ア) カリキュラム構成・授業計画

本学における刑法のカリキュラム構成は、「刑法 1」(1年次後期)「刑法 2」(2年次前期)を内容とし、前者はいわゆる刑法総論、後者は刑法各論であり、各2単位科目である。また、この他に、刑事訴訟法を含めた刑事系全般にわたる法律基本科目として「刑事法入門」(1年次前期)および「刑事法総合」(2年次後期)の2科目があり、カリキュラム上「刑法 1・2」の前後に配置されている。

「刑法 1・2」の授業計画の大意は、原則として上記科目を担当する2名の教員の話し合いによって決定されるが、さらに刑事法科目担当教員の意見も常に考慮されている。

### (イ) 教育内容・教材

基本的に代表的な刑事裁判例をモデルとしながら、解釈論上問題となる論点を含んだ設例を担当教員が考案して、設例の事実に基づいて刑法上の問題点を検討する演習形式の教材を使用している。

受講者は、この設例に設けられているさまざまな設問について、あらかじめ指示された基本書(基本書は、未修者中心という本学の特性に配

慮して選択指定している)や判例、判例解説書、論点研究書、コンメンタール、講座もの、あるいは担当教員の作成した、各論点についての代表的な見解・判例を詳細に整理したレジュメ等を参考にして予習を行ったうえで、講義に臨むことが求められている。

#### (ウ) 授業の仕方

講義の仕方については、各担当者に委ねられているが、2名の担当者の間では、上記の教材を共通にしたり、担当クラスを刑法1と刑法2とで交代することなどによって、担当クラス間で授業内容に大きな格差が生じないように配慮している。

また、法律基本科目の性質と未修者中心という本学の特性にかんがみて、全部で100分の講義時間のうち、おおむね一時間を基礎的知識や考え方の解説に用いている。残りの時間は、授業冒頭10分間における、予習の理解度確認のための20問からなる短答型の小テストや教材で示された問題点に関する学生との質疑応答(双方向議論)に費やされ、法科大学院における法的分析力・問題解決能力の向上が図られている。

「刑事法入門」は刑事系基本科目の導入として、また「刑事法総合」はそのまとめという位置付けの下で、いずれも学生に具体的な事例・判例を分析させ、かつ、場合により一定の文書を作成させることを通じて、学生が自ら法曹の立場に立って問題に取り組むことを授業の中心としている(もちろん、各科目の目的に応じて、採り上げる判例その他の教材、到達目標は異なる)。

#### (I) フォローアップ

毎回の授業において使用した設例については、各授業終了後、担当教員が作成した比較的詳細な各論点に関する解説書をTKC上にアップして、受講者の復習をうながすとともに、オフィスアワーや学内メールにおいて個別的な説明を受け付けるなどして個別的なサポートにも工夫を凝らしている

#### (オ) 自己評価

刑法1、刑法2ではそれぞれ、14回の講義が予定されているが、他の科目と同様に講義時間の不足が痛感される。このことは、一回の授業の

内容過多をもたらす学説の消化不良を招くおそれが存在し、講義担当者においては、講義運営上の課題として意識されている。

## キ 刑事訴訟法

### (ア) カリキュラム構成・授業計画

本学における刑事訴訟法のカリキュラム構成は、法律基本科目として「刑事訴訟法1」(1年後期)、「刑事訴訟法2」(2年前期)が開設されている。また、「刑事法入門」(1年前期)のうち4回程度が、刑事手続に関連したテーマに充てられている。この他、刑事訴訟法に関連する科目としては、実務基礎科目として「刑事訴訟実務」、展開・先端科目として、「刑事弁護活動論」「刑事事実認定論」「少年法」が開設されている。なお、以下の記述は、法律基本科目としての刑事訴訟法1、2のみを対象とする。

授業計画およびその内容については、担当者間での調整は特に行なわず、科目担当教員の裁量に委ねられている。これは、担当者・開設科目が、他の法分野に比べ比較的少数である一方、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目と、その趣旨、目的を異にしているためである。

#### (イ) 授業の実施

刑事訴訟法1、2の区分は、おおむね、捜査法(刑事訴訟法1)と公判・証拠法(刑事訴訟法2)に対応する。

授業は、基本書、教員作成のレジюме、TKCシステム上に掲載される主要判例および若干の資料を中心とし、主として講義形式により実施した。なお、資料としては、捜査・公判で利用される書面の書式を添付することが多い。

刑事訴訟法1、2とも、全14回の授業時間のうち、おおむね1ヶ月ごとに2回を、復習時間とし、事例式問題に対する論文形式の解答を求めている。その次の講義時間の若干を、一般的な講評に充てる場合もある。この答案是、純粋な復習とする趣旨から、成績評価には反映させなかった。また、答案是、学生の希望に応じて閲覧・謄写と個別的な講評を行っている。

#### (ウ) 自己点検・評価

今後の課題として、以下のような点を検討する必要があると考えている。

##### a 双方向型の検討

これまで、基本的には講義形式によることが多かった。これは、法律基本科目という科目の性格上、基本的知識を確実に提供することの重要性と、他科目でも指摘される、双方向型の採用による「時間のロス」の問題にかんがみてであった。但し、純粋な講義型は、予習の手抜き、授業中の学生の緊張感の弛緩を生じさせる可能性もあるため、何らかの形で双方向方を導入してゆくことが課題であると考えられる。

##### b 実務家教員との連携

法律基本科目は理論的な問題の検討を中心とするため、いわゆる研究者教員によって担われることが多い。しかし、法科大学院における訴訟法科目においては、現実の実務運用を（それを肯定するにせよ批判するにせよ）早期に学生に知らしめることが重要であると考えられる。このような観点から、授業テーマによっては実務家教員により実務の現状をスピーチしてもらったことがあるが、今後は、そのような機会の提供を体系的に行なってゆくべきであると考えている。

##### c 教材の再検討

現在、教材については、(イ)で指摘したように、基本書のほか、教員作成のレジユメを利用している。これについて、学生に過度な詰め込みや負担を求めないため、他方、双方向型の強化との関係で、その内容の見直し、ないしは整理を行なう必要があると考えている。

#### (3) 適切な授業の浸透度

上記のとおり、本学では、法曹が備えるべき問題解決能力の養成ということを念頭に置き、学生が法曹の立場に立って自ら考えることを促進するため、教材、授業形態・方法、フォローアップその他の履修指導等について様々な工夫を行っており、目的に沿った適切な授業は相当程度浸透していると考えられる。ただし、特に限られた時間内で、基本的な法律

知識の説明と学生自身に考えさせる授業とのバランスをとることにつき試行錯誤している側面もあり、全体としては、主要な科目について適切な授業が完全に浸透しているとはまでは言えない。

## 2．自己評定

B

(理由) 上記1のとおり、本学では、法曹が備えるべき問題解決能力の養成ということを念頭に置きつつ、教材、授業形態・方法、フォローアップ等、授業について様々な工夫を行っており、質的・量的にみて授業が充実しているとはいえるが、現在のところは、いまだ各担当教員の創意・工夫に基づく試行錯誤の段階であり、非常に充実しているとはまではいえない。

## 3．改善計画

上記1で示した問題点については、今後教員のFD活動などを通じて、より良い授業形態・授業方法を追求する必要がある。また、特に、本学の授業がはたして上記1(1)前文で示した法曹に共通して求められる能力を養成できているかどうかという観点から、教育効果の検証を十分に行わなければならない。

## 6 - 2 - 1 理論と実務の架橋

(評価基準) 理論教育と実務教育との架橋を意識した授業が実施されていること。

### 1. 現状

#### (1) 「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」についての考え方

本学が考える「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」とは、法曹が備えるべき基本的能力である「問題解決能力」を学生に理解・修得させるという目的の下、理論面の教育と実務的な教育とが別々に教育されるのではなく、理論と実務が密接な関連を有するものとして、一の授業の中で共に教育されているような授業のことである。

法科大学院は、法曹養成に特化した教育機関であるから、「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」の趣旨・内容を考えるにあたって、法科大学院の課程を経て養成されるべき法曹に必要な基本的能力を身につけるために必要な教育という観点からこれを考えなければならない。

そして、法曹に必要な基本的能力とは、前記6 - 1 - 2の1(1)前文のとおり、「問題解決能力」および同能力を備えるために必要な把握された事実に適用されるべき法についての正しい理解、法に従って事実を整理・分析する能力(法的分析)、事実に法を適用した結果予想される帰結・結論を導き出す能力(法的推論)および実際に問題解決を図るべく適切に行動する能力であると考えられる。もちろん、以上の能力は、すべて法曹としての社会的使命および責任(専門職責任)を自覚しつつ発揮されることが求められる。このうち、主に理論教育を通じて養成すべき能力は であり、また、実務教育によって修得すべき能力は ないし であると、一応は言えると思われる。

しかし、たとえば の能力を養成する際にも、そこで修得すべきは「把握された(具体的な)事実に適用されるべき法」についての正しい理解なのであって、そのためには基本的な法知識を単なる知識として備える

のではなく、あくまでも具体的な事実に含まれる問題解決のために「使える」知識として修得する必要があることは明白である。したがって、  
の能力は、  
ないし  
の各能力の養成と密接に関連させてこれを養成することが必要であり、また効果的でもあると考える。また、たとえば  
、  
の各能力は  
の能力を前提としており、これらも  
の能力の養成と密接に関連させて教育すべきことは明らかである。

このように、法曹に必要な基本的能力である「問題解決能力」の理解・修得のためには、理論教育と実務教育とを峻別してそれぞれ別個に教育を行うのではなく、これらが実際の授業の中で相互に密接な関係を有するように、授業が組み立てられ、かつ実施されなければならないのである。これが、「理論教育と実務教育の架橋を目指した授業」の実質的意味であると考えられる。

以上のような理解・考え方を前提とした場合、実際の授業における具体的な取り組みの方向としては、おおむね以下のようなことが考えられる。

- (i) 主に理論教育の色彩が強い科目（法律基本科目など）の授業においても、常に具体的事実との関連で基本的法知識を理解させること。すなわち、法制度および法概念の趣旨・内容を総体的に理解させるとともに、特定の法知識が具体的にいかなる場面で、どのように適用され、また適用されるべきかということを理解させるようにすること。
- (ii) 主に実務教育の色彩が強い科目（実務基礎科目など）の授業においても、基本的な法知識を確認しながら具体的な事実の整理・分析・推論をさせるようにすること。また、ある特定の実務家の行動がどのような法知識に裏打ちされているのかということを知り、これを学生に理解させるように授業を展開すること。
- (iii) 「理論教育」から「実務教育」へという順序で教育するのではなく、基本的理念として「理論教育」と「実務教育」とを併行して行うこと。場合により、ひとつの科目の中で「理論教育」と「実務教育」の双方を施すことができるような授業科目を設けること。
- (iv) 一定の範囲で実務家教員が理論教育も担当すること。また、研究

者教員も実務教育に関与すること。場合により、研究者教員と実務家教員とがひとつの科目を共同担当すること。

## (2) 理論と実務の架橋を目指した授業の実施・取り組み

上記(1)に示した考え方に基づき、本学は実際の授業の実施について以下のような取り組みを行っている。

### ア 法律基本科目において具体的な事実の理解から出発する工夫

法律基本科目については、ケース・ブック、判例集を教材として使用しているほか、その授業内容についても、具体的な事例を予習判例または設例・設問というかたちで学生に与え、そこに含まれる法律的問題を解決するという観点から、学生に考えさせる工夫を行っている（6 - 1 - 2 の 1 (2) も参照）<sup>72</sup>。

### イ 実務基礎科目等における理論面の検証と深化

他方、実務基礎科目においても、クリニックを含むすべての科目の授業において、必ず法律基本科目の知識に触れるよう、授業計画および教材、ならびに授業方法などを工夫している<sup>73</sup>。

### ウ 1年次の早い段階から「理論と実務」を意識した取り組みを体験させていること<sup>74</sup>

本学では、1年次前期より実務基礎科目を配置し（1年次前期必修科目「法実務入門」、同選択科目「現代弁護士論」、1年次後期選択必修科目「ローヤリング」）、入学後の早い段階より実務に関する具体的なイメージを涵養するとともに、法律の基本知識がどのようなかたちで実務に生かされているかということについて理解させるようにしている。

また、1年次前期に開講される法律基本科目の入門科目の担当教員に実務家を配し（「民事法総合1」、「刑事法入門」）、実務家の観点から法の基本知識の理解の仕方について教育している。

<sup>72</sup> 2007年度履修案内 29～52頁（法律基本科目のシラバス）、授業概要・教材等抜粋（2007年度分 - TKC掲載資料）、浦田賢治『基本的人権の基礎上・下』、同『統治の基本構造』

<sup>73</sup> 2007年度履修案内 53～68頁（実務基礎科目のシラバス）、授業概要・教材等抜粋（2007年度分 - TKC掲載資料：必修科目および選択必修科目）

<sup>74</sup> 2007年度履修案内 25～28頁・55頁（法実務入門）・65頁（現代弁護士論）・56頁（ローヤリング）・40頁（民事法総合1）・48頁（刑事法入門）

## エ 科目融合化

本学では、主に上級学年における選択科目として、ひとつの科目の中で理論面の教育と実務的教育の双方を目指す科目を設け、同一科目の中でも理論と実務の架橋を意識した授業を行っている。このような科目の例としては、「公法特別講義」、「行政訴訟実務論」、「民事法特別講義 1・2」、「刑事事実認定論」、「刑事法特別講義」などが挙げられる。<sup>75</sup>

## オ 臨床教育・シミュレーション科目の提供<sup>76</sup>

本学では、他の法科大学院と比べ非常に充実した実務基礎科目を配置し、修了要件として実務基礎科目群から 10 単位以上の取得を要求していることをその特徴としているが、その中でもクリニック、エクスターンシップ(全 7 科目、20 単位)およびシミュレーション科目(4 科目、7 単位)を開講して、学生に十分な臨床教育の機会を提供している(このうち、クリニックおよびエクスターンシップの詳細は、6 - 2 - 2 参照)。

クリニックは、選択科目であり、科目の性質上履修定員を定めているが、大部分のクリニック科目が前期および後期の双方に開講されるなど、学生が希望すれば全員が必ずいずれかのクリニック科目を履修できるようにしている。

また、シミュレーション科目のうち 3 科目(ローヤリング、民事訴訟実務、刑事訴訟実務)は選択必修科目とし、最低 2 科目の履修を要求している。

## カ 実務家教員による理論系科目または融合科目の担当・研究者教員と実務家教員による授業の分担<sup>77</sup>

本学においては、実務家教員と研究者教員との共同担当に係る授業は配当されていない。しかし、特に法律基本科目およびそれに関連する科

<sup>75</sup> 2007 年度履修案内 84 頁(公法特別講義)・86 頁(行政訴訟実務論)・99~100 頁(民事法特別講義 1・2)・52 頁(刑事法総合)・106 頁(刑事事実認定論)・107 頁(刑事法特別講義)

<sup>76</sup> 2007 年度履修案内 25 頁~28 頁・56~64 頁

<sup>77</sup> 2007 年度履修案内 48 頁(刑事法入門)・36 頁(民法 3)・39 頁(民法 6)・49 頁(刑法 1・2 - 花井哲也教授)・33 頁(公法総合 3)・46 頁(証拠と事実認定)・47 頁(民事執行・民事保全)・99~100 頁(民事法特別講義 1・2)・40 頁(民事法総合 1)、2008 年度履修案内 33 頁(公法総合)・43 頁(民事法総合 2)・107 頁(執行保全)

目について、実務家または実務経験を有する研究者による授業を実施し、あるいは、研究者教員と実務家教員とがひとつの科目を分担している。

前者に属する科目として、「刑事法入門」(1年次前期)、「民法3(契約法)」(1年次後期)、「民法6(担保法)」(2年次前期)、「刑法1・2」(1年次後期・2年次前期)、「公法総合」(旧、公法総合3 - 2年次後期)、「民法法総合2」(旧、証拠と事実認定 - 2年次または3年次前期)、「執行保全」(旧、民事執行・民事保全 - 3年次前期)、「民法法特別講義」(旧、民法実務演習 - 2年次または3年次前・後期)などが挙げられる。また、後者の例としては「民法法総合1」(1年次前期)が挙げられる。

#### キ その他の取り組み

科目によっては、第一線で活躍する実務家(弁護士に限らない)をゲストスピーカーに招き、学生に実務の現場で行われていることを知ってもらうことで、理論が実務にどのように生かされているかという点について学生の理解を深める工夫をしている(「現代弁護士論」、「専門職責任」、「知的財産法1・2」、「企業法務論」)<sup>78</sup>。

また、実務基礎科目の中には、一つの事例について、当事者双方の立場に立った検討を行わせている授業を行っている科目もある(「ローヤリング」、「民事訴訟実務」、「刑事訴訟実務」)<sup>79</sup>。

さらに、クリニック科目においては、正規授業の一環として、研究者教員が参加して合同セミナーを開催し、クリニック授業で取り扱われる題材等について理論面での理解の深化に努める工夫もなされている。

## 2. 点検・評価

上記1(2)のとおり、本学では理論と実務の架橋を目指した教育を達成するために、個々の科目(理論的色彩の強い科目および実務科目の双方)の授業内容、カリキュラム、科目融合化、臨床科目の提供、担当教員など

<sup>78</sup> 2007年度履修案内 65頁(現代弁護士論)・53~54頁(専門職責任)・115~116頁(知的財産法1・2)・126頁(企業法務論)

<sup>79</sup> 2007年度履修案内 56頁(ローヤリング)・57頁(民事訴訟実務)・58頁(刑事訴訟実務)、シラバスの補足資料抜粋(2007年度分)

の面で様々な工夫を行っており、授業において理論と実務の架橋がかなりの程度達成されているといえる。ただし、6 - 1 - 2で述べたとおり、個々の授業自体が未だ試行錯誤の状況にあり、理論と実務の架橋というテーマについての教員間における共通認識の形成も未だ十分とはいえない。

### 3．自己評定

B

(理由) 上記2のとおり、理論教育と実務教育の架橋を目指した授業が、質的・量的にみて充実しているとはいえるが、非常に充実しているというところまでには至っていない。

### 4．改善計画

今後は、上記の取り組みが効果を上げているかどうかを、FDなどにおいて常時検証するとともに、たとえば研究者教員と実務家教員との共同担当授業<sup>80</sup>など、新たな工夫ができないかどうかについても検討していきたい。

---

<sup>80</sup> ただし、将来、遅くとも法科大学院修了者が教員に就任する頃には、研究者教員と実務家教員という区分は不要になるものと思われる。

## 6 - 2 - 2 臨床教育

( 評価基準 ) 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

### 1. 現状

本学は、法曹養成の中核的な科目として、臨床科目を特に重視しており、臨床科目の充実が本学の特徴の一つである。本学の臨床科目としては、下記に述べるクリニック、エクスターンシップのほか、シミュレーション科目がある。シミュレーション科目については、他の分野で記述している<sup>81</sup>ので、ここでは本学が特に力を入れているクリニック、エクスターンシップを中心に述べることにする。両科目とも、学生が実際の事件、案件に接するもので、これにより法律専門職としての使命と責任を実感するとともに法律の実社会での機能を学ぶことができ、教育的効果も高い。本学の臨床教育の中心である。

#### ( 1 ) カリキュラム構成と履修学生数

##### ア 正規クリニック

###### < 2006 年度 >

本学の正規履修科目のクリニックは、「民事・刑事の各クリニック」が学内と学外に各1つずつ計4種類、更に学内に「情報公開クリニック」（国内外の行政機関等への情報公開請求等の活動を行う）があり、全部で5種類のクリニックがある。クリニック科目の配当時期は、3年次（夜間主4年制コースについては4年次）の前期・後期だが、他の一般科目とは異なり、休日期間である1月から始まり前期は6月までの6ヶ月間、後期は7月から12月までの6ヶ月間とした。履修単位は、「民事・刑事の各クリニック」は各4単位（セミナー2時間以外に週平均6時間稼働）、「情報公開クリニック」は2単位（セミナー1時間以外に週平均3時間稼働）である。セミナーは、毎週土曜日1限に行っている。

###### < 2007 年度 > （期間と稼働時間の修正）<sup>82</sup>

<sup>81</sup> 6 - 1 - 2、7 - 1 - 1 など。

<sup>82</sup> 大宮法科大学院大学クリニック実施要領（2008履修案内139頁）参照。

2007 年度から期間と稼働時間が若干変更となった。

前期 2 月から 6 月、後期 8 月から 12 月（単位・配当年次は変わらない）で各 5 ヶ月間とした。期間が 6 ヶ月から 5 ヶ月になったことから、4 単位の民事・刑事各クリニックについては稼働時間をセミナー 2 時間以外に週平均 7 時間とし、2 単位の情報公開クリニックはセミナー 1 時間以外に週平均 3.5 時間とした。

この修正は、本学全体の学年歴の変更と、試験時期には事実上履修学生の稼働を期待することが困難であることによる。

また、本年度より民事及び刑事の各クリニックの科目名が、学内クリニックを「クリニック 1」、学外クリニックを「クリニック 2」と変更された。

#### < 履修学生数 >

民事 1.2・刑事 1.2 の各クリニックは、学内・学外とも、それぞれ専任教員である弁護士各 1 名が担当しており、情報公開クリニックは 2 名の専任教員が担当している。

民事・刑事の各クリニックについては定員各 9 名、情報公開クリニックについては定員 10 名、総定員合計 46 名である。

2006 年度前期の履修学生数は、「民事・刑事の学内クリニック」及び「学外民事クリニック」がいずれも各 7 名、「学外刑事クリニック」が 4 名、「情報公開クリニック」が 6 名、合計 31 名がいずれかの正規クリニックに参加している。この 31 名の学生中 10 名が夜間主の学生である（履修開始時を基準として）。総履修者数 31 名は、クリニック履修可能学生の約 42 パーセントに相当し、夜間主に限っても約 27 パーセントの夜間主学生が正規クリニックに参加している。

2006 年度後期は、クリニック履修者総数 23 名（学内民事及び刑事が各 2 名、学外民事 1 名、学外刑事 8 名、情報公開 10 名）と前期に比して減ったが、2007 年度前期は、履修希望者が増大し、刑事クリニック 1（学内）には定員 9 名の倍の履修希望者が殺到し、2 度にわたって抽選を実施して学生を各クリニックに割り振った。履修者総数は 42 名（民事クリニック 2 のみ 6 名で他はいずれも各 9 名）となった。

2007年度後期は、クリニック履修者総数36名（民事1・民事2・刑事2がいずれも各9名、刑事1が4名、情報公開が5名）であった。

2008年2月2日から開始となった2008年度前期は、クリニック履修者総数37名（民事1及び2・刑事1が各9名、刑事2が4名、情報公開が6名）であった。

#### イ 法律相談クリニック

正規クリニックとは別途に、全ての学生に任意の参加を求める（単位とならない）「法律相談クリニック」が、学内及び学外（都内渋谷に事務所を賃借）において、平日夜間・休日昼間に稼働し、専任教員以外の弁護士にも協力を仰ぎ、平日は午後7時から9時、土曜日は午後2時から5時、日曜日は午前10時から午後5時、定休日の水曜日を除いて、「オールディ・クリニック」と称し、ほぼ毎日法律相談を実施してきた。

この法律相談クリニックは、開学した年である2004年の12月から実施しており、渋谷の学外法律相談クリニックは2006年8月閉鎖したが、学内は2007年2月まで同規模で実施し、同年3月からは週3日実施と規模を縮小したが、なお継続している。

この「法律相談クリニック」は、2008年度後期より、1単位の正規クリニックとしてカリキュラムに組み入れることになった。配当年次は、3年制課程の2年次後期・4年制課程の3年次後期選択科目である。「法律相談クリニック」の新設は、事件受任型クリニック以前に、法律相談の限度での学生関与の有用性が認められると考えたことによる。

#### ウ エクスターンシップ

以上のクリニック科目の他に、2年次後期又は3年次後期（夜間主4年制コースの場合）終了後の冬季休暇期間中（1月～3月）に、学生の希望に応じて第二東京弁護士会又は埼玉弁護士会会員の法律事務所等に学生を派遣し、弁護士活動の実態を観察することによってそれらへの理解を深める目的で、エクスターンシップを開講している。単位は、総稼働時間を概ね50時間として（上記の期間中、学生の出頭日時等詳細

は、学生と派遣先で調整する)、1単位としている。

2006年1月～3月に本学で初のエクスターンシップを実施した。履修学生数は17名(うち夜間主2名)であり、法律事務所・企業法務部・N G O団体合計10箇所(うち法律事務所8)に派遣している。

2007年1月～3月では、クリニックと同様、履修者が増加し、昼17名・夜12名、計29名がエクスターンシップを履修した。派遣先も17箇所(内法律事務所15)に増えた。

2008年1月～3月では、昼18名・夜3名、計21名がエクスターンシップを履修している。派遣先は、前年と同様、17箇所(内法律事務所15)である。

## (2) クリニック施設

### ア 大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所

学内の「民事・刑事・情報公開の各クリニック」及び「法律相談クリニック」の臨床の場となると共に、全てのクリニックのセンターとしての役割を果たす法律事務所として、本学校舎ビル1階に、「大宮法科大学院大学リーガルクリニック・ロード法律事務所」が2005年10月に設立されている。この法律事務所には、2名の教員弁護士の執務スペース、事務局・相談室スペースの外に、キャレル23個・20名程度が着席可能な会議用テーブル・移動式模擬接見室を備えたミーティングルームが付設されている。そして、刑事クリニック1(学内)担当の専任教員(埼玉弁護士会)がこの事務所を弁護士法上の登録事務所としている。

### イ クリニック2(学外)

都内渋谷に事務所を開設して稼働していたが、2006年8月にこれを閉鎖し、以降は担当の専任教員の法律事務所で「民事・刑事のクリニック2」を実施している。但し、土曜日のセミナーは適宜学内で実施することもある。

## (3) 賠償保険

クリニック担当教員は弁護士賠償責任保険に、履修学生は法科大学院生教育研究賠償責任保険に加入し、万が一、履修学生がクリニック履修

の過程で依頼者等に損害を与えるといった事態の発生に備えて、保険的  
手当を施している。

#### (4) 前提履修科目と活動内容<sup>83</sup>

正規クリニックにおいて、履修学生には、それぞれ、「民事クリニック」については民法1ないし6・民事訴訟法1及び2・法実務入門・専門職責任1.2・民事訴訟実務、「刑事クリニック」については刑法1及び2・刑事訴訟法1及び2・法実務入門・専門職責任1.2・刑事訴訟実務、「情報公開クリニック」については法実務入門・専門職責任1.2を前提履修科目として要求すると共に（単位取得が必要）、守秘義務を遵守する旨の誓約書を学長に提出させて、弁護士である教員の指導・監督の下に、教員が受任した事件について、教員の弁護活動の補助活動を行わせる。教員は、学生が関与することについて、相談者・依頼者・被疑者・被告人の同意を得る。更に、原則として毎週土曜日1限に各クリニック毎にメンバー全員が参加するセミナーを実施し、問題点の共有化と理論的問題の検討を行う。履修学生は、日々の活動については、稼働時間と稼働内容を記載した日報をまとめて、1ヶ月毎に教員に提出する。

セミナーでは、研究者教員の参加も得て、クリニック1（学内）及び2（学外）合同のセミナーを実施することもある。刑事クリニックでは、2007年4月28日、同年9月15日、同年12月1日と合同セミナーを実施した。このセミナーでは、クリニック担当教員だけでなく、刑法・刑事訴訟法の研究者教員も参加して、クリニック受任事件を題材に、担当履修学生にレポートさせ、教員がコメントし議論するというをしている。4月28日のセミナーでは、公判前整理手続・事実認定（被告人と被害者の位置関係）・故意の存否・正当防衛等について議論した。

エクスターンシップについては、法実務入門・専門職責任1.2を前提履修科目として要求すると共に、守秘義務を遵守する旨の誓約書を学長と指導担当者に提出させている。学生は、指導担当者その他の協力弁護士の指導・監督の下に、指導担当者等の事件処理に立ち会うと共に、事

<sup>83</sup> 大宮法科大学院大学クリニック実施要領（2008履修案内139頁）参照。

件処理に必要な法文書の起案等を行う。

( 5 ) 具体的活動内容 ( 2006 年前期を例に )<sup>84</sup>

ア 学内民事クリニック

担当教員が、「学内法律相談クリニック」で相談を受けた相談案件の中から教育に適した事件を、依頼者の承諾を得て受任し、学生に関与させた。履修学生 7 名は事件毎に概ね 2 名 1 組 ( 簡易な場合 1 名、事件数の不均衡の為 3 名で担当したものもある ) で担当した。

受任事件としては、建物明渡・損害賠償・過払金返還請求・養育費支払債務名義による給料債権差押等合計 7 件であり、履修学生は、訴状・答弁書・準備書面・陳述書・債権差押申立書・当事者照会書・内容証明等を起案し、口頭弁論を傍聴したり、相手方との交渉に立ち会ったりした。

また、「学内法律相談クリニック」の法律相談について、担当教員の相談担当の際に、履修学生を 4 回から 7 回程度立ち合わせ、終盤には履修学生に発問させ事情聴取させた。

セミナーは 22 回実施し、履修学生全員で受任事件の検討を行ったり、法律相談に立ち会った履修学生に相談者役を演じさせ模擬法律相談を行った。

イ 学内刑事クリニック

受任する事件は、原則として自らの費用で弁護人を依頼できない人々の事件ということにしており、当番弁護士を窓口とし法律扶助を適用して被疑者の弁護人となるケース及び国選弁護事件であり、埼玉県内の事件が対象である。しかし、担当教員が私選弁護として受任した事件であっても、法理論上の興味深い論点を含むような場合には、依頼人の協力が得られることを前提に、一定の限度で履修学生の関与を了解して貰う

---

<sup>84</sup> 大宮法科大学院大学クリニック・エクスターンシップ委員会編『新たな法学教育モデルの黎明』( 2007 年・大宮法科大学院大学 ) 参照。別添資料 42

こともある。受任事件数は、捜査段階が5件、その内2件が公訴提起され、この2件も含めて公判段階が6件の事件を受任して履修学生を関与させた。履修学生7名の半数程度が夜間主学生であったこともあって、各自の稼働可能時間帯が合致しないため、事件毎に担当者を班編制することはせず、各事件のなすべき弁護活動毎に、メーリングリストを利用するなどして、稼働可能な学生を招集して活動した。セミナー以外の履修学生の合計稼働時間は約144時間から185時間であった。

捜査段階では、履修学生は、担当教員と共に被疑者の留置場所である警察署に赴き必要に応じ担当教員と共に接見し（秘密接見は認められず警察官立ち会いの一般接見となる）、示談交渉に同行・立ち会い・各種異議申立書を起案する等の弁護活動の補助を行った。公判段階では、保釈請求書・勾留取消請求書等の起案、犯行現場での実況見分及び実況見分調書の作成、弁論要旨の作成等の法文書作成と公判傍聴、また公判に備えての依頼者との打ち合わせ、法廷教室での公判リハーサル等の活動を行った。

セミナーは合計20回実施し、履修学生7名全員がロード法律事務所ミーティングルームに集まり、その週の各自の稼働内容を報告し・問題点を議論した。また、模擬接見室を利用した模擬接見、法廷教室での模擬尋問等のシミュレーションや事前に与えた課題をもとに演習を行う等もした。このセミナーに、クリニック受任事件の元被告人が参加してくれ、取調べを受けた時の心理状態・突然身体拘束された時の気持・身体検査の際の屈辱感・拘置所での生活等を履修学生に語ってくれたこともあった。

#### ウ 学外民事クリニック

活動内容は、概ね「学内民事クリニック」と同様であるが、東京都内の事件が対象となる。

セミナーは、20回実施し、主として受任事件に関する訴状・準備書面等の法文書作成の検討を行ったが、教育に適したシミュレーション事例をもとに、これらの検討を行うこともあった。

## エ 学外刑事クリニック

受任事件とその弁護活動の内容は、概ね「学内刑事クリニック」と同様であるが、東京都内の事件が対象となる。セミナーは 20 回実施し、セミナー以外の履修学生の稼働時間は約 140 時間から 192 時間であった。履修学生 4 名を 2 名 1 組で班編制し、事件を担当させた。

担当教員が受任した事件以外に、他の協力弁護士の受任中の事件の中から教育に適した事件を題材にしたこともある。

また、セミナーでは、受任事件の検討以外に、事前に課題を出し履修学生に起案させ、討論し、講評するというものを行い、履修学生の事案分析力や法文書作成力の涵養に努めた。

## オ 情報公開クリニック

担当教員の指導のもと、学生に情報公開制度を利用して研究するテーマを選定させ、国・自治体等に対し情報公開請求したり、非公開処分に対する不服申立手続を行うことを目的としている。

履修学生 6 名は、各自 5 件から 13 件の情報公開請求を行い、異議申立や審査請求を申立てたケースもあった。13 回実施されたセミナーでは各履修学生の情報公開請求の経過を報告し検討した。履修学生の平均稼働時間は約 90 時間であった。

## カ エクスターンシップ

「エクスターンシップ」は、担当教員によるオリエンテーション及び合同セミナーと履修学生の派遣先での指導担当者による現場指導からなる。基本的には後者が中心となるが、担当教員において各履修学生の現場での活動を把握し適切な指導がなされているか検証する為に、履修学生には活動日誌を記載させ、終了時に報告書を提出させ、指導担当者には活動日誌の内容を確認する活動証明書を作成してもらっている。

履修学生 17 名全員が集合する合同セミナーは、2 回実施し、各履修学生の経験を共有すると共に意見交換を行った。

## 2．点検・評価

1で述べたように、本学の臨床科目は、カリキュラム構成においても、各臨床科目を担う実務家教員の質・数においても充実したものとなっている（担当実務家教員は弁護士歴20年以上を有する）。そして、各担当教員が、履修学生と十分協議の上、社会人学生の特性にも配慮し、他の一般科目や仕事との抵触を調整しながら授業を運用している。例えば、担当教員と履修学生とでメーリングリストを作成して、メーリングリスト上で議論したりといった具合である。

夜間主の履修学生が多かった刑事クリニック1では、先に述べたように、事件毎に班分けして担当学生を決めるということではなく、各事件のなすべき弁護活動毎に、メーリングリストを利用するなどして、稼働可能な学生を招集して活動する一方、TKCシステムやメーリングリスト、そしてセミナーで、全履修学生が情報を共有するようにし、各事件の進行途中で関与する学生が生じても無理なく参加し得るよう配慮している。

現実に生起している事件を扱うというクリニックの性格上、教材として適当な事件を、学期を通じて過不足なく履修学生に提供するという事は困難である。そこで、これを補うよう、各クリニックとも担当教員が工夫して授業を運営している。例えば、事件関与した履修学生や担当教員が依頼人役を演じて、他の履修学生に法律相談や接見のロールプレイをさせたり、担当教員が扱った過去の事件記録を用いてシミュレーション授業を行ったりである。

以上のとおり、本学の臨床教育は評価基準をかなりの程度満足させる内容となっているといえる。問題点としては、成績評価を現状の合否ではなく、更にきめ細かい評価をなし得ないかという点であり、現在、検討中である。

## 3．自己評定

A

（理由）本格的なライブクライアントクリニックが開講され、多くの学生がこれを受講して、学習成果を上げている。また、エクスターンシップ

やシミュレーション科目も多数開講され理論と実務を架橋する教育としての成果を上げている。臨床科目が質的・量的に非常に充実しているといえる。

#### 4．改善計画

本学のクリニックは、実務技能の習得ということもさることながら、事件処理を題材に実体法・訴訟法の知識の定着を図り、法律基本科目についての深い理解を目指すということに重点を置いている。そのために、担当教員は、受任事件を履修学生と共に処理するに際し、常に、条文・基礎知識・基礎理論・基本判例に立ち返るよう、履修学生を指導している。

本学各臨床科目の基本的コンセプトは、これまでの実績を踏まえて、今後とも変更なく維持するべきであると考えている。改善すべき事項としては、クリニック教員と研究者教員の共同という点はまだ充分ではないので、先に述べた合同セミナーのような形態を更に模索し、理論と実務の架橋を実践できるようなクリニック運営を考えていくつもりである。

2008年度後期からは、先に述べたように、これまでの任意の「法律相談クリニック」を1単位の正規クリニックとしてカリキュラムに組み入れることとなった（配当年次は、3年制課程の2年次後期・4年制課程の3年次後期）。これは、事件受任型クリニック以前に、法律相談の限度での学生関与の有用性が認められると共に、より多くの学生に臨床経験を負わせることを可能とすることからである。

また、先に述べたように、履修学生の成績評価方法についても検討課題である。

## 第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

### 7-1-1 法曹養成教育

(評価基準) 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等のなかで適切に計画され、適切に実施されていること。

#### 1. 現状

本学は、法曹が社会から信頼される存在であるために、「自律した精神」と「共感する心」を持つ法曹の養成をめざしている。このような法曹であるためには、まず、法律専門職としての使命と責任を自覚していなければならない。そして、法律専門職として依頼者が安心して業務を委託できるため、一定の水準を保つ能力・技術が必要である。このような法曹養成の方針のもと、教育内容においては、法曹のマインド及びスキルの涵養のために次のようなカリキュラム上及びカリキュラム外での教育を企画しそれを実施している。

#### (1) マインドの涵養

マインド面の涵養において重要なことは、法曹を目指す者として、法律専門職としての役割と責任を十分に自覚することである。弁護士を中心とする法曹は、法的な紛争を解決し、また法制度を改善することにより社会へ貢献していくという特別な責務がある。この責務を果たすためには、まず法律専門職としての高い倫理感を備えなければならない。このような観点から、マインド面の涵養に関し、「専門職責任」を柱に下記のような科目を開設するとともに、多数の実務家教員が日常的に学生と接することによって、マインドの涵養に努めている。

#### ア 必修としての「専門職責任」4単位の要求

本学では、特に弁護士としての役割と責任を自覚し、法律専門職としての役割と責任、行為規範を考えるために、2年次前期、後期に「専門

職責任 1, 2」という科目を置き、弁護士という専門職には如何なる職務規範が求められているかを具体例に基づき、双方向・多方向での討議によって学修している。「専門職責任 1, 2」合計 4 単位は、必修である。4 単位必修という設定は、本学における法曹としてのマインド涵養重視の基本方針を示すものである。

「専門職責任」の内容は、弁護士の職務を規律する主たる法源である弁護士法及び弁護士職務基本規程の内容、根拠及びその妥当性について抽象論に陥ることなく具体的な設例をもとに学生が自ら考えるように授業設計がなされている。内容としては、法曹倫理に関する法令、諸規定、弁護士としての義務、弁護士の綱紀・懲戒手続に関する理解を含む。また、弁護士の行為を規律する各国、特にアメリカ、ヨーロッパの倫理規定との比較を通じて弁護士倫理の普遍性と差異そして進むべき方向を理解し考えるような教材づくりを行っている。

本科目は、法律専門職としての弁護士倫理が中心であるが、裁判官、検察官倫理についても、実際の裁判官、検察官、あるいはその経験者を講師として依頼し、学修している<sup>85</sup>。

#### イ 1 年次における「現代弁護士論」開講

本学は、2 年制課程（いわゆる既修者コース）がないので、1 年次の開設科目を法律基本科目に集中させていない。この特色を活かして法曹養成機関としての法科大学院の趣旨に沿って、1 年次前期に弁護士のあり方を学生に考えさせる科目として「現代弁護士論」を開講している。この科目では、現在第一線で活躍する市民弁護士、企業弁護士、涉外弁護士といった学生の進路に合わせたゲストスピーカーを招きそれぞれの分野での弁護士の役割と責任について考えるための双方向での授業を行っている。学生に法曹になるインセンティブを与えかつ弁護士としてのマインドの重要性を認識させる内容であり、本学の特徴を活かした科目となっている。

---

<sup>85</sup> 2007 年度においては、12・27 回（検察官）、13・28 回（裁判官）の授業で行われている。別添資料 2007 年度履修案内 53、54 頁。

#### ウ クリニックの充実を図る

本学のクリニックは、民事1、2、刑事1、2、法律相談、情報公開と6科目が開設されており、すべて専任教員が実際の事件をもとに現実に向き合う弁護士としての姿勢、人権擁護と正義の実現を目指す心構えの涵養を図っている。弁護士倫理の涵養という観点から事件の受任、処理に際して倫理上注意すべき点についての教育もなされている。

#### エ 「エクスターンシップ」の開講

本学は、クリニックとは別に「エクスターンシップ」を開講しており。弁護士の活動を間近に見ることができ、専門職としての役割、責任を考えるよい機会となっている。

#### オ 「ジェンダーと法」の開講

1年次の「ジェンダーと法」科目においては、ジェンダーによる固定観念、偏見についての事例研究を行うことにより法曹となろうとする者がジェンダーの問題を自覚することにより基本的人権、差別に対する問題意識をもって正義に対する具体的な心構えと自覚を促す授業となっている。

#### カ 「法実務入門」の開講

1年次前期に必修科目として配置され弁護士としての基本的な心構えを学ぶとともに弁護士実務を豊富な素材で具体的な思考力、応用力を身に付けるよう工夫されている。契約書作成、刑事事案の調査メモの作成などを通じて弁護士の役割と責任についての自覚を促すことも目的としている。

#### キ 法曹現場との交流

法曹としての役割と責任の自覚は、授業内のみで得られるものではなく法曹が活躍する現場をみることにより触発される。そのために法曹現場を知るための課外活動を多く企画し、実施している。法曹の仕事を理

解するために、特に第二東京弁護士会との提携関係を利用して同会が行う講演会等へ本学の学生が参加し得る機会を与える体制を整えており、本学の開校以来いくつかの同会の講演会に学生が出席している<sup>86</sup>。

また、裁判傍聴、刑事裁判官との懇談会、刑務所見学により学生に司法の実際の現場をみる機会を与え、それぞれの役割と司法の現場に対する理解を得させている。

## (2) スキル面での能力の涵養

弁護士としての職務は、基本的に、依頼者、関係者から事案を聴取し、証拠の収集を行い、その結果に基づいて法律を調査し、法的分析・推論を行い、依頼者の依頼の趣旨を的確に汲み取ったうえで代理人・弁護士活動を行い、適正な問題解決を導くことである。これは、法曹として共通に求められる能力であるので、本学としては、法曹に要求されるスキルとして、適用されるべき法を正しく理解している 法的知識。目前の事実を法的な見地から調査する能力である 事実調査・事実認定能力。その結果に基づいて、事案の帰結・結論を予想し、実際に事案を解決する能力である、 法的分析・推論能力及び 問題解決能力<sup>87</sup>。そして、問題解決に向かい、当事者や裁判所との協議・議論を円滑に行うための能力である コミュニケーション能力、 法的説得能力の養成が重要であると考えている。また、新たな分野で新たに法を発見し、創造してゆくフロンティア精神を持つことも必要であると考えている。そのためには、法に対する 創造的、批判的な能力の涵養も目指す。

本学は、全ての科目にわたり、上記の涵養を意識しながら、授業が行われるべきであると考えている。

このような観点から、本学のカリキュラムの特徴は、入学から卒業まで、常に、上記能力涵養に深く繋がる科目が配置されているということである。つまり、1年次から「法実務入門」(前期・必修)「ローヤリン

---

<sup>86</sup> 2007年5月23日アメリカの公益弁護士アラン・モリソン氏の講演会を二弁と本学が共催し、学生が聴講した。2009年度 大学案内 15頁

<sup>87</sup> ~ の能力は、法曹の基本的な能力として、本学では、授業全般にわたりその涵養を図っている。第6分野1-2及び2-1の記述参照。

グ」(後期・選択必修)があり、2年次では「民事訴訟実務」「刑事訴訟実務」(いずれも選択必修)の履修が要求される。そして3年次(一部2年次から)ではクリニックが履修できる。以下、上記科目及び他の重要な科目について述べる。

#### ア 法的知識(本分野では法情報調査についてのみ記述する)

本学で採用しているTKCシステムの利用により全学生が、日本における判例・法令のデータベースへのアクセスが可能である。このシステムに習熟することは極めて重要なので、入学前のオリエンテーションにおいてデータベースの説明が全学生に対し実際にパソコンを利用して行われる。またアメリカの判例やローレビューもLexisを通じて瞬時に閲覧・謄写が可能となるようなサービスが提供されている。科目としては、これらのデータベースを利用して事例に対する調査を行うよう設計された「法実務入門」を単独科目として設置しているので学生は早期に法情報調査能力を涵養することができる。実務基礎科目は具体的事例に対する問題解決を求めているためにTKCシステムによるデータベースの使用が不可避であり法情報調査能力の涵養が常時なされる設計となっているし、教員もこれを意識して教育にあたっている実施されている。

法情報調査に関しては、少なくとも日本の法制度に関する限り、問題解決に必要な法令(立法過程を含む)、判例、学説を調査し得る能力を養成する体制、環境が整えられている。

#### イ 事実調査・事実認定能力

事実調査及び事実認定能力については、主として次の科目でその涵養を図っている。

##### (ア)「法実務入門」

事前に示された裁判例や具体的事例の事実調査・整理を学生に求め、法的文書を作成させる。また、これにより、早くから事実調査・事実認定能力を養成する。

##### (イ)「民事法総合2」

実際の訴訟に即したケースや設例を素材として実務面から要件事実論を意識しながら、事実認定の基本、証拠能力、証拠力、証拠評価等、証拠と事実認定との関係を具体的に学べるように工夫した授業を行っている。

(ウ)「民事訴訟実務」「民事模擬裁判」「刑事訴訟実務」

「民事訴訟実務」「民事模擬裁判」においては、実際の訴訟を想定して証拠の整理、本人及び証人尋問の仕方を通じ証拠の評価と証拠に基づく事実認定の方法を学ぶ。「刑事訴訟実務」は、刑事における証拠評価の方法、事実の整理、事実認定の実務的訓練を行うカリキュラムとなっている。

以上、事実調査・事実認定能力については、法曹として必要な事実認定の仕組み、証拠能力、証明力について理解し、具体的な設例を通じて生の事実から法的な事実認定を行えるような水準に達することを養成目標としている。

ウ 法的分析・推論能力及び問題解決能力

(ア) 法律基本科目

一定の事実から法律的争点を見つけだしそれを分析し法的理由付けを与えて事実に対して法律を適用し問題解決能力を涵養するために、なにより法律基本科目の中で、法律が紛争解決にどのように機能するか、意識して教育されることを目指している。また、判例、事案を中心に法律基本科目を学ぶ、「憲法判例論」「民事判例論」「刑事法総合」が選択必修科目として開設されている。

(イ)「民事訴訟実務」「民事模擬裁判」及び「民事法総合2」

民事系においては、民事系の法律基本科目に加えて、「民事訴訟実務」「民事模擬裁判」及び「民事法総合2」により具体的な事実の中から、法律的に意味ある事実を抽出し、主要事実と間接事実等に整理する、あるいは立証責任を意識した事実整理をする訓練により、法的分析、推論能力を高め、問題解決を図る能力の涵養を多層的に十分な質と量をもつ

て計画し実施している。

(ウ)「刑事訴訟実務」、「刑事弁護活動論」

刑事系においては、刑事系の法律基本科目に加え、「刑事訴訟実務」、「刑事弁護活動論」において具体的事実を構成要件との関係で分析・推論して適切な問題解決に導く能力を涵養する設計を行い、実施している。

(エ)「公法系法律科目」、「租税法」、「憲法訴訟論」、「行政訴訟実務論」

公法系の分野では、公法系の法律基本科目及び「租税法」を基本に展開・先端科目である「憲法訴訟論」、「行政訴訟実務論」で判例や具体的事例を基にした法的分析、推論、理由付けそして適切な問題解決の能力を涵養する設計となっている。

法律基本科目の中でも「公法総合」は、具体的かつ詳細な事例を学生に示し、公法理論を用いてこれを解決する能力を図っている。

以上、具体的な設例あるいは生の事実を提示されてそのなかで法的な問題を抽出し、分析し、当該事実についての具体的な解決策を図る基礎力を養成する科目は多数、そして各分野にわたって配置している。

## エ 法的説得能力、コミュニケーション能力

法律的な議論を文書あるいは口頭で説得力をこめて分かり易く展開する能力の養成のために、まず、1年次前期に「法実務入門」が開設されている。シミュレーション科目として、1年次後期の「ローヤリング」、2年次における「民事訴訟実務」「刑事訴訟実務」がある。シミュレーション科目は、3科目のうち2科目の選択必修であり、3科目全てを選択する学生もいる。そして3年次に「民事・刑事クリニック」をカリキュラムとして設けている。これらの科目で、弁護士としての職務を行うにあたっての具体的な場面での口頭及び書面での基本的なコミュニケーション能力、法的説得能力を養成している。各科目の内容を要約すると以下のとおりである。

(ア)「法実務入門」

民事・刑事における意見書作成、準備書面、訴状作成といった弁護士としての基本的な場面での書面による法的議論、説得能力を磨くことを目指す。

(イ)「ローヤリング」

本科目では、相談者、依頼者との面接及び相手方との交渉といった場面における具体的事例を想定してのロールプレイ方式による授業によってコミュニケーション能力、法的議論・説得能力の涵養が企画され実施されている。

(ウ)「民事訴訟実務」「民事模擬裁判」、「刑事訴訟実務」

「民事訴訟実務」では訴訟活動に必要な訴状、準備書面の起案により、「刑事訴訟実務」では、保釈申請書、弁論要旨等弁護活動の主要な場面での書面を起案させ文書による法的議論・説得能力を養成している。更に、民事の模擬裁判も実施されており、主尋問、反対尋問により法的議論・法的表現・説得能力の涵養に資するように計画され実施されている。

「刑事訴訟実務」においても弁護士、検察官、裁判官の役割分担により、それぞれロールプレイングが授業の一環として企画され実施されており、コミュニケーション能力及び法的説得能力の涵養が図られている。

(エ)「クリニック」「エクスターンシップ」

クリニックが最終年度に配置され、実地での依頼者との面接によって、弁護士の指導の下でコミュニケーション能力、法的説得能力をきたしたものとする。エクスターンシップにおいても、同様の能力が涵養される。

オ 批判的・創造的能力

法曹が実際の具体的な法律事案の解決を目指すにあたって、現在の法令または従来判例でそのままでは解決しない事案に遭遇することがある。そこで法的知識を駆使して法的な思考力を身につけ、従来法を批

判し創造する力が必要となる。法の創造的発展のためには、法を縦の歴史の発展過程のなかにおいてみたり、あるいは横に横断的に他国の制度と比較したり、法を社会的動態のなかにおいてみたり、法の原理を追求したりすることによって涵養されると考えている。このような観点から、法の批判的・創造的能力を涵養するために、法を歴史軸で理解する「日本法史」、「ヨーロッパ法史」、比較法的に検討するための「アメリカ法入門」、「EU法」、「中国法」、といった数多くの基礎法学科目を配置している。

展開・選択科目においては、基本的な法的思考を基礎に、社会の新しい動きに対応する法律・制度の学修を中心とするものが多い。市民法務分野における「消費者法」、企業法務分野における「コーポレートガバナンス」、「IT法」などを開講し、今後のあるべき制度についても議論している。また、本学においては「クリニック」が極めて充実した内容で提供され、生の事実の問題解決が法の批判性、創造性を常に要求するものであることを理解し、そのような課題に取り組む意欲をもたせるはずである。

以上のように、基礎法学、展開・先端科目及びクリニックを学ぶことにより法が発展し生成するものであることを理解し、その発展し生成する方向を探る意欲を磨き法曹として法の創造的な担い手となる意欲をもつことを養成の水準としている。

## 2. 点検・評価

本学は、設立の当初から、法科大学院が法曹養成に特化した教育機関であることを自覚して、カリキュラムの設定、教育の運営を行ってきた。法曹は単に、法律を知識として知っているだけでなく、実際の当事者の悩みや、思いを共有することができなければならないという認識のもと、学生が入学時から、このような自覚を持つような科目を設定し、また「専門職責任（法曹倫理）」は、4単位取得を学生に要求している。本学が考える法曹のマインドの養成のための工夫及び教員らの努力は十分になされている。

また、本学は、第二東京弁護士会の教学面における全面的な協力体制があるため、実務家教員が専任教員として多数関与しており、法曹としてのスキルを向上させるための機会が豊富に設定されている。また、研究者教員も実務家教員とFDなどの場において研究・研鑽を共にしているので、法理論教育に止まらず、法曹として現実の法的紛争を解決するためにはどのようにすればよいかを考える授業を展開するよう努めており、本学全体が法曹養成に向けた教育の環境が整っているといえる。

### 3．自己評定

#### A

(理由) 本学全体が、法曹養成教育に取り組み、法曹のマインドとスキルを涵養するための科目が多数開設され、学生が入学してから修了するまで、法曹としてのマインド・スキルを考える機会を提供している。関連する各科目の内容も法曹としてのマインド・スキルの養成を多角的に行えるように工夫している。従って、全体的に評価すると法曹養成教育が、質的・量的にみて非常に充実していると評価できる。

### 4．改善計画

法曹養成のマインドとスキルの涵養は、法曹養成教育機関の不断の努力の積み重ねであり、永続的な課題であるとともに、時代によって内容が変化することもある。今後とも、教授会、FD委員会、自己点検・自己評価委員会を含めた本学のあらゆる機関で検討を行い、より、体系的な法曹養成教育を目指し、法曹養成教育の質的・量的な向上を図っていきたい。

## 第 8 分野 学習環境

### 8 - 1 - 1 施設・設備の確保・整備

(評価基準) 授業等の教育の実施や学習に必要な施設・設備が適切に確保・整備されていること。

#### 1. 現状

本学は、OLSビル 1 階から 10 階のフロアを占有し、法科大学院の施設・設備として用いている。以下、具体的な施設・設備の状況について列挙する。

#### ア 講義・演習に関連する施設

学内において、講義・演習を行うための教室は全 12 室を用意している。各部屋の収容定員については、次の通りである。

(ア)扇形教室 1 (74 名)<sup>88</sup> 2 室 (イ)扇形教室 2 (50 名)<sup>89</sup> 2 室  
(ウ)演習室 (30 名)<sup>90</sup> 7 室 (エ)講堂 (300 名)<sup>91</sup> 1 室

上記教室の他に、実務系科目において使用する設備として下記の 2 つの施設がある。

(オ)模擬法廷<sup>92</sup> (カ)クリニック<sup>93</sup>

#### (ア)扇形教室 1 (イ)扇形教室 2

扇形教室 1 および 2 は、収容定員数は異なるが、いずれも扇形の緩やかな階段教室という構造になっている。いずれの教室においても、学生用の座席には有線 LAN ジャック・電源が備えられており、講義中もノ

<sup>88</sup> 506 室・606 室(2008 履修案内(以下「履修案内」)161 頁、5 階 6 階平面図参照)。

<sup>89</sup> 501 室・601 室(履修案内 161 頁、5 階 6 階平面図参照)。

<sup>90</sup> 502 室～504 室・602 室～605 室(履修案内 161 頁、5 階 6 階平面図参照)。

<sup>91</sup> 本学ビル 2 階記念講堂(履修案内 159 頁、2 階平面図参照)。

<sup>92</sup> 本学ビル 3 階法廷教室(履修案内 160 頁、3 階平面図参照)。

<sup>93</sup> 本学ビル 1 階リーガルクリニックミーティング室(履修案内 159 頁、1 階平面図参照)。

ートパソコンの使用、およびインターネットを通じた各種データベース等へのアクセスが可能となっている。また、2席に1つの割合で学生の発言用マイクも設置されている。

教員側の設備としては、全体の音響管理システムと講義用のマイクが常設されている。図・資料等の提示に際しては、ホワイトボードが設置されている。またこのホワイトボードはプロジェクター用スクリーンと兼用になっているため、パワーポイント等パソコンを利用した図・資料の提示が可能であり、そのための教員用パソコンも教卓横に常設されている。

なお扇形教室には、録画用カメラが稼働しており、同教室で行われる法律基本科目群の講義等については自動録画されるようになっている（図書館で閲覧可能）。

#### （ウ）演習室

演習室は、教室は特に階段式の構造ではなくフラットな構造となっているが、教室全体が教員側より見渡せる広さであるため、双方向型の講義にも対応できるようになっている。LAN・電源等の設備は用意されており、講義時にパソコンを使用することに対して支障はないようになっている。ただし、学生の発言用マイクは常設されていない。

教員側の設備としては、マイクとホワイトボードが用意されている。また移動式のプロジェクターを用いることにより、教員がパソコンを使用して講義を行うことも可能である。

#### （エ）講堂

講堂は300名まで収容可能であり、各座席にはメモをとるための机が用意されている。ただし各席に有線LAN・電源等の設備はない。マイクやプロジェクター使用のための設備は用意されており、ホワイトボードは移動式のものを使用する形となっている。

### (オ) 模擬法廷

主として3年次の実習用プログラムに対応するため、模擬法廷を設置している。この模擬法廷では、現状の裁判制度に対応するための3人用法卓と、将来の裁判員制度に対応するための9人用法卓を備えている。また傍聴席として36名が着席可能な可動式椅子を常設している。

実務基礎科目群（民事訴訟実務・刑事訴訟実務など）については、同法廷を利用して実践的な講義が展開されている。

### (カ) クリニック

本学はカリキュラム上の特色として各種クリニックプログラムを用意している。そのための施設として、本学校舎1階にクリニックに使用するための施設を常設している。このクリニック用のスペースは弁護士事務所<sup>94</sup>に併設する形で設置され、クリニックプログラムに参加する学生の個人用キャレル（23名分）と、ミーティングするための机・椅子が用意されている。

なお、本学はクリニックプログラムの充実のため、平成18年度まで、東京都渋谷区にクリニック用の事務所を借りていた。同所については既に閉鎖されたが、都内に別形態で学外でのクリニックに対応する施設利用の手配ができています。

## イ 学習環境

学生が自習するための環境としては、図書館内（本学校舎3階および4階）に個人用キャレルを324席用意している。この個人用キャレルでは、各机に照明・有線LAN・電源が設置されている。このうち80席（3階14席・4階66席）を、固定キャレルとし、事前に申請した学生が当該キャレルを専有できるようになっており、自習スペースとして機能させている。この申請は1ヶ月ごとの更新となっており、個人所有の書籍などもおいておくことができるようになっている。最終学年（修了予定者）は、12月から翌年5月（新司法試験終了後）まで長期申請が可能である。なお、

<sup>94</sup> 刑事クリニック1などを担当する本学教員（萩原猛教授）が在籍。

修了生用固定キャレルのスペースも確保している。2008年2月末時点において、固定キャレルの利用を申請し、割当てを受けている学生は64名である。

また、同じく図書館内にミーティングルームとして定員14名の部屋を1室、定員12名の部屋を4室設置している<sup>95</sup>。設備としては、全室に机と定員分の椅子、ホワイトボードが用意され、電源・有線LANの使用も可能な状態となっている。

さらに、利用していない空き教室（502～504教室、602～605教室）を開放し（開放時間は9:30～23:30、ただし日曜日は利用できない）、学生のフリースペースとして提供している。2007年12月1日からは、本学建物1階に併設されているクリニック・ミーティングルームの夜間開放（23:00～7:00）を実施しており（学生向け公表資料添付）、夜間における自習スペースとして活用できるような配慮がなされている。その他、3階及び7階～10階に大小の談話スペースが設けられている。

#### ウ IT関連施設・設備

IT関連の設備としては、5階にパソコン室を設置し、常時30台のパソコンが自由に使用できるようになっている。各パソコンは有線LANを備えており、各種データベース等へのアクセスも可能であるし、4台に1台の割合でプリンタも常設している。

また、本学校舎として使用する1階から10階までのフロアでは、無線LANのための設備が備えられており、各学生が希望すれば、無線LANを通じたオンラインシステムへのアクセスにも対応できる形になっている。

なおこれ以外に、図書館内に「情報スペース」として、パソコン12台、プリンタ4台、スキャナー1台を設置しており、各種情報検索ができるようになっている<sup>96</sup>。また図書館内の視聴覚室には、テレビ・ビデオ各2台、マイクロリーダー1台を設置している。

<sup>95</sup> 履修案内における図書館利用案内（22～24頁）では、ミーティングルームの定員として10～14名とされている。

<sup>96</sup> 図書館内の情報スペースに関する具体的な内容は8-1-2参照。

## エ 学生生活のための施設・設備

本学では各学生に対して、参考書等を各自が保管・管理できるように、各自1つずつロッカーをあたえている（ロッカーは全部で316ある）。ロッカー室は4階～6階に併設される形になっている<sup>97</sup>。

コピー機は図書館内に4台設置されており、コピーカードを事務局で購入して資料等のコピーをとることができる（1枚10円）。

その他学生生活に必要な施設・設備として、校舎2階にラウンジスペース・カフェを備えている。また施設内1階には食堂・コンビニエンスストアも併設されている。食堂は学食としての機能は有していないが、本学関係者に対する優待制度も設けられている。

## オ 研究室・スタッフルーム<sup>98</sup>

校舎7階～10階にかけては主として教員・大学関係者のスペースとなっている。各教員には1室ずつ研究室があり、そのほかに、大小の会議室が設けられている。また、本学の特色として、第二東京弁護士会所属弁護士によるアドバイザリースタッフが挙げられるが、7階には非常勤講師室とは別にアドバイザリースタッフ用の部屋<sup>99</sup>が用意されており、学生の相談窓口の一つになっている。

## カ その他

校舎として使用するフロアにおいては、安全管理上、教員・学生のIDカードを利用したセキュリティシステムを採用している。

## 2. 点検・評価

### (1) 設備全体について

本学においては、単独の法科大学院大学として、講義に支障のない教室数が整っている。完成年度を迎え、全ての講義が開講されている現状において、講義運営に支障はない。実際の講義に際しても、教員・学生

<sup>97</sup> 履修案内160, 161頁、4階～6階平面図参照。

<sup>98</sup> 履修案内161, 162頁、7階～10階平面図参照。

<sup>99</sup> 「第二東京弁護士会室」として用意されている。

間での双方向・多方向に対応できる教室設備が整っており、有効活用されていると考えられる。また、シミュレーション科目やクリニックに対応した設備も備えている点において、カリキュラム運営に適合した設備であると考えられる。

IT設備についても、全館で無線LAN対応となっているほか、教室内のLAN設備、パソコン室等の設置など、十分な配慮がなされていると考える。さらに、講義自体を録画・録音することを通じた、学習機会の確保のため、自動追尾式カメラを備えるなど、より効果的な履修に資する設備を備えている。

## (2) 学生に対するフリースペースの提供

本学における学生の自習環境は、主として図書館内に設置された個人用キャレルとミーティングルーム及び空き教室という形で提供されている。キャレルは本学の入学定員の3倍を超える324席を用意しているので、満席になることは考えられない。完成年度を迎え、4学年300人超の学生が在学した2007年度において、実際に固定キャレルを利用する学生数に照らしても、特に不都合が生じているとは感じられない。ただし、将来的に固定キャレルが不足した場合に備え、図書館委員会等において、固定キャレルの増加を図れるような対応をとっている。

また空き教室についても、講義がない場合は自由に活用できるよう、学生の改善要求に応じて開放しており、本学の講義が実施されている10:00~23:00の間は、こうした空き教室を利用して学習する学生も見られている。さらに、深夜に大学の施設を利用して学習したいという学生の希望を受け、クリニック・ミーティングルームを開放したことにより、ほぼ24時間、本学の施設を利用した自習環境は整ったと考えられる。これに加え、図書館内のミーティングルームが準備され、学生の自主勉強会等の場所として提供されており、他方、本学が社会人学生を多く抱えていることを加味すれば、自習環境へのサポートは十分であると考えられる。この点、図書館内のミーティングルーム使用に際しては原

則として予約が必要となり、また使用時間にも制約があるとか<sup>100</sup>、クリニック・ミーティングルームの使用方法が煩雑である、という意見もあるかと思うが、施設利用上必要な制約にとどまっており、全般的に見れば十分な施設の提供が行われているものと思われる。

他方、キャレルやミーティングルームが図書館内にあることによって、いずれの使用にあたって、図書館利用規則による制約が課せられることになる。したがって、他大学で用意されている図書館とは独立した「自習室」と比較すると、静謐が厳格に要求されること、飲み物等の持ち込みが禁止されることなどから、長時間の自習環境としては劣るところがあると考えられる。ただ、前述のように、空き教室を開放することによって、議論や飲食を望む学生に対するスペースの提供はなされており、この点の改善の必要性はない。

なおアメニティスペースとなるラウンジが、講義室・図書館階と別フロアにあるため、多少使いにくさがあるという指摘もある。もっとも講義日は講義時間外も講義室を使用できるし、空き教室・談話スペースなどの利用を考慮すれば、現状においては改善の必要性はないと考える。

### 3．自己評定

#### A

(理由) 前記項目(2)の自習環境に関して検討事項はあるものの、全体としての施設・設備については、法科大学院として十分なレベルに達していると考えられる。

### 4．改善計画

現在は、修了生への修了後の待遇の問題も生じており、修了生・在学生双方に対して適切な学習環境の提供をすることが課題となっている。この点については現在学生委員会を中心に対応を図っており、1階のクリニック・ミーティングルームの利用可能時間を拡充するなど、適宜調整をおこなっているが、今後もよりよい学習環境を提供するための体制を整えてい

---

<sup>100</sup> ただし、空き室があれば予約なしでも使用でき、また延長使用も可能である。

くことが肝要である。

## 8 - 1 - 2 図書・情報源の整備

(評価基準) 教育および学習の上で必要な情報源およびその利用環境が整備されていること。

### 1. 現状

#### (1) 図書館

校舎3階および4階が図書館スペースとなっている。図書館内は個人用キャレルが併設されているが、それとは別に閲覧スペースを確保している。

本学は独立した法科大学院大学であるため、蔵書のほとんどが法科大学院での学習に必要な文献となっている。現在の蔵書は23315冊(2008/2月末時点、内訳〔和書20184冊、洋書3131冊〕)、製本雑誌2826冊、継続受入雑誌数は258タイトル(紀要等も含む、和雑誌249タイトル・洋雑誌9タイトル)となっている。そのほか、電子ジャーナルで500タイトル以上の雑誌を閲覧することができる。そのほかにも視聴覚資料が125点あり、視聴覚スペース等で閲覧することができる。

図書館の開館時間は下記の通りである。

	月曜日～土曜日	9:30～23:30
レファレンス	月曜日～金曜日	9:30～20:00
	土曜日	9:30～17:30
	日曜日	10:00～21:00

(日曜日はレファレンスには対応していない)

なお、レファレンスについては、上記時間外であってもオンラインを通じて受け付けており、職員がEメールにより適宜対応している。

## ( 2 ) オンラインデータベース

TKC システムを通じて提供されるデータベース

本学では、各講義のシラバスの提供はTKCシステムを通じて行っている<sup>101</sup>。このTKCシステムにおいて、各種オンラインデータベースの利用契約を締結し、判例・法令・各種雑誌記事等の検索が可能になっている。本学のシステムにおいて利用可能なデータベースについては下記の通りである。

(なお、冒頭に が付されているものは、学内LAN経由でのみアクセス可能)

### ア 雑誌記事・論文(括弧内は出版社名、以下同じ)

- (ア) 法律時報文献月報(日本評論社)
- (イ) 私法判例リマックス(日本評論社)
- (ウ) 法学セミナーベストセレクション(日本評論社)
- (エ) 法律判例文献情報(第一法規)
- (オ) 判例百選PDF(有斐閣)
- (カ) 重要判例解説PDF(有斐閣)
  - (キ) 法律時報(日本評論社)
  - (ク) 学会回顧、判例回顧と展望(日本評論社)
  - (ケ) 資料版商事法務(商事法務)
  - (コ) NBL(商事法務)
  - (サ) 旬刊商事法務(商事法務)
  - (シ) Hein-Online
  - (ス) 法学紀要データベース
  - (セ) 国家学会雑誌(有斐閣:東京大学)
  - (ソ) 法学協会雑誌(有斐閣:東京大学)

### イ 判例

- (タ) LEX/DB

---

<sup>101</sup> シラバスの掲載態様については、別添の教材例を参照。

## ウ 法令・法律用語

- (チ) 判例六法・小六法 (有斐閣)
- (ツ) 六法全書電子復刻版 (有斐閣)
- (テ) 現行法令・法令履歴 (第一法規)
- (ト) 法律学小辞典〔第4版〕(有斐閣)
- (ナ) 官報情報検索サービス

## エ 新聞記事

- (ニ) 朝日新聞 聞蔵 (きくぞう) ビジュアル・フォーライブラリー
- (ヌ) 日経テレコン

## オ 外国法律情報検索サービス

- (ネ) Lexis.com (主に米国を中心とした判例・法令・文献全文検索システム)
- (ノ) Beck-online

以上のオンラインデータベースのうち、学内・学外いずれからもアクセス可能なものについては、各学生(教員も同様)の個人ID・パスワードを用いてTKCシステムにアクセスすることによって常時利用可能である。ただし、学外からTKCシステムへの同一IDによるアクセスは、学生が1台(教員は2台)までという制限がある。USBキーによる認証システム(2.自己点検・評価 (2) データベースの利用環境 参照)であればこの限りでない。学内LANからのみ使用できるものについても、同時に複数の学生・教員のアクセスは可能である。

### LLIシステムを通じて検索可能なオンラインデータベース

本学では従前より図書館内の情報スペースによって、主要法律雑誌全文データベース(LLIシステム)が利用可能であり、各種法律雑誌のバックナンバーを検索できるようにしていたが、2007年7月からこのLLIシステムのオンライン提供システム(LLI判例検索システム・LLI主要

法律雑誌システム)に移行し、個人ID・パスワードを用いて学外からでも同システムを利用できるようになった。同システムにより検索可能な資料は下記の通りである。

〔提供されている雑誌名〕創刊号から平成18年発行分までをカバーしている

- ・最高裁判所判例解説(平成15年版)
- ・判例タイムズ
- ・ジュリスト
- ・金融法務事情
- ・金融・商事判例
- ・労働判例
- ・銀行法務21

使用にあたっては、契約上、同時に3つのIDまでしかログインできないことになっているが、導入後、ログインできない状態が頻発するなどの支障は出ていない。

### (3) 系列校との相互協力

本学の経営主体である学校法人佐藤栄学園は、傘下に平成国際大学を設置している。本学ではこの同校との間で蔵書の貸借・複写につき、相互協力体制をとっている。そこで本学に所蔵されていない図書・雑誌のうち、同校に所蔵されているものについては、レファレンスカウンターを通じて貸借・複写を依頼することができる。同校との連絡は週に3回程度行われており、図書の貸借を依頼した場合でも、2～3日後には貸出を受けることができる。複写については実費(1枚につき10円)が必要となるが、即日入手も可能である。

### (4) 予算・設備

図書館は3階及び4階フロアにまたがっており、内部にキャレル、ミーティングルームを併設しているものの、約48000冊の蔵書を収容

可能な設備となっている。また図書館内部には、検索用パソコンを備えた情報ルーム内にパソコン12台、スキャナー1台、コピー室にコピー機4台（うちスキャナー付コピー機が2台）が設置されている。スキャナー付コピー機はオンライン上のフォルダを通じて、情報ルームおよび5階コンピュータールーム内のパソコンや個人メールアドレスにデータを転送することができる。

また図書館の年間図書費購入予算は1400万円（平成19年度予算）である。これにはTKC上のデータベース利用料は含まれていない。

#### （5）職員体制

本学図書館では常勤職員3名を配置し、レファレンスその他の図書関連業務の対応を行っている。さらに、一般の大学図書館と異なり、法科大学院のみの専門図書館であることから、レファレンス等についても、法律関連の図書・論文に明るい職員を配置すべきであるという見地から、図書館課長として「リーガルリサーチ」に関する著作がある専門のローライブラリアン<sup>102</sup>を配置している。このことにより、法科大学院の学生が必要とする法律書・法律論文及び判例に関する検索等を行う際に、的確な指導・助言ができる体制を整えている。

## 2. 評価・点検

### （1）蔵書の充実

本学は独立の法科大学院大学であり、かつ新設校であるため、蔵書数は法学部を併設する他の法科大学院と比較して決して多い方ではない。また、法科大学院としての性質から、単行本の購入は「法曹養成教育の観点に照らし必要性が高いもの」を重視せざるを得ない。そのため、和書（新刊和書）中心の所蔵という状態であり、洋書や古書に関しては必ずしも十分に所蔵されているとは言えず、また図書館の規模を勘案しても、専ら専門的研究にしか要しないような洋書や古書を所蔵するスペースは確保できない。古書については、平成18年4月「第二東京弁護士

<sup>102</sup> 経歴については2009年度 大学案内 17頁参照

会から大宮法科大学院大学への図書の寄贈に係る合意書」を交わし、1995年以前に発行された約7000冊の国内の図書を寄贈され、現在入手不可能な図書の補充がなされている。また学生規模に照らせば、定期刊行物の継続購入も一定の制約がある。このように、本学の規模および設置理念に照らせば、図書館の蔵書数を増やすことには一定の限界があるといわざるを得ない。

しかし、その中で法律専門書については学術的・実務的な観点から学習に必要と思われるものを中心に、毎週選書を行い漏れのないよう注意を払うとともに、教員・学生からの購入希望も随時受け付ける体制が整っている（受験指導用図書等の購入希望には応じていない）。また可能な限りで一般教養の涵養に資するような図書・雑誌も取りそろえるような配慮もしている。

その上で、蔵書数に対する一定の制約があるという事情に鑑み、その不足分を補充する目的で、オンラインデータベースを充実させている。そしてこれらのデータベースの導入により、必要な資料を適時に手に入れることができる環境は整っていると考える。実際に本学のデータベースの利用頻度は、他の法科大学院よりも高いことに鑑みても、法科大学院として必要な法情報の提供は適切に行われていると言える。

## （２）データベースの利用環境

オンラインデータベースについては、（a）一部のデータベースが学外からはアクセスできないこと、（b）学外からTKCシステムにログインできるパソコンの台数に制約があること、も問題として挙げられる。しかし（a）に関しては、現時点において学外からのアクセスが必要不可欠でないという図書館委員会の判断に基づくものであり、必要に応じて検討し、見直すことが可能である。また（b）に関しては、平成19年7月より、希望する学生はUSBキーによる認証システムに移行することができ、同認証システムを利用すれば、所定のUSBキーを用いることで、TKCシステムへのアクセス制限がかかるとはならない。さらに前述のように、LLIシステムについてもオンラインで提供される

契約に移行したため、ジュリストなど主要法律雑誌の多くに、学内外から適時にアクセスできるようになった。この点において、オンラインデータベースは相当程度充実していると言える。

### 3．自己評定

#### A

(理由) 自己点検評価項目(1)で挙げたように、学部と併存している他の法科大学院と比べ、蔵書数等の点で見劣りするように思われるが、法科大学院単体として見れば必要な蔵書数は所蔵されているし、充実したオンラインデータベースの導入により、上記マイナス点はカバーされていると思われる。さらに特筆すべきは、リーガルリサーチに明るいローライブラリアンを中心に、法科大学院学生の必要とするレファレンス要請に、適切に対応できる体制を整えている点である。そして図書館内に自習室が設置されていることにより、自習をしながら常に図書館資料を参照できるほか、図書館職員に気軽にリーガルリサーチの質問ができる状況になっている。こうした点も鑑みると、法曹養成機関である法科大学院として必要な情報源、利用環境は整っていると考える。

### 4．改善計画

本学では、図書・雑誌の購入について、教員・図書館職員で構成される図書館委員会によって、随時点検・見直しが図られている。オンラインデータベースについても、開設以降、拡充が図られており、現状に至っている。学生からの図書・雑誌に関する購入希望や、利用可能なデータベースの見直しに関しては、図書館委員会の審議を通じて、随時見直す体制を整えている。

## 8 - 2 - 1 学習支援体制

(評価基準) 学生が学習に集中できるように支援する体制が備わっていること。

### 1. 現状

#### (1) はじめに

本学の場合、大学卒業後、一定の年限を社会人として過ごした学生(以下「社会人学生」とよぶ)が多いことが特色となっている。即ち、平成2004年度ないし2007年度までのいずれの入学生の場合も、いわゆる社会人出身者が全体の約6～7割を占めている<sup>103</sup>。夜間主コースの場合は、学生は職業人としての身分を併有しながら通学しているし、昼間主コースの場合は、それまでのキャリアを捨てるか、あるいは停止して学業に専念しており、これらの社会人学生に対しては、法科大学院における学修が決して平坦な途ではないことを特に意識させて、本学での学修をスタートできるように努めている。

#### (2) 入学者選抜から入学まで

入学者選抜における面接試験は、受験者の人物や法曹適格性の判断の場であると同時に、受験者に対して、3年間ないしは4年間学修に相当のエネルギーを割かなければならないことを改めて確認する場としても機能させている。合格者に対しては、例年、合格発表直後に第二東京弁護士会法科大学院支援委員会が懇談会を開催<sup>104</sup>し、その場で、本学教員を兼ねている委員会メンバーの弁護士が中心となり、また、ニューズレターを配布し、新年度までの準備等についてのアドバイスを行うなどして、極力、入学後に雑事に煩わされないようにしておくことを指導している。

#### (3) 財政的支援

財政的支援としては、大別して学費負担の軽減(給付・貸与)とその

<sup>103</sup> 2-3-1 現状

<sup>104</sup>別添資料 43 2008年度合格者に対して第二東京弁護士会法科大学院支援委員会から送付された文書。

他の経済的支出の負担の軽減とがある。前者は奨学金制度と教育ローン制度、後者は生活面に関する諸方策を講じている<sup>105</sup>。

#### 学費負担軽減制度

1年生に対しては入学試験、2年生以上の在學生については学年の成績上位者5%に対して授業料全額免除、10%に対して半額免除がなされている。また、左の該当者を除く入学者全員に対して20万円の奨学金が給付されている。

なお給付制奨学金について若干敷衍すると、その給源は、第二東京弁護士会を中心とする弁護士の寄付と、学校法人ないしその関係者による寄付からなっている。すなわち、第二東京弁護士会を通じて、所属会員及びその関係者からは、平成20年2月26日現在で、合計約1億6000万円の寄付申し込みを受けている。寄付は概ね固定額を申し込み、申込額を一括または分割で支払うという方法がとられているが、「当該年度の収入に応じて一定額を支払う」とか「寄付者の死亡または弁護士業務引退まで毎月定額を支払う」など、ユニークな形での寄付形態も認められることも付言する。この他、第2次寄付金募集から、毎月一定額を会費方式で寄付するサポーター方式が導入された<sup>106</sup>。

寄付金は、給付制奨学金の財源として使用されるほか、教育ローンの利子補給にも用いられ、ローンを利用している学生の利子負担の軽減を図っている。

日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を2006年に出願した学生は25名、2007年に出願した学生は18名、同機構の第二種奨学金の貸与を2006年に出願した学生は11名、2007年に出願した学生は12名であり、2006年度第一種3名を除き63名が採用された。

#### 寮・バリアフリー・託児サービス・セクハラ等相談窓口など

学生寮は設置していない。大学近隣への居住を希望する学生には、近隣の不動産業者を紹介している。

---

<sup>105</sup> 2008年度募集要項

<sup>106</sup> 別添資料44 第二東京弁護士会法科大学院支援委員会作成の寄付金募集パンフレット

建物内は各階ともフラットであり、フロア間はエレベーターで移動できるので、車いすの学生（現在までは在籍の実績はない）を受け入れることには支障はない。

セクシャルハラスメント対策については、専任教員および非常勤教員によるセクシャルハラスメント対策委員会<sup>107</sup>が設置されており、その相談窓口を利用することが出来る<sup>108</sup>。

### インターネットを通じた改善要望受付システム

学生からの施設面その他の改善要望についてはこれまでも個々の学生から学校の施設面等についての意見・要望等を受け付けることはしていたが、ともすれば場当たりの対応となり、統一性を欠くこともあった。そこで、2005年度からは学生委員会が学生の意見・要望を受け付ける窓口となって対応している。アクセス方法としては、口頭・書面等のほか、匿名で投稿できるウェブサイト上のリクエストシステム<sup>109</sup>がある。2005年に開設して、2008年12月末日までで89件のリクエストが寄せられている。従前課題とされていた空き教室の積極的解放やフリースペースの拡充、備品等の拡充など、多岐に亘った要望が寄せられている。これらについては、学生委員会、教務委員会（学修内容等）、図書館委員会（図書館設備等）によって、積極的に対応している。また、要望が出た際には、要望があった旨を公開して、他の学生の意見等の呼び水となるようにしている<sup>110</sup>。また、改善要望の検討結果については、極力、TKCシステム上のお知らせで告知するように努めている。

## 2. 点検・評価

### (1) 総評

全般的に支援を行う制度については整っており、実際にその制度が利用されている。

---

<sup>107</sup> 規程集（閲覧資料）

<sup>108</sup> 別添資料 45 TKC 教育研究支援システム上の告知文書。

<sup>109</sup> 別添資料 46 学生委員会学生リクエスト受付システムトップページ

<sup>110</sup> 別添資料 47 TKC 教育研究支援システムに掲示された「学生委員会だより」

## (2) 財政支援

給付制奨学金については、当初、第二東京弁護士会会員による寄付金を中心的財源としていたが、当初の財源はほぼ費消された。弁護士会内の寄付勧誘については、2007年8月に、第2次の寄付金募集のパンフレット送付を全会員あてに行ったが、募集後の寄付申込額は1171万円にとどまる<sup>111</sup>。現在は学校法人が主たる財源の給源となり、従前通りの支給をしている。

貸与制奨学金自体についても、財政的支援を必要とする学生の多くが利用可能となっており、充分活用されているといえる。

教育ローンについては、当初、学校法人が保証をしていたため、学生の収入要件はなかったが、2008年度から保証がなくなった結果、学生または保護者の収入要件が加わった。

## (3) 託児施設等

学内に託児施設等はなく、近隣施設の斡旋についても組織的な取り組みは行っていない。小規模単科大学院としての性格上、学内に託児施設を設置することは人的・物的に極めて困難であると言わざるを得ない。その代替手段として、学生が自宅近隣の保育施設等を利用する場合に、施設利用の必要性の疎明を要する場合（法科大学院の学修状況等の説明）には、主としてチューターの教員が説明書の起案等に協力するなどの体制をとっているが、今後は、近隣施設の調査・斡旋等には着手できる体制を整えることが必要であろう。

## (4) 改善要望受付システム

学生からは、窓口が一本化され、かつネットを通じて要望を出せるということで、好意的に受けとめられているようである。

## 3. 自己評定

B

（理由）社会人・女性に対して門戸を開くという趣旨に照らすと、バックアップ面で改善の余地はあるが、独立の小規模大学院（定員50名×2）

<sup>111</sup> 第二東京弁護士会法科大学院支援委員会 2008年1月委員会での配付資料

であることからすれば，支援の仕組みは充実している。

#### 4．改善計画

給付制奨学金については、学校法人によりその財源が確保されているので、現在のところ、今後の継続には支障はない。会館建設費等と異なり、弁護士会に対して継続的・安定的寄付を求めることは困難であるが、提携先である第二東京弁護士会に対して、会員からなされた寄付がどのように使われ、どのような学生がその恩恵をうけているかなどの説明を、より積極的に行う必要がある。そのために奨学金を受けている学生の顔が会員に見える機会を多く設けることが必要となるであろう。会員に対する報告会や会報誌（二弁フロンティア）上における情報提供をより積極的に行うなどして、学校からこまめな情報伝達を行うルートを構築することが計画され、一部は実施されている<sup>112</sup>が、これまで以上の情報提供が必要であるといえる。

---

<sup>112</sup> 別添資料 32 2007年7月に第二東京弁護士会で実施された報告集会配付資料

## 8 - 2 - 2 学生へのアドバイス

(評価基準) 学生が学習方法や進路選択等につき適切にアドバイスを受けられる体制があり、有効に機能していること。

### 1. 現状

#### (1) はじめに

本学の場合、法学部出身者ではない者(既存の法学部出身者であることを積極的に評価するかは全く別問題である)が多いが、全く他分野の出身者(特に理系出身者)にとって、法律学習は、まさに「異文化との遭遇」とも言うべきカルチャーショックを感じる人が多いようである。従って、学修の導入部分をサポートし、また授業期間中にも教員のオフィスアワー等とは別に、より初歩的な「学修相談」的なものをできる体制を備えていることが必要となってくる。また、3年間ないし4年間、学生が計画的に学修を進めることができているか、学修の障碍となっている事情を抱えていないか等について、継続的にフォローすることも必要である。

#### (2) 新入学者を対象とするもの

本学では、まず、最終合格発表直後に、合格者対象の懇談会を行っている。また「入学までに読んでおくべき書籍リスト」「ニュースレター」などを数回発行して入学準備の案内を行い、3月中旬に2日間にわたって新入生ガイダンスを行い、各法分野の勉強方法の説明や科目毎のガイダンス等を行っている<sup>113</sup>。

#### (3) 在学生を対象とするもの

在学生に対しては、各年度末に、当該年度の締めくくりと次年度に向けての総括的ガイダンスを行っている<sup>114</sup>。さらに、前後期の開講前に、選択科目についてはプレ講義・ガイダンスを実施し、担当教員から授業の目指すところや運営方針などを模擬授業形式で説明する機会を設けて

<sup>113</sup> 別添資料 16 2008年度入学者に対して行われたガイダンス資料

<sup>114</sup> 別添資料 16 2007年度在学生に対して行われたガイダンス資料

いる<sup>115</sup>。

チューター、アドバイザースタッフによるアドバイスの制度が整えられていることは前述したとおりである<sup>116</sup>。

また、各教員が実施するオフィスアワーは、開講中の科目に関する質問の場としてのみならず、全学生に対する学修方法や進路選択に関するアドバイスの場としても機能している。

学生に対する進路選択の情報提供として最大のプログラムは、1年次前期の「現代弁護士論」の授業である。その他、本学の実務家教員自身が、進路選択の先達として学生に対して日々情報提供を行っていることはいうまでもない。

## 2．点検・評価

本学で実施するガイダンス（特に新入生向けガイダンス）については、コマ数を増やしたいという意見もあるが、「ガイダンス」と称して、実質的には4月から行われるべき授業の前倒しのようなプログラムを提供することは本末転倒であるし、本学では昼間主学生には3月末日を以て退職して入学する学生も多く、そのような学生に多量の事前ガイダンスへの出席を強要することは非現実的である。したがって、集合してのガイダンスは最小限にとどめざるをえない。ニュースレターやウェブによる情報提供の頻度をより上げていくことが必要であろう。

チューターについては、教員が日々の授業準備等の業務に忙殺され、必ずしも十分なケアができていないという側面がある。

アドバイザースタッフについては、これを利用する学生と利用しない学生とが二極化している。

## 3．自己評定と理由

### A

（理由）チューターやアドバイザースタッフについて、より学生の益に

<sup>115</sup> 別添資料 16 2007年度前・後期の選択科目ガイダンス資料

<sup>116</sup> 6 - 1 - 2 1 - ウ - C

なる活動方法の検討が望まれるところであるが、おおむね学生に対して提供される情報としては充分であると考える。

#### 4. 改善計画

アドバイザースタッフ制度を提案し運営している第二東京弁護士会法科大学院支援委員会がアンケート調査を実施したところ、「日々の学修に追われて相談に行く暇がない」「夜間主なので授業が詰まっていて相談に行けない」「そもそも制度のことがよくわからない」などの回答が多く寄せられた。要望としては「日曜日に滞在して欲しい」「大宮は遠いので都内で相談に乗って欲しい」等があったとのことである<sup>117</sup>。休日や学外の相談に対しては大学側の財政的支援がないため、対応できないのが現状である。

また、アドバイザースタッフ制度の概要については履修案内で告知し、各スタッフのプロフィール紹介文書<sup>118</sup>も掲示したのであるが、日々の学修に追われる学生に対する告知手段としては十分ではなかった節がある。

アドバイザースタッフについては、学生との接点をこれまでよりも積極的に設けることや、単に待機型という活動を外れて、学生の自主的学修を妨げない範囲での積極的アプローチが必要であり、そのための改善計画を早急に検討する予定である。なお、2008年度入学者向けガイダンスでは、アドバイザースタッフ弁護士1名に出席して貰い、活動の概要等について簡単な説明をしてもらった。

また、新司法試験・新司法修習を経て弁護士登録をした新60期以降の会員をアドバイザースタッフに迎え入れることが決まっている。

---

<sup>117</sup> 配布されたアンケート用紙。なおアンケート結果については、法科大学院支援委員会の内部資料であるため、ここには添付されていない。

<sup>118</sup> 別添資料48 アドバイザースタッフプロフィール紹介文書

## 8 - 2 - 3 カウンセリング体制

(評価基準) 学生が適切に精神面のカウンセリングを受けることのできる体制があり、有効に機能していること。

### 1. 現状

現時点では、学生の精神的な悩み等について相談を受けるのは、教員・アドバイザースタッフ・事務局スタッフということになる。学内で、いわゆるカウンセリングの専門家によるメンタル・ケアを受けうる体制整備ということは、未だなされていない。多くの実務家教員は、依頼者に接する機会が豊富であり、それなりに悩み相談を受けるスキルはあり、現にチューター担当教員が学生に対応しているケースは複数あるが、医学の専門家ではないため、「専門知識をふまえたカウンセリング」が必要と判断される場合には、専門医の受診等を勧める対応がとられている。ただし、教員に直接相談するのではなく、事務局職員に相談をしているケースが多い。結果として、療養のため休学を必要とする学生には、休学を認めている。

教員が学生のメンタル問題に対する対応方法についての研修を受ける等は行われていない。

なお、系列校である平成国際大学は、資格を有するカウンセラーに学生のカウンセリングを委嘱しており、本学の学生もこれを利用できる。

### 2. 点検・評価

現在まで、学生のメンタルケアに関して、特に対応不十分のため不備があったケースには接していない。しかし、学内にメンタルケアの専門家が常駐していない以上、初動段階において教員や職員の対応が不十分であることで、予期せぬ結果を生むことも考えられる。法科大学院の学生の精神的ストレスがきわめて大きいことを、教職員は一応理解してはいるが、本学として、その対応方法の検討がなされているかといえ、未だ十分とは言えない。

### 3．自己評定と理由

C

(理由) 事務職員は校務経験が豊富であることから、学生に対する観察力に優れており、また、相談に来た学生に対しても適切に対応している。反面、教員(特に実務家教員)は、特に研修等を受けていないため、教員個別のスキルに依っているのが現状である。

### 4．改善計画

ケースによっては出遅れが自傷他害を併発することもあり得る。そのために専門家のカウンセリングを直ちに受けられるよう、精神科医を週に1回程度大学に来訪する企画を設けるといった条件整備をする等が考えられる。また、ストレスを抱えている学生への応接方法についての教員研修等も企画していく必要がある。実務家教員の多くは事件依頼者と接しており、また弁護士会等で事件当事者とどう接するかについての研修を受けている者もいるが、組織として統一的に行われる必要がある。

## 8 - 2 - 4 国際性の涵養

(評価基準) 国際性の涵養に配慮した取り組みがなされていること。

### 1. 現状

#### (1) アメリカのロースクールとの交流と学生の留学

本学では、法学部卒の学生について、学生が在学中(3年制では2年次後期から3年次前期、4年制では3年次後期から4年次前期)にアメリカのロースクールへ留学して LL.M. を取得する途をつけるなど学生の国際的活動への関心に応える企画を構築している。

2007年度までで、本学在学中にアメリカに留学した学生は2名(1名は現地の課程を終え復学。1名は現地滞在中)である。

#### (2) アメリカのロースクール教員による講演等。

日 時：2005年7月6日

概 要：米国における知的財産法の学習方法と実務

講 師：バートン・ビービ准教授、ジャスティン・ヒューズ准教授(カードロー・ロースクール)

日 時：2006年6月2日

場 所：大宮法科大学院大学教室

概 要：公開講演会「セクシャルハラスメント」を禁止しようとしている日米両国の最近の展開

講 師：Barry McCarthy 教授(テンプル大学)<sup>119</sup>

日 時：2007年5月12日 19:00~20:30

場 所：大宮法科大学院大学2階記念講堂

講演概要：アメリカ法の基本的特徴と勉強の仕方について

---

<sup>119</sup> 別添資料49 ブログ版ニューズレター2006年6月2日付け

講師：NY フォードム・ロースクール副学長トニー・M・ファイン教授<sup>120</sup>

日時：2007年5月23日

場所：第二東京弁護士会 1003号室

講演概要：公益活動弁護論 - 情報公開訴訟を中心に

講師：アラン・モリソン弁護士

### (3) 米国人弁護士の専任教員就任

本学ではローレンス・レペタ氏が専任教員に就任し、「アメリカ法特殊問題」「アメリカ法リーガルリサーチ&ライティング」の授業を担当している。この他にも、本学教員が受け持つ授業に外国のロースクールの教員をゲストスピーカーとして招聘する等により、国際性豊かな生きた授業が展開されている。また「国際取引実習」の授業では、通信回線を使ってアメリカのロースクールと模擬交渉を行うなどのプログラムが試みられた<sup>121</sup>。

### (4) 在学生によるアメリカのロースクールの見学

2006年2月に、学生の自主研修企画として、サンタクララ・ロースクール、カリフォルニア大学ヘイスティングス校、O'Melveny & Myers LLP（大手法律事務所）、公設弁護士事務所および裁判所への訪問が行われた<sup>122</sup>。

### (5) リーガルクリニックに関する国際シンポジウムの開催

本学は、リーガルクリニックの展開に注力しているが、米国のロースクールのクリニックの経験に学ぶために、2005年3月18日、2006年2月18日、2007年2月9日の3回にわたり、米国のロースクールのクリニック担当教授を招いて、シンポジウムを行った。

<sup>120</sup> 別添資料 50 アメリカ法特別後援会関係

<sup>121</sup> 2008 履修案内国際取引実習 シラバス 129 頁

<sup>122</sup> 別添資料 51 サンフランシスコ法曹関係機関等見学に

## 2．点検・評価

上記のとおり、各種の国際的な交流が図られている。

## 3．自己評価とその理由

A

(理由) 質量ともに十分な国際交流がなされているといえる。

## 4．改善計画

設置準備段階において、交流関係を結んだ米国ロースクールとの関係を、より濃くしていくことが望まれる。現時点では、いくつかの講演会や共同授業が行われるなどがなされているが、今後は教員の交流なども検討していきたい。

### 8 - 3 - 1 クラス人数

(評価基準) 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

#### 1. 現状

本学においては、昼間主コース、夜間主コースそれぞれの定員が50名となっており、評価基準が目安とする、1クラス50名という数値を制度的に保てるような配慮を行っている。またこのようなクラス編成を維持するため、昼夜別に開講している科目に関しては、原則として異なるコースへの恒常的な講義への出席は則禁止しており、例外的に教務委員会が認めた一部科目についてのみ、他コースへの恒常的出席を認めている。ただし、法律基本科目については、他コース講義への恒常的出席・聴講のいずれも認めておらず、50名というコース定員を超えた学生の受講がないような制度上の配慮がなされている。

もっとも、2005年度、2006年度においては、2期生(2005年度入学)の昼間主学生が定員を超えて入学したこと、及び再履修者がいたことなどの理由により、法律基本科目の一部において、50名を超える履修者となっていた<sup>123</sup>。具体的には2005年度においては、民法3(契約法)で59名、民法1(総則)など13科目で58名の履修登録者、2006年度においては民法6(担保物権法)で59名、会社法2で58名、他5科目で57名の履修登録者となっている。また夜間主コースについて2005年度に公法総合3が51名の履修登録者、2006年度において民事訴訟法1及び同2が51名の履修登録者となっている。これらの状況はいずれも若干ながらコース間のバランスが保てなかったことが影響したものである。なお、2007年度においては法律基本科目における上記状況はみられていない。

一方、法律基本科目以外の科目については、概ね50名以下のクラス編成となるような配慮がなされている。履修登録者数のデータ上は、法実務入門(旧名称:法情報調査・法文書作成)、ローヤリング(旧名称:面接

<sup>123</sup> 別添資料18 2004~2007教科別履修登録者数

交渉技法)、民事訴訟実務、刑事訴訟実務、専門職責任などの実務基礎科目の履修登録者数が50名を超えているが、これらの科目は本学のカリキュラム上、必修科目・選択必修科目となっており、いずれの科目もコース別クラス編成となっている<sup>124</sup>。前記科目以外で50名以上の履修登録者数であり、かつ1クラスしか開講されていない科目は、2004年度～2006年度の現代弁護士論、2007年度のアメリカ法入門、IT法である<sup>125</sup>。

## 2. 点検・評価

1で述べたように、本学の基本的制度設計として、法律基本科目をはじめとする必修・選択必修科目については、必ず昼夜別に別クラスを設けることとしており、それ以外の科目については可能な限り、昼夜それぞれにクラスを設け、法科大学院としての双方向・多方向の講義に影響が生じないような配慮を行っている。また、科目の性格に応じて、昼夜それぞれ2クラス(全4クラス)の講義が行われている科目(法実務入門、ローヤリング、民事訴訟実務、刑事訴訟実務)や、履修者数に応じてクラスを増設したもの(2007年度における刑事法特別講義、コーポレートファイナンス)もある。については、学生との討議を前提とした教材を使用している関係上、多人数のクラスで実施することは適切ではないとの判断から、履修登録手続後、担当者の要請に基づき教務委員会の了承を得てクラスが増設されている(刑事法特別講義は当初昼夜各1クラスの予定を各2クラスに、コーポレートファイナンスについては夜間のみ開講予定を昼夜開講に変更した)。これらの措置は専任教員の担当科目に限られ、また専任教員の負担増にならない範囲で実施されることがある。

その他、50名を超える履修者となった科目のうち、2004年度～2006年度の現代弁護士論は、ゲストスピーカーを招いて、実務の現場を知るための導入科目として位置づけており、法曹としての「マインドの涵

<sup>124</sup> エクスターンシップは除く。

<sup>125</sup> 2005年度の司法制度論、2006年度の司法制度論、憲法判例論、倒産処理手続1、民法実務演習、2007年度の家族法、民事法特別講義、刑事法特別講義、コーポレートファイナンスは50名を超える履修登録者となっているが、いずれも2クラス以上に分かれており、1クラスの人数は50名を超えていない。

養」に資することを一つの目的としており、必ずしも双方向・多方向の講義運営を予定していなかった。またゲストスピーカーを依頼する関係上、クラスを分割することは適当ではないと考え、そのような措置をとらなかった。しかしながら、当該科目については、1クラスの人数が50名を超えることによる弊害よりも、開講することのメリットが大きいと考えられ、また内容面からはクラスを分割することの必然性があるとは思われない。同様に、アメリカ法入門、IT法のいずれについても、講義運営上の支障はないと考える。もっとも、これらの科目については履修上の弊害が報告されるようであれば、クラス分割などの配慮が可能な範囲で対応することは検討されるべきだと考えている。

一方、展開・先端科目の一部で、履修者数が5名以下の講義もいくつか散見される。これらの科目については、講義運営上の支障が懸念されるが、少なくとも2名以上の履修登録者がいることにより、ある程度、多角的な討議・検討の機会は確保されているものと思われる。本学では、多くの選択科目を開講しているため、このような事態が生じることがあるが、正規履修ではなく聴講という形式で受講しているものもあり、こうした点でも講義運営上の支障はないと思料する。むしろ、履修登録者数が少ないことを理由として、当該科目を開講しないことは適切ではないという基本方針の下、開講を決めているので、特に少人数による弊害が報告されない限りは、特段改善の必要はないと考える。

### 3．自己評定

#### 適合

(理由) 過年度においては、50名を超える講義もあったが、現時点ではそのような講義の数はほとんどない。仮に生じたとしても、講義内容において特殊性を有する極めて限定された科目であることが多く、それ以外の科目であれば可能な限りクラスの分割を図っている。

### 4．改善計画

時間割の調整等を通じて、特定の科目に履修者が集中しないよう配慮し

たい。

## 8 - 3 - 2 入学者数

( 評価基準 ) 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと

### 1 . 現状

( 1 ) 入学定員 100名<sup>126</sup>

( 2 ) 平成16年度入学者数 97名  
平成17年度入学者数 97名  
平成18年度入学者数 89名  
平成19年度入学者数 66名

平均入学者数 ( 平成19年度まで ) 約87名

平成20年度入学予定者数 77名 ( 2008/03/12 現在 )

### ( 3 ) 乖離の原因

本学の入学者数につき、開学当初3年間は定員との間で1割程度の乖離であったが、2007年度については、66名と、定員比34%のマイナスとなっている。これは、法科大学院全体における入学希望者の減少に加え、立地や本学をめぐる各種環境が悪化したことを原因として、本学の受験者数が減少したことが原因である。

### 2 . 点検・評価

1 ( 3 ) で述べたように、本学における入学者数は、入学定員との乖離が2006年度以降生じているが、これは入学定員を超過するものではなく、法科大学院をめぐる環境の変化や他法科大学院との競合関係から、受験者数が減少したためである。これにより学習体制に支障が生じることはなく、

---

<sup>126</sup> 本学では昼間主コース、夜間主コースを設置しており、それぞれ概ね50名を予定して講義の運営を予定しているが、設置認可においては、両コースの区別をすることなく、1学年の入学定員100名で認可を受けている。したがって本評価報告においては、評価報告書作成のガイドラインに則り、入学定員を基準として作成している。なお入学後希望すれば、昼間主から夜間主、夜間主から昼間主への変更も可能である(履修案内11頁、履修概要(27)参照)。

特に問題はないと思料する。

### 3．自己評定

適合

(理由) 定員に達しない入学者数の問題はあるものの、本項目の評価基準に照らせば、適合している。

### 4．改善計画

特になし

### 8 - 3 - 3 在籍者数

( 評価基準 ) 在籍者数が収容定員と適切なバランスがとれていること

#### 1 . 現状

( 1 ) 入学定員 100 名 ( 2007 年度における収容定員 350 名 )

( 2 ) 在籍者数 262 名

#### 2 . 自己点検・評価

2008 年 2 月 29 日現在の在籍者数は 262 名となっている。これは、平成 19 年度入学生の減少と、毎年数名の退学者がいたことによるものである。なお、本学の入学定員は 100 名であるが、夜間主の一部学生が 4 年制コースを選択しているため、総収容定員は理論上 350 名と考えられる ( 実際は 320 名余が理論上の最大数と考えて良い )。そこで、収容定員を 320 名として算出すると、在籍者数との乖離率は 10 % であるが、大きく均衡を失する状態ではないし、また定員を超過するものではないので、これにより特に講義運営に支障は生じていない。

#### 3 . 自己評定

適合

( 理由 ) 本項目の評価基準に照らせば、収容定員 ( 仮に 320 名とする ) に対する在籍者数は約 85 % であるから、適合している。

#### 4 . 改善計画

特になし

## 第9分野 成績評価・修了認定

### 9 - 1 - 1 厳格な成績評価基準の設定・開示

(評価基準) 厳格な成績評価基準が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 成績評価についての決め事、その形式・設定経過・内容

成績評価については、学則および「大宮法科大学院大学履修規程」(以下、単に「履修規程」という。)に基本的な規定を置くほか<sup>127</sup>、後記(2)のとおり成績評価方法としては5段階評価を原則とし、その成績配分についての基準を教授会で定めている<sup>128</sup>。また、これも後記のとおり、合格・不合格の成績評価方法を採用する科目については、教授会で個別に指定することとしている<sup>129</sup>。

##### (2) 成績評価の方針

###### ア 成績評価の考慮要素

本学では、定期試験の受験資格として、教室における授業の場合、原則としてその4分の3以上の授業に出席していることを求めている。この出席要件を満たさない学生には、「N」の評価を付し、出席要件を満たしたが試験で合格点に満たなかった学生の評価(「F」)と区別して取り扱っている<sup>130</sup>。

また、平常点を加味する授業科目については、平常点の内容について、授業への出席だけではなく、教室での発言の有無や発言内容を考慮して

<sup>127</sup> 大宮法科大学院大学学則、大宮法科大学院大学履修規程(閲覧資料)

<sup>128</sup> 添付資料52 平成16年度就任予定者教授会第6回議事メモ(議題3)、同添付資料5

<sup>129</sup> 学則第26条、添付資料52 平成18年度第13回教授会議事メモ(議題3)、2008年度履修案内9頁(18)

<sup>130</sup> 2008年度履修案内9頁(16)・(18)、添付資料52 平成18年度第11回教授会議事メモ(議題4)(閲覧資料)

いる<sup>131</sup>。

#### イ 評価の区分と絶対評価・相対評価の別

成績評価については、科目毎に A ないし D および F もしくは N の 5 段階評価、または合格・不合格の評価方法を採用しているが、このうち 5 段階評価を原則的な成績評価方法とし、合格 (P)・不合格 (F または N) の評価方法を採用する場合には、実習科目または実務基礎科目で 5 段階評価を行うための客観的な成績評価基準が定まっていない、あるいは 5 段階評価を行うことが成績評価方法として適当ではないなど、一定の合理的理由があることを前提として、教務委員会の審議を経た上で教授会が個別に指定することとしている<sup>132</sup>。

5 段階評価の方法としては、各担当教員の定める合格点に達しない者を F 評価とし (絶対評価)、合格点を獲得した学生について、さらに A ないし D の評価区分による相対評価を行う方式を採用している。具体的な相対評価の方法は、当該科目について合格点に達した学生数に対して、A 評価が 10%、B 評価が 30%、C 評価が 50%、D 評価が 10% の割合となるように配分することとしている。ただし、各成績ランクについてそれぞれ上下 5% 以内の範囲で成績を調整することが許容されており、また、合格点に達した学生が 10 名未満の科目については、別途成績調整のための基準を設けている<sup>133</sup>。

#### ウ 再試験の有無・あり方<sup>134</sup>

本学では、必修科目および選択必修科目において F 評価または不合格 (F) 評価とされた者に対して再試験を実施している。再試験は、正規試験の成績表交付後 1 か月後を目処として実施し、学生に十分な学習時間を与えるようにしている。

なお、上記出席要件を満たすことができなかったため不合格 (N 評価)

---

<sup>131</sup> 期末試験成績個表

<sup>132</sup> 学則第 26 条、履修規程第 5 条、2007 年度履修案内 9 頁(18)、添付資料 52 平成 18 年度第 13 回教授会議事メモ (議題 3)

<sup>133</sup> 2007 年度履修案内 9 頁(18)、【添付資料 52 平成 16 年度 8 月 8 日臨時教授会議事メモ、平成 17 年度第 9 回教授会議事メモ】、「定期試験受験者数による評価別人数」

<sup>134</sup> 2007 年度履修案内 10 頁(19)、平成 16 年度第 5 回教授会議事メモ (議題(6))

となった者は、再試験を受験することができない。

### (3) 各科目についての成績評価基準の設定

授業科目の個別評価基準については、学則・履修規程および教授会の決定事項に基づくほか、基本的には各担当教員に任されている<sup>135</sup>。各教員が自己の担当科目について定めた成績評価基準は、原則としてシラバスに記載されているとおりである<sup>136</sup>。一部の科目については、シラバスの記載に代えて、またはこれに加えて、TKC システムへの掲載資料または事前ガイダンスの配付資料に成績評価基準を示している例もある<sup>137</sup>。

### (4) 成績評価基準の学生への開示

#### ア 開示内容<sup>138</sup>

本学の定める成績評価基準の方針については、学則、履修規程、履修案内等により、あらかじめ学生に開示している。

また、各教員は、自己の担当科目についての成績評価基準、特に成績評価にあたっての考慮要素（期末試験、中間試験、平常点の内容、複数の考慮要素がある場合にはその点数配分）を、履修案内のシラバスに記載すること、TKC システムの各授業欄またはシラバスに掲載すること、事前ガイダンスまたは第 1 回もしくは早い段階での授業において学生に告知することなどの方法で、あらかじめ学生に開示している。

#### イ 開示方法・媒体

成績評価基準の開示方法・媒体は、上記のとおり、履修案内、シラバス、TKC システム、事前ガイダンス、授業における告知などである。

#### ウ 開示の時期

成績評価基準の開示の時期については、原則として第 1 回授業までに開示することとしている。

<sup>135</sup> 学則第 26 条、履修規程第 4 条、2008 年度履修案内 9～10 頁(16)～(20)、「定期試験受験者数による評価別人数」、添付資料 52 平成 16 年度就任予定者教授会第 6 回議事メモ（議題(3)）

<sup>136</sup> 2008 年度履修案内 29～135 頁の各「成績評価の方法」欄

<sup>137</sup> 添付資料 35 シラバスの補足資料抜粋（2007 年度分）

<sup>138</sup> 2008 年度履修案内 141～149 頁（学則）・151 頁（履修規程）・9～10 頁・29～135 頁の各「成績評価の方法」欄、添付資料 35 シラバスの補足資料抜粋（2007 年度分）

## 2．点検・評価

以上のとおり、本学では成績評価の考慮要素、評価区分等について厳格な基準を定めている。また、これらの成績評価基準は、履修案内および各科目の教員による告知等によって事前に学生に周知されている。

## 3．自己評定

### A

(理由) 成績評価基準は、基本的な学内基準を相対評価により統一するなど、すべての科目について厳格で適切なものであり、すべての科目について学生への事前開示が徹底しているといえる。

## 4．改善計画

現在は、履修学生が数名程度の選択科目の成績評価についても相対評価による評価基準を採用しているが、その妥当性および他の適当な評価方法の有無などについて、なお検討の余地があると思われる。

## 9 - 1 - 2 成績評価の厳格な実施

(評価基準)成績評価が、成績評価基準に従い厳格に実施されていること。

### 1. 現状

#### (1) 成績評価基準に従った成績評価の状況

##### ア 成績評価の実施について厳格性・客観性を担保する工夫

本学では、主に以下のような工夫により、成績評価の厳格性・客観性を担保するように努めている。

##### (ア) 試験答案の採点の仕方

定期試験については、あらかじめ学生に受験番号を交付し、答案用紙には受験番号だけを記載させ、氏名等により答案用紙から学生が特定できないようにしている<sup>139</sup>。

##### (イ) 試験実施後・採点後の説明

採点後の試験答案の原本は本学で保管するが、成績表交付後一定期間答案閲覧期間を設け、学生は同期間中において、あらかじめ担当教員が教務学生課に預けておく答案のコピーを受け取るか、または答案の原本を借り出して学生自身がコピーを取る方法により、自己の答案のコピーを入手することができる<sup>140</sup>。

また、各教員(非常勤教員を含む)は、定期試験実施後試験の解説・講評および採点基準を、TKC システムを通じて掲示するなどしている<sup>141</sup>。

さらに、各教員は、担当科目につきD評価またはF評価となった者のうち必要と認める者に対して、成績表交付後原則として2週間以内に個人カウンセリングを実施することとしている<sup>142</sup>。また、GPAが2.00未満の者のうち必要と認める者に対しては、さらに教務部長および教務

<sup>139</sup> 添付資料 53 平成 19 年度定期試験実施要領(前期・後期)、答案用紙サンプル

<sup>140</sup> 平成 19 年度定期試験実施要領(前期・後期)、添付資料 54 定期試験についての TKC システム「お知らせ」欄掲載文(前期・後期)

<sup>141</sup> 平成 19 年度定期試験実施要領(前期・後期)、添付資料 37 試験解説・講評抜粋(2007 年度分 - TKC 掲載資料)

<sup>142</sup> 2008 年度履修案内 10 頁(21)、平成 19 年度定期試験実施要領(前期・後期)

部長代行がカウンセリングを行っている<sup>143</sup>。

また、学生も、上記の答案閲覧期間中に成績評価について個別に担当教員に照会することができ、照会のあった場合には、担当教員は当該学生に対して成績評価に関する説明の機会を設けなければならないことになっている<sup>144</sup>。

#### (ウ) 成績評価基準の適用状況の法科大学院への提出

本学では、各担当教員に対し、成績評価の結果を本学に報告する際に、成績評価の結果報告にとどまらず、別途所定の様式を利用して、個別の成績評価基準に従って実施した具体的な評価の概要を本学教務学生課に届けることとしている<sup>145</sup>。

#### イ 成績評価の現状<sup>146</sup>

本学が採用している相対評価による成績評価基準については、採点時の計算間違いを後に修正した例が1、2例みられた他は、厳格に守られている。なお、実際にも、法律基本科目を中心に、一定数の学生に対してF評価が付されている。

また、合格・不合格の方法で成績評価がなされる科目についても、事前に開示された成績評価基準に従って成績評価が実施されている。

#### (2) 再試験の実施状況

再試験については、本試験と別の問題を使用している<sup>147</sup>。

再試験の評価基準は、基本的に本試験と同一である。また、再試験の結果合格となっても、合格者の成績はD評価（合否科目においては「合格(P)」）となる<sup>148</sup>。

<sup>143</sup> 2008年度履修案内10頁(21)

<sup>144</sup> 成績評価に対する照会・異議申立規程第3条(2008履修案内156頁)

<sup>145</sup> 定期試験評価表、期末試験成績個表(閲覧資料)

<sup>146</sup> 成績評価一覧、成績分布表、成績個表、試験解説・講評抜粋(2007年度分 - TKC掲載資料)

<sup>147</sup> 再試験問題、本試験問題。なお、本学においては、病気・事故等やむを得ない事由によって期末試験を受験できなかった者について追試験を実施しているが、追試験においても本試験とは別の問題を使用している。(2007年度履修案内9頁(17))

<sup>148</sup> 2008年度履修案内10頁(19)、平成16年度第5回教授会議事メモ

### (3) 成績評価および再試験の実施状況の確認<sup>149</sup>

上記(1)ア(ウ)のとおり、各担当教員は、別途所定の様式を利用して、個別の成績評価基準に従って実施した具体的な評価の概要を本学教務学生課に届けることとしている。もちろん、教員が届けるべき具体的な評価の概要には、再試験の評価も含まれている。

## 2. 点検・評価

以上のとおり、本学では、おおむね、あらかじめ定めた成績評価基準に従って成績評価が実施されており、また成績評価の厳格性・客観性を担保するための工夫もしている。また、2007年度からは、各教員は成績評価の結果だけでなく、その過程についても書面にて本学に届けることとし、さらに、成績評価基準に従った成績評価を担保するための制度が整備された。

ただし、一部の科目ではあるが、厳格な成績評価の観点からみて疑問なしとしない成績評価となっている科目も見られる。

## 3. 自己評定

適合

(理由) 上記1、2のとおり、本学においては成績評価が成績評価基準に従い厳格に実施されているといえる。

## 4. 改善計画

教員が届け出る具体的な評価の概要を記載した書面の検証などを踏まえ、今後ともすべての科目について厳格な成績評価が達成されるよう、教授会での議論、FD活動などの機会を通じて、検討する。

---

<sup>149</sup> 期末試験成績個表(閲覧資料)

### 9 - 1 - 3 成績評価に対する異議申立手続

(評価基準) 成績評価に対する学生からの異議申立手続が規定されており、適切に実施されていること。

#### 1. 現状

##### (1) 成績評価に対する異議申立制度の概要<sup>150</sup>

本学では、以下のとおり、成績評価について教員の説明を受ける機会および学生が異議を申し立てる制度が整備されている(2006年度より正式導入)。

##### ア 成績評価の根拠の説明

上記9 - 1 - 2の1(1)ア(1)のとおり、学生は、上記答案閲覧期間中に成績評価について個別に担当教員に照会することができ、照会のあった場合には、担当教員は当該学生に対して成績評価に関する説明の機会を設けなければならない<sup>151</sup>。

##### イ 異議ある場合の取扱

上記成績評価についての照会があった場合、担当教員は当該学生に対する説明の後、成績評価を変更する必要があると認めたときは、成績評価を変更することができる<sup>152</sup>。

また、学生は、履修科目の成績評価に異議のあるときは、原則として担当教員との事前協議を経ることを条件として、学長に対して異議申立を行うことができる。異議申立があった場合、学長は、教務部長およびその指名する2名の専任教員で構成される成績評価審査会に異議申立の審査を求め、成績評価審査会は、担当教員および異議申立学生の双方から意見を聴取した後、成績評価の変更をなすことができる<sup>153</sup>。

<sup>150</sup> 成績評価に関する照会・異議申立規程(以下、「異議申立規程」という。)履修案内 156 頁

<sup>151</sup> 異議申立規程第3条

<sup>152</sup> 異議申立規程第4条

<sup>153</sup> 異議申立規程第5条～第7条

## ウ 学生への周知<sup>154</sup>

以上の、成績照会および成績評価に対する異議申立制度は、「成績評価に関する照会・異議申立規程」とともに履修案内およびTKCシステム上に掲載することにより、学生に周知されている。

### (2) 異議申立制度の利用状況

2006年度においては、合計5件の異議申立がなされ、そのうち3件については成績評価審査会の審査がなされている（他の2件については、担当教員による説明その他の対処により、申立取下げまたは不受理の取扱がなされている）<sup>155</sup>。2007年度は、異議申立の事例はない。

## 2. 点検・評価

以上のとおり、本学では成績評価に対する異議申立制度が整備されており、かつ学生に周知され、実際にも利用がなされている。

## 3. 自己評定

### A

(理由) 本学では、成績評価の説明や異議申立の手続は整っており、学生にも周知されているといえる。

## 4. 改善計画

本項目の評価の基準に直接関わることであるかどうか明確ではないが、さらに望まれることとしては、一部の科目についてはあるが、正式な異議申立に至る前の、担当教員による成績評価の根拠についての説明がより徹底されることが挙げられる。

---

<sup>154</sup> 2008年度履修案内 156～157頁、TKCの掲示(TOP MENU>事務局からのお知らせ>成績評価に関する照会・異議申立規程 19/1/29更新)

<sup>155</sup> 異議申立書、成績評価審査会の報告書

## 9 - 2 - 1 修了認定基準等の設定・開示

(評価基準) 修了認定基準、修了認定の体制・手続きが適切に設定されていること、及び修了認定基準が適切に開示されていること。

### 1. 現状

#### (1) 修了認定基準

本学は修了要件を、学則 27 条により、本学に 3 年以上(4 年制課程の場合は 4 年以上)在籍し、かつ学則別表第 1 の授業科目について 96 単位以上修得したと定めている(ただし、平成 18 年度入学生までは 93 単位。附則経過規定参照)。また、最大修得単位にキャップ制を定め、3 年制課程の場合、1 年次、2 年次はそれぞれ 36 単位、3 年次は 44 単位を超えて履修することはできず、4 年制課程の場合、1 ないし 3 年次にはそれぞれ 26 単位、4 年次には 33 単位を超えて履修することはできないものとされている(学則 23 条 2 項)。

本学入学前及び入学後に他の日本の法科大学院(外国のロースクールなど法科大学院と同等の教育機関を含む)で修得した単位は、個別の審査により、本学の単位として認定するにふさわしい科目によるものは、最大 30 単位を本学の単位として認定することができる制度があり(学則 24、25 条) 認定を申請する者は、カリキュラム、シラバス、教材、ノート、試験問題その他の資料を提出して、平成 18 年 2 月 15 日教授会決定による審査基準に従った審査を受けなければならないこととされている。

他の法科大学院等で修得した単位が認定された場合、個別の審査により 1 年を超えない範囲で在学期間を短縮することがある(学則 25 条の 2)。

#### (2) 進級制度

本学は学年制を採用しており(学則 15 条) 学則に基づき教授会で決定され、履修案内で学生に告知されている進級基準及び条件付進級基準において、以下のように定めている。すなわち、3 年生課程においては、1 年次及び 2 年次でそれぞれ 24 単位以上修得し、かつ G P A 1.50 以上

でなければ進級できないし、4年制課程においては、1ないし3年次で、それぞれ18単位以上修得し、かつGPA1.50以上でなければ進級できない。ただし条件付進級の制度があり、3年生課程においては、20単位以上23単位以下の修得でGPA1.50以上であるか、24単位以上の修得でGPA1.00以上であれば条件付進級になり、次の学年において本来の進級要件を満たさなければ除籍になる。4年制課程においては、条件付進級の要件は16単位または17単位の修得でGPA1.50以上であるか、18単位以上の修得でGPA1.00以上であることである。進級又は条件付進級にならなかったものは除籍される（学則35条4号）。

平成21年度入学生から、進級制が改められ、条件付進級の制度は廃止し、代わりに進級が認められなかった者について、原級留置の制度を導入することが平成20年3月12日教授会で決定された。この新しい原級留置制度は、進級要件を満たさなかった者が、24単位（4年制過程は18単位）以上の単位を修得し（ただし最終学年への進級判定時の原級留置判定には修得単位数の制限はない）、かつ全履修登録科目（最終学年への進級については法律基本科目及び必修または選択必修の実務基本科目）のGPAが1.00以上の者については原級留置とし、翌年すべての単位の再履修を要求する、原級留置の要件も満たさなかった者は除籍とすることとされた。なお原級留置の措置はいずれかの学年で1回のみ認めるものとされている。この新しい原級留置制度は、平成20年度中に学則15条・35条の改正をまって実施されることとなっている。

また留年の制度があり、3年生課程においては3年次に、4年制課程においては4年次に進級しながら修了要件を満たさなかった場合についてのみ1回限り留年を認める。ただし、留年後の1年間で修了要件を満たすことができなかった場合は除籍となる。

### （3）修了認定の体制・手続

修了認定は、教授会において、各修了予定者が所定の単位を修得していることを確認して行う。

### （4）修了認定基準の開示

履修案内に記載して開示している。

## 2．点検・評価

いわゆる単位積み上げ方式であるから、履修単位の認定が厳密になされていけば修了認定にも問題がないのであるが、学年性を採用していることから、進級要件が適切であるかも問題になる。G P A 1.50 以上という要件は決して達成困難なものではなく、この水準に達しないものは各学年に数名ないし 10 数名程度である。にもかかわらず、条件付進級制度を設けることによりそのほとんどを救済して進級させていること、その結果、特に最終学年に条件付進級制度によって進級したのも、最終学年で修了要件単位数を満たせばそのまま修了できることになっていることは若干問題であり、この点については必ずしも厳格な修了要件とは言いがたい。そこで、2009 年度入学生からは条件付進級制度を廃止し、一定の単位修得を前提として、進級条件は満たさないが全履修登録科目（最終学年への進級については法律基本科目及び必修または選択必修の実務基礎科目）の G P A が 1.00 以上の者について当該学年の再履修を要求する原級留置の制度を設けることとした。

## 3．自己評価

### B

（理由）修了認定の基準・体制・手続が適切に設定・開示されているが、実質的に修了要件の一部をなす学年制による進級要件が、平成 21 年度入学生からは改められることとなったとはいえ、現状では必ずしも厳格とはいえない点があり、非常に適切とまではいえない。

## 9 - 2 - 2 修了認定等の適切な実施

(評価基準) 修了認定が、修了認定基準及び所定の手続きに従って適切に実施されていること。

### 1 . 現状

2007 年度の修了認定の対象者数は昼間主 54 人、夜間主 3 年制 25 人、夜間主 4 年制 17 人、合計 97 人で、修了認定を受けたのは昼間主 54 人、夜間主 3 年制 25 人、夜間主 4 年制 17 人、合計 96 人であった。修了認定者の修得単位数の最多は 110 単位、最小は 93 単位、平均は 95.7 単位であった。

修了予定であったにもかかわらず修了認定がされなかった者はいない。

修了認定及び進級判定は教授会で決定されるが、修了認定は学年制を加味した単位積み上げ方式であり、進級判定は修得単位と GPA による数値基準であるから、明解な基準による機械的決定が可能である。

### 2 . 点検・評価

修了認定、進級決定とも所定の基準と手続きで実施されており何の問題もない。

進級基準については、2 学年目から 3 学年目の進級につき、2 学年末までの GPA が 1.50 未満なため条件付進級が許された者も、最終学年で可をとれば GPA の如何に関わらず卒業が可能であることが問題になった。この点は 2009 年度から新制度が実施され、条件付進級制度が廃止されることになって解決された。

### 3 . 自己評定

適合

(理由) 修了認定は、基準・手続きに従い適切に実施されている。

### 9 - 2 - 3 修了認定に対する異議申立手続き

(評価基準) 修了認定に対する学生からの異議申し立て手続きが規定されており適切に実施されていること。

#### 1 . 現状

修了認定に対する学生からの異議申立手続きは、成績評価に関する異議申立規程として規定されている<sup>156</sup>。

異議申し立てがなされたことはない。

#### 2 . 点検・評価

全く問題はない。

#### 3 . 自己評価

A

(理由) 修了認定についての異議申立手続きは整っており、学生にも周知されている。

---

<sup>156</sup> 「修了認定異議申立手続規程」2008年度履修案内 158 頁

#### 第4 その他（評価チームへの要望）

本学は、昼間主、夜間主の2部制をとり、双方に同内容の授業を提供し、評価も同基準で行っている。現実問題として、夜間主の学生は、職業を抱えての学修であるため、勉強時間の確保に苦労している。また、教員も夜間、場合によっては午後11時近くまで、授業を担当するため、体力的にも困難を感じることもある。

このような、問題点を抱えながら、本学が夜間主を維持しているのは、法科大学院創設の一つの理念である、多様な人材を法曹として養成することを目指すからである。

今回の評価にあたり、夜間主の授業は、5日（木）、6日（金）の午後7時30分以降と7日（土）の午前10時30分から実施される。5日、6日のまさに夜間に行われている授業を見学され、夜間主学生と教員の意気込みを感じていただくとともに、夜間主の学生の苦労や司法試験に向けての不安も聴取していただくことを望む。

以上